

様式 1 - 1 - 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構	
評価対象	年度評価	令和2年度(第4期)
事業年度	中期目標期間	令和元年度～令和5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣 - 3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房(法人全般)( ~ に関する業務)	担当課、責任者	総合政策課長 福島 健彦
	大臣官房( - 1, 2に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課長 田中 良典
	大臣官房( - 1に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 黒羽 真吾
	大臣官房( - 3に関する業務)		総合政策課環境教育推進室長 杉井 威夫
	環境再生・資源循環局( - 4に関する業務)		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 神谷 洋一
	環境再生・資源循環局( - 5に関する業務)		廃棄物規制課長 神谷 洋一
	大臣官房( - 6に関する業務)		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 吉住 奈緒子
	大臣官房( - 7に関する業務)		総合政策課環境研究技術室長 加藤 学
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 岡崎 雄太
主務大臣	農林水産大臣( - 3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当)		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	環境バイオマス政策課長 秋葉 一彦
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎
主務大臣	経済産業大臣( - 3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当)		
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 中原 廣道
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 佐野 究一朗
主務大臣	国土交通大臣( - 3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当)		
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 松家 新治
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 石崎 憲寛

3. 評価の実施に関する事項
<p>ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。</p> <p>また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。</p> <p>(外部有識者) <small>敬称略</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有田 芳子(主婦連合会常任幹事)</li> <li>・泉 淳一(太陽有限責任監査法人)</li> <li>・西川 秋佳(済生会宇都宮病院 病理診断科主任診療科長)</li> <li>・萩原なつ子(立教大学社会学部教授)</li> <li>・花木 啓祐(東洋大学情報連携学部教授)</li> </ul>

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		B	B			
評価に至った理由	項目別評価は全て「A」又は「B」評価であり、全体としては「B」評価が大部分を占める。また、全体の評価を引き下げる事象もなかった。よって、全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務は適正かつ着実に実施されている。</li> <li>・内部統制の強化については、期初に計画を策定して各部における取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証等を実施している。</li> <li>・業務運営に係る体制の強化・改善として、「ERCA業務継続計画(BCP)」の実効性の検証、課題の抽出を行っている。</li> <li>・災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施している。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組については、職員の時間外労働の適正管理や年次休暇の確実な取得等を推進し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として時差通勤の推進やテレワークの本格導入を行った。等</li> </ul>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償業務(徴収業務)・・・ICTの利点を活かしたさらなる業務効率の改善や事業への新たな価値の付与等の成果を客観的に評価するデータの収集や指標の検討が望まれる。</li> <li>・公害健康被害予防事業(調査研究、知識の普及・情報提供、研修)・・・COPDなどの基礎疾患を有する場合や発汗を抑制する抗コリン作用のある薬を服用している場合においては熱中症の予防のために特段の注意が必要となることに鑑み、熱中症警戒アラート及び熱中症予防指針を踏まえた対応等熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。</li> <li>・地球環境基金業務(助成事業)・・・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける状況下においても、助成先団体の活動の継続や助成事業の質の確保に向け、オンラインを活用しながら、事前の目標の共有や中間コンサルテーション等のスキームを着実に実施するとともに、助成先団体の状況やニーズを踏まえながら、助成事業アドバイザー等による活動支援や、より一層の電子化による事務手続きの効率化を進めていくこと。</li> <li>・石綿健康被害救済業務(認定・支給に係る業務)・・・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保健所説明会等の実施が一部困難となることが予測されるが、WEBで開催するなどコロナ禍における影響を最小とし、石綿健康被害救済制度を円滑に運営することが重要である。等</li> </ul>
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第4期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。令和元年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。等
その他特記事項	特になし。

様式 1 - 1 - 3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考 (評価比率)
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
< 公害健康被害補償業務 >	B	B					12%
徴収業務	<u>B</u>	<u>B</u>				1 - 1	(8%)
納付義務	B	B				1 - 2	(4%)
< 公害健康被害予防事業 >	B	B					10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<u>B</u>	<u>A</u>				2 - 1	(5%)
地方公共団体への助成事業	B	B				2 - 2	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B	B				2 - 3	(2%)
< 地球環境基金業務 >	B	B					13%
助成事業	<u>B</u>	<u>B</u>				3 - 1	(7%)
振興事業	B	B				3 - 2	(4%)
地球環境基金の運用等	B	B				3 - 3	(2%)
< ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務 >	B	B				4	1%
< 維持管理積立金の管理業務 >	B	B				5	1%
< 石綿健康被害救済業務 >	A	B					20%
認定・支給に係る業務	<u>A</u>	<u>B</u>				6 - 1	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B	B				6 - 2	(1%)
< 環境研究総合推進業務 >	A	A					13%
研究管理	A	A				7 - 1	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>	<u>A</u>				7 - 2	(6%)
	B	B					70%

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「 」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、令和2年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」：4ポイント、「B」：3ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.22 B」となる。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考 (評価比率)
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
・ 業務運営の効率化に関する事項							
経費の効率化	B	B				1	5%
給与水準等の適正化	B	B				2	1%
調達の合理化	B	B				3	3%
	B	B					9%
・ 財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化	B	B				1	7%
承継業務に係る適切な債権管理等	A	A				2	4%
	B	B					11%
・ その他の事項							
内部統制の強化	B	B				1	2%
情報セキュリティ対策の強化、適正な文 書管理等	B	B				2	1%
業務運営に係る体制の強化・改善、組織の 活性化	B	B				3	7%
	B	B					10%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1 - 1	徴収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 58 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	<p>&lt; 重要度：高 &gt; 公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。</p> <p>&lt; 難易度：高 &gt; 制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で 99% 以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要のため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0272

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報				主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99% 以上	第 3 期中期目標期間実績：99% 以上	99.7%	99.6%				予算額（千円）	40,222,989	39,418,930			
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99% 以上	第 3 期中期目標期間実績：99% 以上	99.987%	99.986%				決算額（千円）	37,098,926	35,050,960			
								経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409			
								経常利益（千円）	630,827	1,324,409			
								行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708			
								従事人員数	20	20			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>&lt;評価指標&gt; (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率): 毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt; (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率)については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p>	<p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率): 毎年度99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上(担当者研修会等)を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に的確に対応する。</p>	<p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率): 99%以上(前中期目標期間実績:99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率): 毎年度99%以上(第3期中期目標期間実績:99%以上)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率)</p> <p>補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応</p> <p>ア.申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導 納付義務者が制度や申告の手続について正しい理解が得られるよう、受託事業者である日本商工会議所において、全国各地の商工会議所の担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための研修会を毎年3月に開催しているが、令和2年3月に予定していた研修会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催を中止した。このため、各商工会議所の担当者に対し、申告時に誤りや照会が多かった点をまとめた注意喚起の追加資料を配布するとともに、令和2年度の申告・納付期間においては、納付義務者への指導方法や機構への申告書類の提出方法等について指導を行った。</p> <p>また、令和3年度に向け、受託事業者と全国各地の商工会議所をつなぐネットワークを利用したオンラインでの研修会を令和3年3月に開催し、各地商工会議所の申告体制を整え、指導の強化を図った。</p> <p>イ.納付義務者からの相談、質問事項等への対応</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価:A</p> <p>徴収業務は、第4期中期目標で重要度が高く難易度も高いと評価されている。公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・納付率を確保することが必要不可欠であるため、重要度が高く、また、制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で99%以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要なため、難易度が高い業務と評価されているところである。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況であったが、制度運用の適正性及び公平性を確保するため、積極的に体制や指導方法を変更する等、柔軟に対応するとともに、システム改修を行い、納付義務者の申告・納付手続きの利便性の向上や業務の効率化等を図った。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; 新型コロナウイルス感染症の拡大により業務遂行に大きな影響を受けることとなったものの、オンラインによる研修会の開催や電子メールによる照会回答、特設ホームページの開設などICT(情報通信技術)を活用した事業実施手法の見直しを行うことにより、申告受付・相談窓口受託事業者への指導、納付義務者に対する制度・申告手続の周知、申告督促、実地調査等の徴収業務を的確に実施し、結果として100%に限りなく近い収納率を維持することができた。これは国民年金等の他の公租公課と比較して極めて高い水準であり、本制度が、汚染負荷量賦課金の徴収に関し、企業の自主的な協力を前提として申告納付制度が導入されていること及び赤字法人にも申告納付義務を課していることを踏まえると評価に値する。</p> <p>令和2年3月に開催を予定していた申告受付相談窓口業務の受託事業者に対する研修会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止を余儀なくされたものの、令和3年3月にはオンラインによる研修会を開催し、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響下においても受託事業者への指導を行うことのできる体制を整えた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、例年4月に開催する申告納付説明会・相談会等の中止を余儀なくされ、納付等に</p>	

				<p>(ア) 申告納付説明・相談会の実施</p> <p>例年、申告・納付が的確に行われるよう、受託事業者と連携を図りつつ全国各地の商工会議所で申告納付説明・相談会を開催しているが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催を中止した。</p> <p>開催中止に伴い、納付義務者からの相談・問合せが多く寄せられることが予想されたため、機構職員のテレワーク実施下でも対応できるよう、問合せはメールで受け付ける旨の呼び掛けを機構ホームページ等で行った。</p> <p>申告納付説明・相談会は、納付義務者に対して制度概要、申告書類の作成方法、前年度との変更点等を説明する場であると同時に、納付義務者からの質問に対応し、制度に対する意見を受け止め、賦課金の申告・納付への理解を求める場となっている。そのため、令和2年度は中止したものの、令和3年度に実施のオンラインによる申告納付説明・相談会に向け、汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト(以下「特設サイト」という。)及び説明動画を作成し、実施方法を改善した。</p> <p>(イ) 納付義務者からの問合せへの対応</p> <p>申告・納付期間である4月1日から5月15日までの間に機構や商工会議所に寄せられた問合せについては電子メール及び電話で対応し、機構職員のテレワーク時には多くを電子メールで対応した。</p> <p>申告において誤りや照会が多かった事項については、本来であれば受託事業者の担当者研修会や申告納付説明・相談会で注意喚起をすることであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響でやむを得ず中止し、納付義務者からの問合せ・相談への対応の中で説明を行った。</p> <p>令和3年度のオンラインによる申告納付説明・相談会の実施に当たり、特設サイトで制度概要及び申告書類の作成方法等の説明動画を配信し、主なQ&amp;Aも掲載して問合せ対応の充実を図った。</p>	<p>まず、納付義務者からの申告の受付・相談窓口等を受託している受託事業者に対する研修ができなかったことから、過去の申告時に誤りや照会が多かった点をまとめた注意喚起の追加資料を作成・配布するとともに、令和3年度に向けオンライン研修を開催し効果的な指導を行うよう体制の強化を図った。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、直接説明相談する場である対面の申告納付説明・相談会等を中止せざるを得なくなり、また納付義務者等がテレワーク(在宅勤務)を余儀なくされる等、申告及び納付が憂慮される中、納付義務者からの問合せをメールで受け付ける方法に変更した。併せて問合せ、回答を集約したQ&amp;Aを機構ホームページに掲載するとともに、個別に説明が必要な場合には直接電話を行う等、丁寧に対応した。また、制度説明については、機構ホームページ上に分かりやすいページを特設し、ここに誘導することで、納付義務者がテレワークでも理解を深められる体制を速やかに構築した。</p> <p>さらに、納付義務者がテレワーク下で業務を行うに当たって要望が多く寄せられたオンライン申告システム及び徴収審査システムを</p>	<p>影響が生じることが懸念されたが、納付義務者からの問い合わせ等に電子メール等で回答するとともに、環境再生保全機構ホームページに問い合わせ・回答を集約したQ&amp;Aを掲載する等の対応を行った結果、申告率及び収納率ともに、感染拡大前と同水準の99%以上を確保した。</p> <p>また、納付義務者の利便性を確保するためのオンライン申告では、感染症拡大により納付義務者から要望が多かったオンライン申告システムにログインするための認証情報を電子メールで送付(対応)できるようシステム改修を行い、さらなる利便性を確保した。Pay-easy(ペイジー)収納サービスによる電子納付においても取扱金融機関を拡大し、着実に収納件数を増やしている。</p> <p>さらに政府による押印廃止を受け、様式・申告書類作成マニュアルの改定を速やかに対応した。</p> <p>令和3年度に向けては、用紙申告等で申告した納付義務者に対し、オンライン申告の利便性を説明するチラシの作成周知、さらに、機構ホームページに申告・納付特設サイトを作成し、汚染負荷量賦課金の賦課料率や申告・納付の説明動画等を作成し、中期目標の99%以上確保に向け、必要な措置を着実に実施した。</p> <p>以上から、本事業に求められる成果を着実に実施していると判断し「B」とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大による業務遂行への重大な影響が懸念されていた中であって、ICTを活用した業務実施方法の見直しを進め、感染拡大前と同水準の実績を確保したことは評価できる。一方</p>
--	--	--	--	--	--	---

<p>(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上(前中期目標期間実績：99%以上)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p>	<p>未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。</p> <p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度99%以上(前中期目標期間実績：99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>未納の納付義務者(滞納事業者)に対して、機構において毎年度、電話、文書</p>	<p>納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の一層の支援を受け、個々の納付義務者の実績を把握し、有効な申告督促を引き続き強化する。</p> <p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上(前中期目標期間実績：99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。</p> <p>未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上(第3期中期目標期間実績：99%以上)</p>	<table border="1" data-bbox="1210 136 1804 226"> <tr> <td>電子メール問合せ件数</td> <td>元年度 105件</td> <td>2年度 399件</td> <td>増加率 3.8倍</td> </tr> </table> <p>未申告納付義務者に対する申告督促の実施</p> <p>汚染負荷量賦課金申告を期日(5月15日)までに行わない未申告納付義務者(以下「未申告者」という。)に対し、受託事業者及び機構において、電話、文書等による申告督促を行った。</p> <p>その結果、納付義務者数8,151事業所中、未申告者は518事業所(令和元年度比1.2倍)であったが、489事業所が申告に応じ、清算結了の1事業所を除いた28事業所まで未申告者を縮小させ99.6%と高い申告率を確保した。</p> <p>(B)汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率</p> <p>未納の納付義務者に対する納付督促の実施</p> <p>令和2年度の納付督促は、電話による督促を144件の滞納事業者(納付期限までに納付しない者及び申告後当月中に納付して</p>	電子メール問合せ件数	元年度 105件	2年度 399件	増加率 3.8倍	<p>速やかに改修するとともに、電子納付収納サービス(ペイジー)の窓口を拡大する等、納付義務者の利便性や申告・納付業務の効率性を確保するための取組を着実かつ速やかに実施した。</p> <p>機構においては、国内で初めての緊急事態宣言が発出され、テレワークというこれまでにない業務体制の中でも職員同士が密に連絡を取り、申告書の受付、チェック及び用紙申告の入力作業等の徴収業務体制を整え、問題なく申告・納付業務を行うことができた。こうした努力が奏功し、評価となる目標値を上回ったこと、また、先に示したようなコロナ禍における徴収業務の高困難性という特殊事情を勘案して、「A」評価の基準に該当すると判断した。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、申告の受付・相談窓口等を受託している全国各地の商工会議所及びオンライン申告セミナーの中止を余儀なくされた。そのような状況の中、納付期限の延長を求める企業が令和元年度比で26%増の305事業所あったことに加え、納付遅滞も見られたが、個々の状況をよく見極めながら納付義務者からの問合せ等に丁寧に対応す</p>	<p>で、このコロナ禍においてオンラインによる会議や研修の開催、ホームページや電子メールの活用、押印の省略といった手法が一般化しつつある中、ICTの導入が従来の業務実施方法の代替措置としての位置づけに留まっている。</p> <p>今後のウィズコロナの社会を見据え、納付義務者の理解と協力を得て申告額に係る収納率を高い水準で維持し続けられるよう、納付義務等の分かりやすさや事務手続の利便性の更なる向上を目指して事務を進める必要が高まりつつあると考えられる。</p> <p>このため、ICTの利点を活かしたさらなる業務効率の改善や事業への新たな価値の付与等の成果を客観的に評価するデータの収集や指標の検討が望まれる。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>
電子メール問合せ件数	元年度 105件	2年度 399件	増加率 3.8倍							

<p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保 &lt;関連した指標&gt;</p> <p>(c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数(前中期目標期間実績:平均41件/年)</p>	<p>及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p> <p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。 (A) と同)</p>	<p>する。</p> <p>納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p> <p>(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対しては、外部専門家の一層の支援を受け、個々の納付義務者の実情を把握し、有効な申告督促を引き続き強化する。(A) と同)</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数(第3期中期目標期間実績:平均41件/年)</p>	<p>いない者)に対して行い、139件の収納を得た。その結果、令和2年度の収納率は99.986%となった。</p> <p>納付に応じなかった未納の納付義務者に対する措置 令和元年度以前の未納の納付義務者は、令和2年度期首時点で10件であった。 そのうち、7件は納付計画に基づく納付が行われており、3件は破産、清算終了により債権の処理を終了した。令和2年度末で納付計画分を除く期首分の未納は終了した。 なお、納付に応じなかった未納納付義務者に対する納付督促(現地実施)は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止した。</p> <p>(C) 制度の適正性・公平性の確保</p> <p>未申告納付義務者に対する申告督促の実施((A)と同様のため省略)</p>	<p>るとともに、申告及び納付期限の順守の呼び掛けや指導を粘り強く行った。その結果、申告率・収納率共に中期目標に定める目標の99%を上回り、特に収納率は99.986%に達した。</p> <p>・政府が進めた行政手続きにおける押印廃止を受け、迅速に「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」並びに関係様式を改訂するなど納付義務者の利便性、申告・納付業務の効率性の向上につなげた。また、令和3年度の対応としてオンライン申告の利便性を説明する促進チラシを作成し令和2年度に用紙申告等で申告した2,394の納付義務者へ周知した。</p> <p>・汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査及び指導は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業所の訪問は困難であると判断し中止とした。これに代替し得る調査手法を検討するため、資本金と現在分SOx排出量で区分したカテゴリから代表的な14事業所を抽出し、ばい煙発生施設に係る資料及び調査票の提出による抽出調査を試験的に実施した。その結果、不正確な申告に対し31件の指導を行った。また、今回の取組により、抽出調査は、「廃棄物焼却業」及び「所有施設が少ない事業者」においては、実地調</p>
---	---	--	---	--	---



<p>(c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数（前中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件 / 年、過年度分 平均 5 件 / 年）</p>	<p>未納の納付義務者（滞納事業者）に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。(B) と同)</p>	<p>未納の納付義務者（滞納事業者）に対しては、機構において電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。(B) 及び 同)</p>	<p>未納納付義務者に対する納付督促件数（第 3 期中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件 / 年、過年度分 平均 5 件 / 年）</p>	<p>未納の納付義務者に対する納付督促の実施 ((B) 及び 同様のため省略)</p>	<p>査に代わる手段として活用し得る等の経験的知見を得ることができた。</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍にあって対面での申告納付説明・相談会、オンライン申告セミナー及び督促業務の実施が困難となることから、オンラインでの申告納付説明・相談会等の実施により納付義務者の申告・納付に影響が出ないように、今後も納付義務者の利便性の向上、事務の効率化を図り申告率及び収納率の目標を達成していく。</li> </ul>
<p>(c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件 / 年、指導件数 平均 161 件 / 年）</p>	<p>納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。</p>	<p>申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を計画的に実施し、適正な申告となるよう指導することで、納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保する。</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数（第 3 期中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件 / 年、指導件数 平均 161 件 / 年）</p>	<p>納付義務者に対する実地調査及び指導の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業所の訪問は困難であると判断し、現地での各事業所のばい煙発生施設、SOx 排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を確認する実地調査については中止とした。これに代わる申告の適正性を確認する調査手法を検討するため、資本金と現在分 SOx 排出量で区分したカテゴリから代表的な 14 事業所を抽出し、ばい煙発生施設に係る資料及び調査票の提出による抽出調査を試験的に実施した。</p> <p>その結果、不正確な申告に対し 31 件の指導を行い、抽出調査は、「廃棄物焼却業」及び「所有施設が少ない事業者」においては、SOx 排出工程が想定可能であり実地調査に代わる手段として活用できることが分かった。また、施設が複数ある大規模工場、製造工程が複雑な事業所では SOx 排出工程が複雑で書面、電話での聞き取りだけでは確認が困難なことから実地調査による現地確認の必要があることも確認できた。</p>	<p>・汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査及び指導方法について、コロナ禍でも効率的、効果的に実施できるよう、調査時間の短縮も含め手法及び調査体制を見直す。</p> <p>・納付義務者の利便性を高めるため、電子納付収納サービス（ペイジー）による取扱金融機関の拡大に取り組みとともに、オンライン申告を促進する他、更なる情報セキュリティの強化を図るためシステムの改修を進めていく。</p> <p>・制度運用の適正性及び公平性を確保するため、新型コロナウイルス感染状況等、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、より効率的及び効果的な取組の検討を行う。</p>
<p>(c4) 申告書審査による修正・更正処理件数</p>	<p>汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実</p>	<p>申告書の審査及び実地調査を実施することで、</p>	<p>申告書審査による修正・更正処理件数(第 3 期中期目標期間実</p>	<p>申告額の誤りに対する修正または更正処理の実施</p> <p>修正または更正処理は、以下のとおり 84</p>	

<p>(前中期目標期間実績：平均116件/年)</p>	<p>地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は更正など適正な処理を行う。</p>	<p>申告額の誤りを修正又は更正など適正に処理する。また、申告額の誤りの原因等について分析することで、申告誤りを防止するための適切な対策を講じる。</p>	<p>績：平均 116 件 / 年)</p>	<p>件であった。誤りの発生原因を分析し、その結果に基づき申告誤りを防止するための適切な対策を講じた。</p> <p style="text-align: center;">申告書審査による修正及び構成の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度分修正</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td>令和2年度分更生</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> <tr> <td>過年度分修正</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>過年度分更生</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">84</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	件数	令和2年度分修正	35	令和2年度分更生	46	過年度分修正	3	過年度分更生	0	計	84										
区 分	件数																									
令和2年度分修正	35																									
令和2年度分更生	46																									
過年度分修正	3																									
過年度分更生	0																									
計	84																									
<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率(前中期目標期間実績：平均70%)</p>	<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインやFD・CD申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。</p>	<p>(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">オンラインやFD・CDによる電子申告を奨励するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、オンライン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、申告納付説明・相談会の場で利用方法の説明や周知・広報を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る電子申告率(第3期中期目標期間実績：平均70%)</p>	<p>(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保</p> <p style="padding-left: 20px;">オンライン申告の促進</p> <p style="padding-left: 40px;">令和2年度においてはオンライン申告を促進するため、納付義務者がオンライン申告システムにログインするための認証情報を電子メールでも送付できるように改善した。</p> <p style="text-align: center;">申告方式別の申告件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">令和2年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>比率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オンライン申告</td> <td style="text-align: center;">5,440</td> <td style="text-align: center;">66.9</td> </tr> <tr> <td>FD・CD申告</td> <td style="text-align: center;">534</td> <td style="text-align: center;">6.6</td> </tr> <tr> <td>電子申告</td> <td style="text-align: center;">5,974</td> <td style="text-align: center;">73.5</td> </tr> <tr> <td>用紙申告</td> <td style="text-align: center;">2,151</td> <td style="text-align: center;">26.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">8,125</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和2年度		件数	比率(%)	オンライン申告	5,440	66.9	FD・CD申告	534	6.6	電子申告	5,974	73.5	用紙申告	2,151	26.5	合計	8,125	100.0		
区分	令和2年度																									
	件数	比率(%)																								
オンライン申告	5,440	66.9																								
FD・CD申告	534	6.6																								
電子申告	5,974	73.5																								
用紙申告	2,151	26.5																								
合計	8,125	100.0																								

		<p>義務者への聴取等により利用の促進を図る。</p> <p>申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。また、セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報に関して、情報漏えいなど、インシデント発生を防止する。</p>		<p>オンライン申告システムや徴収審査システムの改修等</p> <p>上述の認証情報の電子メール送付は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により納付義務者からの問合せが多かった内容であり、要望を踏まえ速やかに電子メール送付のためのシステム改修を行った。</p> <p>また、情報セキュリティ対策を強化するべく、システムの改修において、納付義務者への影響を最小限にするため、総務部企画課情報システムチームと共にシステム改修に係る仕様書案を作成した。</p> <p>補償業務部に初めて配属となった職員に情報セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報に関して情報漏えいインシデント発生防止の対策を講じた。</p>		
<p>(d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件 / 年）</p>	<p>オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。</p>	<p>オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の手続や操作等を理解してもらうため、納付義務者の利便性を考慮したオンライン申告セミナーを計画的に開催し、その普及を図る。</p>	<p>オンライン申告セミナーの開催数（第3期中期目標期間実績：平均 16 件 / 年）</p>	<p>オンライン申告セミナーの開催</p> <p>オンライン申告セミナーを開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の開催は中止した。その代替として、オンラインのメリットや押印廃止による手続きの簡素化を記載したオンライン申告促進チラシを作成し、令和2年度に用紙申告等で申告した 2,394 の納付義務者へ配布した。</p>		
<p>(d3) ペイジー( )を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件</p>	<p>納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・</p>	<p>納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、申告納付説</p>	<p>ペイジー( )を利用した収納件数（第3期中期目標期間実績：平均 62 件 / 年）</p> <p>ペイジー（Pay-</p>	<p>電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進</p> <p>利便性向上策として取扱金融機関の拡大に取り組み、新たに2行の取扱いを開始し、1,037 件（令和元年度対比 1.4 倍）の事業者</p>		

<p>／年) ペイジー (Pay-easy): 税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス</p> <p>(d4) 申告納付説明・相談会の開催件数(前中期目標期間実績:平均103件/年)</p>	<p>相談会で説明するなどの様々な方法で納付義務者に周知徹底する。</p> <p>申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。</p>	<p>明・相談会での利用方法の説明のほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。</p> <p>受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう受託業者との調整の上全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。</p> <p>「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」等申告関係書類について、納付義務者からの照会事項、意見を把握し改善を図る。</p> <p>受託事業者と</p>	<p>easy):税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス</p> <p>申告納付説明・相談会の開催件数(第3期中期目標期間実績:平均103件/年)</p> <p>&lt;その他の指標&gt; -</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 被認定者への補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化・利便性を図るための質の高いサービスを提供すること。</p>	<p>がペイジーを利用した。</p> <p>また、以下の各種取組を行い、利用促進を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構ホームページにペイジーの取扱金融機関を掲載し随時更新</li> <li>・汚染負荷量賦課金の延納分(7月・10月・1月)の納付書発送用封筒の余白にペイジー利用案内を記載して送付</li> <li>・納付義務者に対してリーフレットを作成し配布(延納分の納付書発送時等)</li> <li>・ペイジー納付手順のデモを機構ホームページに掲載及び周知</li> </ul> <p>申告納付説明・相談会の実施等((A)イ(ア)と同様のため省略)</p> <p>「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂</p> <p>令和3年度申告に向け、年度更新及びシステム関係の修正事項等を反映するため、修正箇所の洗い出しや内容の修正検討を行い、これら冊子等の改訂を行った。</p> <p>また、国が進める押印手続きの見直しに伴い、申告書類の押印が不要となったため、新しい手続様式や申告書作成方法について納付義務者からの問合せに対応できるよう、冊子や届出書を改訂して周知に努めた。</p> <p>納付義務者からの問合せへの対応((A)</p>		
---	---	--	---	--	--	--

		<p>連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p> <p>制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。</p>		<p>イ（イ）と同様のため省略）</p> <p>担当者研修会の開催（（A）アと同様のため省略）</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1 - 2	納付業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 3 度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0269

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
								予算額（千円）	40,222,989	39,418,930			
								決算額（千円）	37,098,926	35,050,960			
								経常費用（千円）	37,174,879	35,090,409			
								経常利益（千円）	630,827	1,324,409			
								行政コスト（千円）	37,923,545	36,415,708			
								従事人員数	20	20			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （令和 2 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
< 評価指標 > (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援 < 関連した指標	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。	< 主な定量的指標 >	< 主要な業務実績 > (A) 補償給付費等の納付業務 納付申請等に係る事務処理の適正化 ア. 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の指導調査については、新型コロナウイルス感染拡大により現地調査は困難であると判断し、事務処理方法等に関するヒアリングをオンラインで実施した。ヒアリング対象は、事前のアンケートにより新型コロナウイルス対応及び Web 会議システム環境	< 評価と根拠 > 評価：B 新型コロナウイルス感染拡大の影響の中であっても、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援を行ったことから、自己評価を「B」とした。	評価	B < 評価に至った理由 > 納付業務等に係る事務処理については、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により現地調査が困難となったが、オンラインでの指導調査に対応できる 4 地方公共団体でヒアリングを実施した。 公害保健福祉事業の実態調査については、新型コロナウイルス感染症の流行下でも創意工夫のある事業実施状況について地方公共団体に情報提供した。また、「成

<p>&gt; (a1) 納付業務に係る指導調査件数(前中期目標期間実績:平均15件/年)</p>	<p>納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね3年に1回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。</p>	<p>45 地方公共団体のうち、原則として、前回の調査から2年を経過した、または特に指導が必要な地方公共団体を対象に指導調査を実施することで、補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るとともに、地方公共団体の要望及び課題を環境省に報告する。また、公害保健福祉事業については、患者の減少、高齢化に伴い、参加人数の確保が困難となっている状況を踏まえ、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集し、参考となる事例については、環境省に報告するとともに、地方公共団体に情報提供することで、地方公共団体が創意工夫のある事業を計画できるようにする。</p>	<p>納付業務に係る指導調査件数(前中期目標期間実績:平均15件/年)</p>	<p>整備の状況を踏まえた上で対応可能と回答のあった4地方公共団体を対象とした。 また、地方公共団体の事業実施状況及び要望について、環境省に報告した。</p> <p>イ. 公害保健福祉事業の実態把握 (ア) 公害保健福祉事業の実態調査 公害保健福祉事業の実態調査については、現地訪問が困難であることから、予防事業部と連携し、件数を絞って実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響下での事業実施状況について、各地方公共団体に創意工夫のある事例を情報提供するとともに、環境省に報告した。</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染拡大の影響と地方公共団体への公害保健福祉事業支援 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、公害保健福祉事業のうち、対面による講義形式での事業の多くが中止又は延期となった。他方、新型コロナウイルス感染症対策に追われている地方公共団体が多いことも踏まえ、この状況が長期化する中で、状況の変化を的確に把握し、納付業務を滞りなく実施するために必要な支援を迅速に講じていくことが必要とされた。</p> <p>背景 ・被認定者は約4割が60歳以上で新型コロナウイルス感染症の重症化高リスク者であることから、対面による事業の実施は通常に比べ慎重を要した。 ・外出制限により被認定者の基礎体力の低下が予想されたことから、被認定者に対し健康維持支援を行う必要があった。なお、地方公共団体担当者からは動画を事業へ活用することについての要望が出ていた。 ・新型コロナウイルス感染症とインフルエンザウイルスの同時流行が懸念された。</p> <p>このような状況を踏まえ、予防事業部と連携し、地方公共団体を通して以下の事業</p>	<p>・補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の指導調査については、新型コロナウイルス感染拡大により現地調査は困難であると判断し、事務処理方法等に関するヒアリングをオンラインで実施した。ヒアリング対象は、事前のアンケートにより新型コロナウイルス対応等の状況を踏まえた上で対応可能と回答のあった4地方公共団体とした。</p> <p>・公害保健福祉事業の実態調査については、新型コロナウイルス感染拡大により保健所等の業務が逼迫していたことから予防事業部と連携し件数を絞って実施した。コロナ禍における事業実施状況について、各地方公共団体に情報提供するとともに、環境省に報告した。</p> <p>・納付業務システム担当者研修会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により研修を中止し、テキストの配布及び問合せへの電話対応をした。また、令和3年度の研修に活用するため、ナレーション付き資料を作成した。</p> <p>・対面による講義形式での事業の多くが中止されている地方公共団体を支援するため、予防事業部と連携し、以下の事業を実施した。 機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」の動画及びインフルエンザワクチンの接種を推奨するための</p>	<p>人呼吸筋ストレッチ体操」の動画及びインフルエンザワクチンの接種を推奨するためのリーフレット等を作成し、地方公共団体への配布、機構ホームページでの公開等を通じて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも被認定患者の健康の回復、保持、増進させるため、公害保健福祉事業を推進する取り組みを行った。</p> <p>さらに、地方公共団体の担当者を対象とした納付業務システムに係る研修については、新型コロナウイルス感染の影響により、テキストの配布及び電話による問合せによって実施した。加えて、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも研修に活用できるナレーション付き資料を作成した。</p> <p>以上のとおり、令和2年度は、新型コロナウイルス感染の影響がある中で、実施可能な業務を最大限行うとともに、ICT(情報通信技術)を活用した事業を実施、検討していることは、評価に値する。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるためBとする。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt; いまだ新型コロナウイルス感染症の影響があるが、状況の変化を的確に把握しつつ、目標・計画の実施に向けた取り組みを進められたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>
---	---	---	---	---	--	--

<p>(a2) 納付業務システム研修の参加者数(前中期目標期間実績:平均27人/年)</p>	<p>地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。</p>	<p>納付業務システムについて、地方公共団体の意見・要望を把握し、セキュリティ対策を講じたシステム改修を行うことで、事務処理の効率化が図れるようにする。また、45 地方公共団体の担当者の研修ニーズを把握し、希望者全員を対象に研修を実施することで、担当者が納付業務システムを円滑に利用できるようにする。</p>	<p>納付業務システム研修の参加者数(前中期目標期間実績:平均27人/年)</p> <p>&lt;その他の指標&gt; -</p> <p>&lt;評価の視点&gt; 計画的に3年に1回の現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。</p> <p>納付業務システムの円滑な利用を確保す</p>	<p>を実施した。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構において「成人呼吸筋ストレッチ体操」のDVD及びパンフレットを作成し、地方公共団体に配布。機構ホームページにおいても公開。</li> <li>・インフルエンザワクチンの接種を推奨するための「インフルエンザワクチン接種のすすめ」リーフレットの配布。</li> <li>・リハビリテーション事業のオンライン開催を検討するため、東京都中央区の協力により、機構主催で呼吸筋ストレッチ教室をオンライン開催した。実施後のアンケートでは、「リモートの開催は感染予防にも時間短縮にもなり歓迎です。」等の感想が寄せられ、参加者の10名中9名から「有意義だった」と回答があった。Web会議システムを巧みに扱う参加者の様子は、今後のICT(情報通信技術)を活用した事業の可能性を窺わせた。</li> </ul> <p>納付申請等に係る事務処理の効率化</p> <p>ア. 納付業務システムに係る研修の実施</p> <p>地方公共団体の担当者を対象に、納付業務システムに係る研修を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研修の開催を中止し、テキストの配布及び電話による問合せに対応した。</p> <p>また、令和3年度の研修に活用するため、ナレーション付き資料を作成した。</p> <p>イ. 納付業務システムの改修</p> <p>納付業務システムを改修し、地方公共団体で作成する文書の作成誤りを防止する機能の追加、また Microsoft Excel2019 への対応を行った。</p>	<p>リーフレット等を作成し、地方公共団体に配布した。機構ホームページにおいても公開した。</p> <p>リハビリテーション事業のオンライン開催を検討するため、東京都中央区の協力を得て、機構主催による呼吸筋ストレッチ教室を開催した。実施後のアンケートでは、参加者の9割から「有意義だった」と回答があった。Web会議システムを巧みに扱う参加者の様子は、今後のICT(情報通信技術)を活用した事業の可能性を窺わせた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害保健福祉事業については、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、リハビリテーション事業のオンライン開催等、新たな事業の実施方法について事例を収集し、環境省に情報共有していく必要がある。</li> </ul>	
--	--	--	---	--	---	--



				るため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。			
--	--	--	--	----------------------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2 - 1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	< 難易度：高 > 社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0271

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報				主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調査研究に係る外部有識者委員会の評価	（5 段階中） 3.5 以上	第 3 期中期目標期間実績：3.2	3.7	3.5				予算額（千円）	770,100	761,640			
事業従事者への研修の受講者数	-	平成 29 年度受講者：72 人	109 人	239 人				決算額（千円）	638,367	589,583			
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 4.25 件 / 年	8 件	2 件				経常費用（千円）	659,579	599,938			
情報提供数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 150 回 / 年	150 回	172 回				経常利益（千円）	32,080	47,614			
ぜん息等電話相談件数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 1,255 件 / 年	1,026 件	986 件				行政コスト（千円）	659,579	599,938			
								従事人員数	16	16			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修                      &lt;評価指標&gt;                      (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する。                      (前中期目標期間実績: 3.2)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;                      (a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で70%程度に設定する。</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修                      (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価:(5段階中) 3.5 以上を獲得するため、以下の取組を行う。</p> <p>調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修                      (A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中) 3.5 以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。                      また、第4期より着目している高齢ぜん息罹患者は、合併症により診断や治療が困難になっている可能性があり、引き続き、高齢ぜん息罹患者の実態について調査研究を行う。</p> <p>調査研究の実施にあたり、外部有識者による年度(事後)評価を実施し、評価結果を研究実施者等にフィードバックする。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;                      調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;                      調査研究について、今後の公害健康被害予防事業(以下「予防事業」という。)の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;                      (A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において(5段階中) 3.5 以上を獲得</p> <p>外部有識者による年度評価の実施及び評価内容の研究計画への反映                      ・年度評価は、全課題の平均 3.5 を獲得。                      ・環境保健分野では、令和元年度から3ヵ年計画で実施している第12期調査研究8課題について、令和2年度の実施に向けて、令和元年度に実施した外部有識者による評価結果を研究代表者にフィードバックし研究計画に反映さ</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;                      評価: A</p> <p>以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大のなか、調査研究に係る外部有識者の評価が目標に達成していることに加え、事業従事者への研修について、オンラインでの実施に切り替え、受講者数が大幅に増加(令和元年度比219.3%)し、受講者アンケートでも高い評価を得ることができた。</p> <p>また、コロナ禍の中、ぜん息等の発症予防及び健康回復に必要な情報を迅速・正確に伝えるため、ICT(情報通信技術)を活用した事業手法を積極的に取り入れ、COPD 普及啓発の特設ホームページのアクセス数は約10万回、理学療法士による呼吸筋ストレッチ動画の再生回数も約1.1万回など、多くの方々に視聴していただくことができた。あわせてICT(情報通信技術)に不慣れな高齢者も可能な限りオンラインでの事業に参加していただくため、事前にNPO法人、患者団体、ご家族の協力を得て十分な準備を行い、事業内容や進行などのノウハウを動画に取りまとめ、さらにウィズコロナを見据えて、予防事</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;                      予防基金の運用収入が減少し、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、事業財源の安定的な確保を図りつつ、人と人との接触機会を可能な限り抑えるためICT(情報通信技術)を有効に活用しながら、積極的に取組を実施した。</p> <p>知識の普及・情報提供については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面による事業実施が困難であったことから、ぜん息等の発症予防及び健康回復に必要な情報を迅速かつ正確に伝えるため、ICT(情報通信技術)等も活用しつつ多様な取組を実施した。発信する内容、対象者層の特性やニーズ、想定される利用形態等に応じて情報発信に用いる媒体の種類や発信の方法を決定し、必要がある場合には関係するステークホルダーの協力を得ながら情報発信の環境を整える、あるいは複数の情報発信の手法を組み合わせるなど、普及啓発の効果を高めるためのきめ細やかな取組を実施している。</p> <p>特に第4期中期目標においてその罹患者の増加が着目されているCOPD(慢性閉塞性肺疾患)に関しては、セルフチェックプログラムやチャットボットによる相談機能を有する特設ホームページを開設し、96,353人のホームページアクセス数と32,744人のセルフチェックプログラム利用者数を記録するとともに、セルフチェックプログラム利用者のうちCOPDの疑いのある利用者18,165人に対して専門医のいる医療機関リストを提供するなど、</p>	

<p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施  &lt;関連した指標&gt;  (b1) 事業従事者への研修の受講者数(平成 29</p>	<p>画に反映させる。   更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p>	<p>(B) 地方公共団体が実施するソフト 3 事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な</p>	<p>&lt;評価の視点&gt;  研修事業が、事業従事者の研修後の取組の変化につながる効果的な内容となっているか。</p>	<p>せた。  ・高齢のぜん息及び慢性閉塞性肺疾患 (COPD) の罹患者の増加に着目し当該罹患者の治療実態については、調査を継続し効果的な治療・指導方法について取りまとめを進めている。  ・環境改善分野では、わが国の環境基準の達成率が極めて低い光化学オキシダント対策の検討に資する知見を蓄積するため、令和元年度評価において外部有識者より意見のあった米国における環境基準変更の背景及び根拠について追加調査を行い取りまとめた。   外部有識者による年度評価の実施及び評価のフィードバック  ・各調査研究班の班会議(検討会)に機構職員が出席し、調査の進捗状況や新型コロナウイルス感染拡大による調査研究への影響について確認し、年度評価のための準備を進めた。班会議は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインで実施した。  ・研究期間 2 年度目(令和 2 年度)の外部有識者による年度評価を行うための発表会(評価ヒアリング)を実施し、報告書に取りまとめた。発表会は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて一部集合とオンラインでのハイブリット形式で実施した。緊急事態宣言下でも、研究代表者(発表者)が参加しやすい態勢で実施ができた。  ・評価結果の内容は、研究期間 3 年度目(令和 3 年度)の調査研究の実施に反映させるため、研究代表者へフィードバックした。   (B) 事業従事者への効果的な研修  ・事業従事者研修へ 239 人の参加を得た。  ・地方公共団体が実施するソフト 3 事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、予防事業への理解を深め、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に次表のとおり実施した。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大</p>	<p>業を行う自治体にもフィードバックすることができたことから、自己評価を「A」とした。   ○調査研究について、高齢ぜん息患者の増加に着目し、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態について解析を進め、効果的な治療・指導方法について引き続き調査を行った。当該調査研究を含めた外部有識者委員会における研究評価では、基準値を上回る平均 3.5 を獲得した。  予防事業に携わる地方公共団体職員を対象にした基礎研修は、集合形式からオンライン形式に変更し 151 人が受講し 108 人(令和元年度実績 21 人)が修了した。また、基礎研修で得られた経験からカリキュラムの構成や時間配分を見直し、全ての研修をオンラインで実施した結果、485 人(令和元年度実績 331 人)が修了した。  知識の普及・情報提供では、対面での事業実施が困難だったことから、従来の実施方法に囚われることなく、オンラインで提供できるよう動画配信コンテンツを制作した他、マスメディアによる COPD の普及啓発とリモート講演会を組み合わせた事業を行うなど、新しい生活様式に合わせた事業実施によりこれまで以上</p>	<p>一方的な情報発信に留まらず受診勧奨までを含む実効性の高い取組を実施している。さらに、これと組み合わせる形でテレビCMやラジオ、新聞広告などの各種マスメディアを通じてCOPDの早期発見及び受診勧奨のための広報を実施することにより、上記の特設ホームページによる情報発信の効果を高めるとともに、COPDの認知度を広告投下前(30.9%)から投下後(34.1%)と大きく向上させている。これらは第4期中期目標に掲げるCOPD 対策の推進に大きく貢献するものであり、今後のCOPD認知度のさらなる向上及びぜん息等の発症予防への期待が高まる取組が実施されているものと高く評価できる。   研修において、3密を避けるため全ての研修を集合形式からオンライン形式に迅速に変更し、誰もが何処でも受講できるオンライン研修の特性を生かすなど、定員を大幅に増やし、受講者数が令和元年度に比べ、大幅に増加した(令和元年度比 219.3%)。また、研修内容が今後の業務に活用できる等、受講者及び所属上長において高評価を得ている。   調査研究において、研究の質の確保を図りながら、環境保健分野、環境改善分野ともに、調査研究成果発表会を通じて評価委員による年度評価を行った結果、平均で評価指標を上回り、今後の調査研究の実施に反映させるため研究代表者へフィードバックを行った。また、現地調査の代替措置としてオンラインを活用した書面調査を一部の機関において実施し、会計処理が適正に実施されているか確認を行った。   以上から、これまで以上に大いに価値を高める取組を実施していることから「A」</p>
---	--	---	--	---	--	--

<p>年度受講者：72人)</p>	<p>知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。</p>	<p>地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアンケートを実施しニーズの把握を行うとともに、応募が多</p>	<p>を受けて、全ての研修を集合形式からオンライン形式に変更した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初めて予防事業に携わる地方公共団体の職員(事務職、保健師及び栄養士等)を対象にしたソフト3事業研修では、試行的に機構ホームページを通じてYouTubeでの動画配信を行い、151人(令和元年度42人、360%増)の受講者を得た。また、試行実施の経験をもとに、その他のオンライン研修の実施要領等に反映した。</li> <li>12月以降実施の研修では、誰もが何処でも受講ができるオンライン研修の特徴を活かしつつ、クラウドサービスを活用して受講管理が行えるよう改善を図った。</li> <li>クラウドサービスの活用により、全ての研修の定員を増やし(従来の集合形式時延べ290人定員からオンライン配信延べ500人限度)募集を進めるとともに、カリキュラムと時間配分の見直し(コース間でカリキュラムを共通化、1本の動画時間を20~30分程度にコンパクト化)を図り、受講管理を行った。さらに、希望者が多い医療従事者向け研修等については、Web申込を採用するなど手続きのデジタル化を進めた結果、500人定員に対し、約1,200人の応募があった。応募多数により受講できなかった方のため一部の講座を機構ホームページで公開することにより受講できる環境を提供した。</li> </ul> <p>受講者へアンケートの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受講者に対してアンケート調査を実施し、受講満足度は有効回答者の平均95.0%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。</li> <li>アンケートの自由記述には「相談対応時に具体的に説明できる」、「健康診査においてぜん息やアレルギーに関する質問が多く、生活における注意点など学んだことを伝えたい」等の感想があり、今後の業務に活用できるとの回答が平均98.2%であった。</li> <li>オンラインによる研修を行ったことにより、受講者からは、「時間の拘束がなく自分のペー</li> </ul>	<p>の全国規模での普及啓発ができた。(特設ホームページのアクセス数96,353人、リモート講演会の視聴者数228人)</p> <p>その結果、COPDの認知度が向上(広告投下前の30.9%から投下後は34.1%)した他、COPD診断チェックシートに入力のあったユーザー数は32,744人となり、令和元年度パッケージ支援における肺年齢測定会等の事業参加者1,196人を大きく上回る実績を得ることができた。</p> <p>厚生労働省と連携実施したぜん息の発症予防を図るための講習会も集合形式からオンライン形式で実施し、5,622人の応募を受け入れ、ライブ配信、見逃し配信を含めた視聴者は7,180人(令和元年度実績708人)となった。通常参加できない地方の在住者が視聴できたことなど、好意的なコメントが多数寄せられた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>調査研究について、環境保健分野及び環境改善分野とともに、研究最終年度となる令和3年度に取りまとめを行っていく。また、令和4年度から2年間で行う予定の新規公募について、外部有識者の助言を得ながら令和3年度に公募を実施する。</p>	<p>とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>近年の低金利により予防事業の予算総額が縮減する現状を踏まえ、1課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業にふさわしい研究成果が得られるよう適切な運営がなされることを期待する。</p> <p>高齢のぜん息及びCOPDの罹患者の増加に着目した調査研究及び情報提供等については、ニーズ等を適切に把握した上で引き続き効果的な事業の実施に努められたい。</p> <p>また、COPDなどの基礎疾患を有する場合や発汗を抑制する抗コリン作用のある薬を服用している場合においては熱中症の予防のために特段の注意が必要となることに鑑み、熱中症警戒アラート及び熱中症予防指針を踏まえた対応等熱中症予防に関する情報の発信、人材育成等に積極的に努められたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止を余儀なくされた業務があるが、状況の変化を的確に把握し、必要な措置を講じ事業を進められたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし</p>
-------------------	--	---	--	---	---

い研修の参加人数を増やし、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。

地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化について、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。

地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について、上長にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。

「受講できる」「隙間時間を有効利用できた」「繰り返し見て理解が深まった」「呼吸機能検査やエピペンの使い方などは動画で分かりやすかった」などの評価を得た。

・研修カリキュラムについては、「小児から成人までのぜん息及び COPD に加え、ぜん息に関連してアトピー性皮膚炎などアレルギー全般について幅広く学ぶことができる」として満足度が高かった。

・試行的に行ったソフト 3 事業研修 (YouTube 動画配信) において、受講者から講師に質問をしたいとの要望があったため、研修後アンケートに質問欄を設け、質問に対する回答を行った。

研修受講者の評価

研修コース	上位 2 段階の評価率
ソフト 3 事業研修	90.7%
保健指導研修	95.0%
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	96.7%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	95.0%
環境改善研修	97.7%
計 (平均)	95.0%

研修後の上長への追跡アンケートによる研修効果の把握・分析

・地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、上長及び受講者のニーズをさらに把握し、令和 3 年度の研修に反映させるため、受講者の取組の変化について、上長にアンケートを行った。

・アンケート調査結果から、受講満足度は有効回答者の平均 97.6% から 5 段階評価で上位 2 段階までの高評価を得た。また、研修成果を活用できると平均 93.5% から 5 段階評価で上位 2 段階までの高評価を得た。

・受講後の受講者の変化として、「疾患への基

研修のうちオンライン研修では実施ができなかった手技を伴う実習研修について、新型コロナウイルスの感染症の状況も注視しつつ、オンライン又は実地での集合形式での実施に向けて検討を進めていく。また、オンライン形式への移行に伴い定員設定を見直すとともに、修了者率が集合形式と比べオンライン形式の方が低いことから、改善策を検討する。

<p>(C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理          &lt;関連した指標&gt;          (c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数(前中期目標期間実績:平均4.25件/年)</p>	<p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。          新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調</p>	<p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。          調査研究費の経理処理について引き続き指導・助言を行うとともに、関係規定に基づき現地調査を実施する。</p>		<p>礎知識や対処方法、他の疾患・健康状態への影響などを理解することで住民へ提供できる情報量が増え、より積極的に事業に取り組むことができている」「事業の企画、立案に際して位置づけを明確に意識している」などの回答があった。          ・オンラインでの研修については、「新任だけでなく係長等も受講でき共有することができた」「都合にあわせた時間帯に受講が可能であるため、多くの人が参加できた」「再度聞きたい点をもう一度見直すことができ良かった」とあった。          ・一方で、「地方公共団体間の情報交換の場がなかったのは残念であった」「他の地方公共団体の事業内容を知りたい」「集合研修とオンライン研修を織り交ぜた内容でお願いしたい」との回答があり、今後の課題として検討していく必要がある。</p> <p>受講者の所属上長の後日評価</p> <table border="1" data-bbox="1210 989 1819 1220"> <thead> <tr> <th>地方公共団体従事者向け研修</th> <th>上位2段階の評価率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフト3事業研修</td> <td>98.8%</td> </tr> <tr> <td>保健指導研修</td> <td>95.7%</td> </tr> <tr> <td>計(平均)</td> <td>97.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(C) 調査研究の適切な実施          調査研究費の適切な執行に係る助言・指導及び調査研究実施機関への現地調査の実施          ・調査研究実施機関会計担当者からの研究費執行に関する問合せに対し、事務処理説明書をもとに適切に指導を行った。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、現地調査の代替措置としてオンラインを活用した書面調査を2機関に対して実施し、調査研究の</p>	地方公共団体従事者向け研修	上位2段階の評価率	ソフト3事業研修	98.8%	保健指導研修	95.7%	計(平均)	97.6%		
地方公共団体従事者向け研修	上位2段階の評価率													
ソフト3事業研修	98.8%													
保健指導研修	95.7%													
計(平均)	97.6%													

<p>(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p>&lt;関連した指標&gt; (d1) 情報提供数(前中期目標期間実績:平均150回/年)</p>	<p>査を実施し調査研究費の適正な執行を確保する。</p> <p>(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNSを用いて積極的に情報提供を行う。</p>	<p>(D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及に関して最新情報を始め適切に情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供についての的確に対応する。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; 知識の普及事業については、分かりやすく、効果的・効率的に提供できているか。</p>	<p>実施状況と併せて、支出証拠書類、帳簿、物品等の購入手続き及び納品物の検収等について確認を行った。</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大の影響により計画の変更が必要となる研究が生じたことから、研究機関の変更等に係る契約変更を行った。</p> <p>(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p>ぜん息・COPD等に関する情報のWeb、SNS等を用いた情報提供</p> <p> ) 専門医からのメッセージ動画の配信</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡大が進む中、患者の不安感を少しでも払しょくするため、新型コロナウイルス感染症とぜん息及びCOPDとの関係について、専門医からのメッセージ動画を制作しホームページを通じて令和2年4月の緊急事態宣言発出後速やかに配信した。</p> <p> ) 人材バンク登録者の協力による呼吸リハビリテーション動画の配信</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の拡大により地方公共団体で行う助成事業の事業実施が困難になり、病院等においても呼吸リハビリテーションの施術を行うことができない状況となり、人材バンク登録者の活躍の場が減少した。そのため、人材バンクのネットワークを活用し、理学療法士による呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーションについての動画を制</p>		
--	---	--	--	---	--	--



				<p>作しホームページを通じて配信した。</p> <p>）ぜん息マークの制作  ・新型コロナウイルス感染症の拡大が進む中、咳の症状などによりぜん息等の患者が公共交通機関を使用しづらいとの声が寄せられた。これに対して、予防事業キャラクター「ぜん太とソック」をモチーフにしたぜん息患者への理解や配慮を周囲へ自然と促すぜん息マークキーホルダーを制作し、地方公共団体、個人の患者に約2,500個配布した。</p> <p>）栄養指導動画配信及び副教材の制作  ・健康診査事業においてぜん息に対するアレルギーのリスク因子を持った児童を対象とした栄養指導のための冊子「食物アレルギーに配慮した離乳食の進め方 - レシピ集 - 」の制作と教育動画を制作し、ホームページを通じて冊子を配布するとともに動画を配信した。</p> <p>）ぜん息自己管理支援アプリに関する情報収集の実施  ・ICT（情報通信技術）の普及に伴い、スマートフォンを活用した健康管理が進む状況を踏まえ、冊子で提供しているぜん息日記と類似する機能を有するスマートフォン版の既存アプリの調査検証やアプリ開発が可能なベンダについて情報収集を行った。  ・情報収集の結果、既存アプリでは機構ぜん息日記の記録管理内容の網羅性評価では、最も充足率が高いアプリでも6割程度にとどまっていた。  ・ぜん息患者の自己管理支援資材としてぜん息日記は、毎年約5万部が活用されているところ、今後デジタル化への対応として、同日記と同等の自己管理支援機能を有するスマートフォンアプリの有益性について調査を進めていくこととしている。</p> <p>）ぜん息・COPDプラットフォーム及びSNS等の運用</p>		
--	--	--	--	--	--	--

・機構が制作した動画及び最新情報を中心に、SNS（ツイッター）やメールマガジンを用いて積極的に情報発信を行った。（SNS 発信回数：172回、同フォロワー：718人（令和元年度末から248人増）、メールマガジン発信回数：30回、同登録数：5,961件（同470人増）

）パンフレットの提供

・パンフレットは、患者やその家族のほか、医療機関や医療従事者、予防事業を行う地方公共団体に優先配布し、令和2年度は約25.3万部を提供した。また、ホームページにおいてPDFでも提供した。

・公害健康被害予防事業に関する連絡会（令和2年12月開催）において、参加した患者団体から各種パンフレットへの高評価と併せて、デジタル化が進み紙媒体の発行が減る中で紙媒体発行の要望が強かったことから、引き続き増刷を継続する必要がある。

・ホームページに掲載した画像・動画及びパンフレットについて、企業や医療機関等からの転載要望に積極的に応じ、ぜん息等に関する知識の普及を図ることができた。具体的には、ぜん息日記がテレビ番組で紹介されたほか、病院で吸入器の使い方に関する動画が活用された。（転載数：135）

・令和元年度に制作した小児用ぜん息日記「まいにちげんきノート」の配布を開始した。

パンフレット提供先	部数
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	47,482部
医療機関	178,787部
個人等	26,973部
計	253,242部

）すこやかライフの発行及びぜん息等に関するコラムの連載

・ぜん息&COPDのための生活情報誌「すこやかライフ」No.55の発行に当たり、最新の科学的知見を発信していくため、外部有識者によ

				<p>る編集委員会を開催し、取材及び編集作業を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・編集に当たっては、令和元年度末から感染拡大した新型コロナウイルス感染症とぜん息・COPD の関係について号外を発行し、本誌ではさらに詳細な最新情報を加えて発行した。(令和3年2月発行。181件のアンケートのうち大変満足・満足の回答は82%。)</li> <li>・同誌では、ぜん息等の患者のための災害対策について特集を組み、No.54で読者から好評を得た「上手につきあう」のコーナーのページ数を増やし、呼吸筋ストレッチ体操とCOPD患者のためのレシピなどを紹介した。</li> <li>・年1回発刊のすこやかライフを補完するため、機構ホームページを通じて月2回、すこやかライフ編集委員等専門医によるコラムやQ&amp;Aを掲載した。(全24回)</li> </ul> <p> ) 成人呼吸筋ストレッチ体操動画及びパンフレットの制作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業で行われる呼吸リハビリテーションについて、自宅や施設でも患者が継続して実施できるよう、健康相談事業及び機能訓練事業で使用している冊子「呼吸筋ストレッチ体操レッスン編」のリニューアルに併せて動画を制作し、地方公共団体及び人材バンク登録者並びに機構ホームページを通じて患者やその家族に提供した。(動画再生回数10,833回)</li> </ul> <p> ) 乳幼児スキンケア動画及びパンフレットの制作</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が行う助成事業のうちアレルギーのリスク因子を持った児童を対象とした健康診査事業及び健康相談事業について、オンラインでも指導が行えるよう、保護者等に向けて、ぜん息の発症予防に役立つスキンケアの動画及び副教材の冊子を制作し、地方公共団体や機構ホームページを通じて提供した。(動画再生回数6,779回)</li> </ul>	
--	--	--	--	---	--

<p>(d2) ぜん息等電話相談件数 (前中期目標期間実績：平均1,255件/年)</p>	<p>ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNSなど多様な手段により周知を行う。</p>	<p>ぜん息等電話相談や関連イベント等については、作成した予防事業シンボルキャラクターも活用しつつ、「メールマガジン」の他「ぜん息・COPDプラットフォーム」「SNS(ツ</p>		<p>）Eラーニングシステムの更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児気管支ぜん息等の患者教育に必要な実践的な知識・技能の向上を目的に地方公共団体の予防事業担当者及び保健師、看護師等の医療従事者を受講対象としているEラーニングについて、Flashのサポート終了に伴いコンテンツの更新及びクラウドサービスへの移行を行った。</li> <li>・令和3年4月より運用を開始し、厚生労働省のアレルギーポータルサイトへも掲載されている。</li> </ul> <p>）ぜん息及びアレルギー関連パンフレット更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児気管支ぜん息の治療・管理ガイドラインが令和2年10月に改訂され、この改訂に合わせて、機構の「子どものぜん息ハンドブック」の改訂部分を抽出し、改訂原稿を制作した。</li> <li>・学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン及び保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの改訂に伴い「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」の改訂部分の抽出を行った。</li> </ul> <p>）環境改善研修特別講演の冊子化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の公害の歴史とその間の大気環境行政に関する知見をまとめた環境改善研修の特別講演の冊子を制作し、地方公共団体の従事者へ提供した。</li> </ul> <p>ぜん息・COPD電話相談や関連イベント等の周知</p> <p>）ぜん息・COPD電話相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ぜん息・COPD患者等からの相談に対し、治療内容や日常生活での管理等について適正な情報を提供するため、看護師及び医師(日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医)によるぜん息・COPD電話相談室(フリーダイヤル)を通年開設し、986件(うち新型コロナウイルス感染症関連：73件)の相談に対応した。</li> </ul>		
---	--	---	--	--	--	--

		<p>イッター)」など多様な手段により周知を行う。</p>		<p>・新型コロナウイルス感染症関連の相談増加への対応として、医師を1人増員し4人体制とした。</p> <p>）ぜん息・COPD 電話相談室の周知</p> <p>・ぜん息・COPD 電話相談室の周知・利用拡大を図るため、新聞広告（6月、8月、12月、3月）並びに地下鉄のフリーペーパー（9月）及び雑誌（10月）での周知のほか新たにリスティング広告による周知を行った。</p> <p>）電話相談ほか広報・リモート事業との連携によるぜん息・COPD の普及啓発事業</p> <p>・ぜん息・COPD の普及啓発を目的として、電話相談室のほか、令和2年度に制作した動画コンテンツとマスメディアを活用した広報、さらに ICT(情報通信技術)を活用したリモート事業を組み合わせた「広報・リモート事業」を以下のとおり実施した。</p> <p>ア．COPD の早期発見及び受診勧奨につながる広範な広報</p> <p>・訴求対象である50代の成人に複数の広報媒体(テレビCM、パブリシティ、ラジオ、新聞広告、病院チャンネル、Web 広告、コンビニ広告)を活用し、より効果的・効率的な広報を行った。その結果、COPD 認知度が向上(広告投下前の30.9%から投下後は34.1%)した。</p> <p>イ．COPD 専用ホームページの制作</p> <p>・COPD の原因や症状、治療について、専門医によるメッセージとアニメーションを使用した動画で解説すると共に、COPD のセルフチェックプログラム、チャットボットによる相談機能を加えるなど十分な情報収集ができる専用ホームページを制作した。</p> <p>・広報期間中の専用ホームページのアクセス数は96,353人、セルフチェックに入力のあったユーザー数は32,744人となり、令和元年度パッケージ支援における肺年齢測定会等の事業参加者1,196人を大きく上回る実績を得ることができた。</p> <p>また、セルフチェックに入力された方のう</p>		
--	--	-------------------------------	--	--	--	--

				<p>ち、COPD の疑いのある方 18,165 人には、専門医のいる医療機関リストを提供した。</p> <p>ウ．ICT（情報通信技術）を活用したリモート事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ COPD の普及啓発のため専門医による講演会（1回、視聴者 228 人）、理学療法士による呼吸筋ストレッチ教室（3回、参加者 40 人）をオンラインにより実施した。</li> <li>・呼吸筋ストレッチ教室の1回分は、補償業務部と連携し、公害保健福祉事業と予防事業との合同開催とし、今後の事業連携の参考とした。</li> </ul> <p>また、実施にあたり、ICT（情報通信技術）に不慣れな高齢者も事業に参加していただくため、事前に NPO 法人、患者団体、ご家族の協力を得て十分な準備を行った。</p> <p>エ．リモート事業の地方公共団体への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士による呼吸筋ストレッチ教室について、ウィズコロナ、アフターコロナにおける事業展開を見据え、事業内容や進行などのノウハウを動画に取りまとめ、予防事業を行う地方公共団体に周知を図った。</li> </ul> <p>）保育所等における普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携して保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に、保育士、栄養士及び看護師等を対象とした講習会を実施した。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、例年の集合形式からオンライン形式に変更し 5,622 人の応募を受け入れ、ライブ配信、見逃し配信を含めた視聴者は 7,180 人（令和元年度実績 708 人）となった。</li> </ul>		
--	--	--	--	---	--	--

注 5 ) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4 . その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2 - 2	地方公共団体への助成事業		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7 - 1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0271

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ソフト 3 事業 参加者数	-	第 3 期中期目標期 間実績：152,223 人 / 年	131,697 人	102,630 人				予算額（千円）	770,100	761,640			
事務指導実施件 数	-	第 3 期中期目標期 間実績：平均 7.75 件 / 年	8 件	4 件				決算額（千円）	638,367	589,583			
人材バンクを活 用した支援実施 状況	-	-	15 団体 21 事業	1 団体 1 事業				経常費用（千円）	659,579	599,938			
								経常利益（千円）	32,080	47,614			
								行政コスト（千円）	659,579	599,938			
								従事人員数	16	16			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数 (前中期目標期間実績: 152,223人/年)</p> <p>(a2) 事務指導実施件数 (前中期目標期間実績: 平均7.75件/年)</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>事業環境の変化に応じ、地方公共団体や地域住民のニーズを踏まえた、より効果的・効率的な事業実施に向けた取組がなされているか。</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数 102,630人</p> <p>(a2) 事務指導実施件数 4件</p> <p>ぜん息等の発症予防等に直接つながる事業の充実</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の中でも、予防事業を継続して実施していくため、基本的対処方針など新しい生活様式に合わせた事業展開について検討を行うと共に、地方公共団体に対しコロナ禍で事業を行う上で問題点や要望等を把握するためアンケート調査を実施した。</p> <p>・調査結果から、動画コンテンツに対する要望が多かったことから、アレルギーのリスク因子を持った児童に対する栄養指導、乳児スキンケア及び成人向け呼吸筋ストレッチについて、動画コンテンツ及び副教材を制作し、地方公共団体を通じ周知、配布を行った。(動画コンテンツの再生回数1万回以上、副教材約9,300部を配布)</p> <p>・感染症対策を講じて事業を実施している事例(尼崎市、東京都中央区)やオンラインで事業を実施している事例(芦屋市、東京都品川区)を把握するため現地調査を実施し、収</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: B</p> <p>評価理由</p> <p>以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、事業を実施する地方公共団体における課題や問題の把握に努め、要望の多かった動画コンテンツを制作した他、感染症対策を講じて事業実施している事例等について現地調査を行った。収集した情報を事例集として取りまとめ地方公共団体に提供するなど、コロナ禍においても予防事業の継続実施に必要な措置を講じることができたことから、自己評価を「B」とした。</p> <p>○コロナ禍においても予防事業を継続的に実施していくための方法を検討し、地方公共団体に対して緊急アンケート調査を行い、コロナ禍で事業を実施する上で問題点や要望等を把握すると共に、調査結果から要望の多かった動画コンテンツの制作等を行うことができた。</p> <p>○具体的には、アレルギーのリスク因子を持った児童への栄養指導、乳児スキンケア及び成人向け呼吸筋ストレッチの動画コンテン</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、人との接触機会が多い助成事業において、これまで通りの事業が実施できないことから、地方公共団体に対し、問題点や要望等を把握するためのアンケート調査を緊急に実施し、その結果、アレルギーのリスク因子を持った児童への栄養指導、成人向け呼吸筋ストレッチなど、要望の多かった動画コンテンツや副教材を作成し、地方公共団体を通じ迅速に周知配布した。その結果、1万回以上もの動画再生回数があり、ぜん息等の発症予防に直接つながる事業への展開がなされた。</p> <p>予防事業人材バンクを活用したソフト3事業の充実内容においても、それに代わる事業として、人材バンクのネットワークを活用した、理学療法士による呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーション動画等を制作し、環境再生保全機構のホームページに配信し、ぜん息等の発症予防等に直接つながる事業展開に努めた。</p> <p>また、感染症対策を講じて実施している事業を事例集として取りまとめ、地方公共団体の担当者に情報提供し、次年度に向けた取組となる必要な措置を講じた。</p> <p>以上から、効果の高い事業を適正に実施していると判断し「B」とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>今後も、新型コロナウイルス感染症の拡</p>	



	<p>(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業への支援の実施  &lt;関連した指標&gt;  (b1) 人材バンクを活用した支援実施状況</p>	<p>事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施していく。</p> <p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団</p>	<p>ソフト3事業について効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。</p> <p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体が行う助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>予防事業人材バンクを活用した事業を、実務者連絡会議等を通</p>		<p>集した情報を事例集として取りまとめ、実務者会議において地方公共団体の担当者に情報提供した。</p> <p>・オンラインで事業実施をする上で必要な通信環境が整っていない地方公共団体が9割超だったことから、配信機材を含めたオンライン事業の実施に必要な支援をパッケージ支援事業の対象とし、令和3年度からの募集を開始した。</p> <p>事業効果の把握・共有によるソフト3事業の効果的・効率的な実施</p> <p>・アンケート集計分析システムを活用して、令和元年度結果のフィードバックを行った。令和2年度結果については、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止が相次ぎ、例年に比べて少ないアンケート数であるが、得られたデータをもとに行動変容等について分析し共有する予定。</p> <p>(B)人材バンクを活用した地方公共団体が行う予防事業の支援  (b1) 1団体1事業の支援を実施</p> <p>人材バンク登録者の協力によるソフト3事業の内容充実</p> <p>・ソフト3事業の内容の充実を図るパッケージ支援事業について、新型コロナウイルス感</p>	<p>ツ、副教材を制作し、中止した予防事業に替わり地方公共団体を通じ周知、配布した。(動画再生回数1万回以上、副教材約9,300部を配布)</p> <p>○オンライン事業を実施する上で必要な通信環境が整わない地方公共団体に対し、配信機材を含めたオンライン事業の実施に必要な支援をパッケージ支援事業の対象とし、令和3年度からの募集を開始した。</p> <p>○感染症対策を講じて事業を実施している事例やオンラインで事業を実施している事例を把握するため現地調査を実施し、収集した情報を事例集として取りまとめ、地方公共団体の担当者に情報提供した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  ○令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響が助成事業に及ぶことが想定されるため、継続してぜん息患者等に必要な情報を届けられるようSNSやインターネットを活用した事業展開のほか新たな事業形態の検討を進め、可能なものから実施する。</p>	<p>大により、状況の変化を的確に把握し、地方公共団体等との情報共有及びぜん息患者等に必要な情報を、様々な媒体を活用しながら提供し、必要な措置を講じ事業を進められたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;  特になし</p>
--	---	--	---	--	---	---	---

	<p>体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事業の内容の充実を図る。</p> <p>地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。</p>	<p>じて積極的に周知したことで、予防事業人材バンク登録者の紹介と事業ノウハウをパッケージ化した事業の活用が増えており、これを地方公共団体が行うソフト3事業（助成事業）に移行を図っていく。</p> <p>予防事業人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有化を図る。</p>		<p>染症の拡大により、地方公共団体が行う助成事業の実施が困難となり、事業実施は1事業にとどまった。</p> <p>・人材バンク登録者の活躍の場が減少したことから、理学療法士による呼吸法、運動療法などの呼吸リハビリテーション動画を制作し機構ホームページを通じて配信した。また、他の人材バンク登録者へも医療現場での利用を想定し動画配信を周知した。</p> <p>人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報共有化</p> <p>・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登録継続の確認及び1年間の活動状況についてリストを更新して、地方公共団体へ提供した。（登録者数：240人（小児向け：67人、成人向け：173人））</p>		
--	--	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2 - 3	公害健康被害予防基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0271

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 925 百万円 / 年	701 百万円	696 百万円					予算額（千円）	770,100	761,640		
									決算額（千円）	638,367	589,583		
									経常費用（千円）	659,579	599,938		
									経常利益（千円）	32,080	47,614		
									行政コスト（千円）	659,579	599,938		
									従事人員数	16	16		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （令和 2 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
（3）公害健康被害予防基金の運用等 ＜評価指標＞ （A）事業に必要な財源の確保と事業の重点化 ＜関連した指標＞	（3）公害健康被害予防基金の運用等 （A）事業財源の確保及び効果的・効率的な事業実施に向け、以下の取組を行う。	（3）公害健康被害予防基金の運用等 （A）予防事業の実施にあたり、以下の取組を通じ事業財源の確保を図り、効果的・効率的に事業を実施する。	＜主な定量的指標＞  ＜その他の指標＞  ＜評価の視点＞ 事業財源が的確に確保されているか。ま	＜主要な業務実績＞  （A）事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施	＜評価と根拠＞ 評価：B  評価理由： 以下のとおり、低金利状況が続く中、事業財源の安定的な確保を図るため、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する債券（社債）を中心とした運用を行ったことにより、当初の中期計	評価	B  ＜評価に至った理由＞  公害健康被害予防基金の運用等については、近年の低金利状況が長期化する中で、市場動向等に応じた安全かつ有利な運用等により、収入の安定的な確保が図られた。  また、事業の重点化においては、新型コロナウイルス感染症拡大により地方公共

<p>(a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均 925 百万円/年）</p>	<p>市場等の動向を注視し、機構の運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、補助金・積立金を活用し事業財源の確保を図る。</p> <p>限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。</p>	<p>公害健康被害予防基金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。</p> <p>予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト3事業についても、引き続き地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。</p>	<p>た、財源は有効に活用されているか。</p>	<p>公害健康被害予防基金の運用等による事業財源の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用方針に基づき安全な運用に努めつつ、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する債券（社債）の取得や、中・長期の債券の取得による償還時期の平準化など効率的な運用を行ったことで、当初の中期計画予算に対し、運用収入の改善を図った（24 百万円の増）。</li> <li>・また、運用収入と併せ、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を活用するなどして、事業に必要な財源を確保した。</li> </ul> <p>新型コロナウイルス感染症への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大の中にあっても、予防事業を着実に実施するため、新しい生活様式に則った新たな事業実施方法を検討し、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる研修会及び講習会の開催、リモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催などに積極的に取り組んだ。</li> <li>・地方公共団体に対して緊急アンケート調査を行い、コロナ禍で事業を実施する上での問題点や要望等を把握するとともに、調査結果から要望の多かった動画コンテンツ等を制作した。</li> <li>・予防事業の円滑な実施を図るため、患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組む NPO 法人との意見交換を継続して行ったほか、環境省とも定期的な意見交換を行った。</li> </ul>	<p>画予算に対し、運用収入の改善を図ることができた。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により保健所が担う予防事業の多くが中止される中、マスメディアを使った COPD の普及啓発やリモートによる講演会、呼吸筋ストレッチ教室の実施などに積極的に取り組んだことから、自己評価を「B」とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均 1.08%）を確保するため、国債、地方債の利回りが見込めない中、それらより利回りが確保できる社債の購入を積極的に進めた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大により、助成事業では、機能訓練事業を中心に事業が大幅に縮小する中、予防事業を着実に実施するため、新しい生活様式に則った新たな事業実施方法を検討し、ICT（情報通信技術）を活用したオンラインによる研修会及び講習会の開催、リモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催などに積極的に取り組んだ。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p>	<p>団体が担う予防事業が中止されるなか、ICT（情報通信技術）を活用した COPD の普及啓発、オンラインによる研修会、リモートによる呼吸筋ストレッチ教室の開催など効果的な事業を積極的に取り組み実施した。</p> <p>以上から、効果の高い事業を適正に実施していることから「B」とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していくおそれがあり、また引き続き新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、ぜん息患者等のニーズの変化を的確に把握し、より一層の事業の重点化、他団体との連携等により、必要とされる事業が実施されるよう必要な措置を講じられたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし</p>
---	---	---	--------------------------	---	---	---

					<p>・低金利の状況が依然として続いていることから、市場の状況や金利の優位性を勘案しつつ、環境負荷の低減又は社会課題の解決等に資する、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。</p> <p>また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を確保し、効果的・効率的に活用していくなど、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の影響により「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」で示した健康相談事業の充実や他事業と連携した予防事業の実施が困難なことから、引き続き ICT（情報通信技術）を活用した新たな事業展開を進めていく必要がある。</p>	
--	--	--	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3 - 1	助成事業		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	< 難易度：高 > 活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2% を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8 - 3. 環境パートナーシップの形成 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90% 以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1%	79.3%				予算額（千円）	973,824	956,634			
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	（10 点満点中）平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点	7.8 点				決算額（千円）	884,213	762,899			
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%	97.0%				経常費用（千円）	904,907	782,688			
人材育成と定着を図る助成件数の割合	-	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%	19.0%				経常利益（千円）	93,580	190,049			
交付決定処理期間	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日	25 日				行政コスト（千円）	989,474	782,688			

支払処理期間	-	第3期中期目標期間実績:平均 25.3 日	24.8 日	26.0 日				従事人員数	11.5	11.5		
--------	---	-----------------------	--------	--------	--	--	--	-------	------	------	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 助成事業 &lt;評価指標&gt; (A) 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率: 当中期目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績: 最高値86.2%)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt; (a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間で達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目返は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に</p>	<p>(1) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績: 最高値86.2%)となることを目指し、以下の取組を行う。</p> <p>助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサー</p>	<p>(1) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績: 最高値86.2%)となることを目指し、以下の取組を行う。</p> <p>助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーに相</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 助成による支援を行った活動の継続性の確保 助成案件の質の向上に資する体制等の整備 ) 体制等の整備 令和2年度から新設した助成事業アドバイザーと共に寄り添い型の支援が行えるよう、助成案件の共有を開始した。(4月)</p> <p>特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、多くの助成案件で活動計画が変更を余儀なくされた。そのため交付決定に際し、新規助成の全案件(75件)について、助成先団体から提出された交付申請書の目標及び計画の確認作業を、地球環境基金担当職員(以下「基金担当者」という。)と助成事業アドバイザーの間で実施した(6月)。</p> <p>) 職員の能力向上 新型コロナウイルス感染拡大の影響により活動実施方法等を見直す必要が生じている助成先団体が多く存在していることを、後述で行った「新型コロナウイルス感染症の活動影響調査」で確認した。このような状況下においても基金担当者が助成事業を通じて寄り添い型の支援が出来るよう、内部勉強会を2回実施した。</p> <p>・「地域循環共生圏勉強会」(10月) ・「助成先団体間意見交換会を踏まえたコロナ禍対応勉強会」(12月)</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価: B</p> <p>平成28年度から30年度の3年間継続して助成を受けた団体を対象としたフォローアップ調査において、助成活動終了後1年以上経過した時点での活動継続率は、チャレンジングな目標値(90%)に対し、コロナ禍でも79.3%と令和元年度と同水準を維持している。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響で活動できていない団体、活動の目的を達成したため活動を継続していない団体を除くなどすると、本来継続されるべき活動の87.3%が継続している。</p> <p>令和元年度に3年間の助成活動期間を終了した案件を対象に、評価専門委員会が行った事後評価の結果は、10点満点換算で7.8点であり、令和元年度に引き続き目標を上回った。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、その助成先団体への影響を把握するためのアンケート調査、そ</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>令和2年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p> <p>・助成事業の一層の充実等を図るため、助成終了後の活動調査等として、3年間継続して助成を受けた団体を対象として調査を実施し、助成終了後1年以上経過した時点での活動状況を把握された。</p> <p>・3年間の助成活動期間を終了した案件を対象とした事後評価では目標を上回る評価(10点満点換算で7.8点)を得られた。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対応するため、助成先団体へのアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえた助成期間延長の対応、情報提供や説明会のオンライン開催等の支援により、助成先団体の活動が着実に進められた。</p> <p>助成終了後1年以上経過した時点での活動継続率については、チャレンジングな目標として90%と困難度が高く設定されていることから、実績79.3%(新型コロナウイルス感染症拡大の影響で活動できていない団体を除くなどすると87.3%)となり、定量的にはC評価であるが一段階引き上げて評価するものとする。</p>	

<p>助成を終えた活動の把握となることに配慮する。</p>	<p>一の配置や機構職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。</p> <p>助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。</p> <p>助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動</p>	<p>当する者として助成事業アドバイザーを配置し、機構職員の能力の向上と合わせて、高度な専門性を持って進捗管理等を行うための寄り添い支援型の体制整備を進める。</p> <p>助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。</p> <p>助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立</p>	<p>助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）</p>	<p>研修や情報提供による助成団体への支援</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への深刻な影響が懸念されたことから、令和2年度の全助成先団体に対して、活動影響調査を実施した。これは、助成先団体を実施している感染症対策や、環境NGO・NPOが必要としている支援などを明らかにすることを目的としたもので、180団体を対象に実施し140団体から回答を得た。（7月）</p> <p>この調査結果を踏まえ、助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等の対応を実施した。また、この調査結果については、ホームページで公開した。（7月～2月）</p> <p>なお、本調査では、助成団体への支援に関する要望をくみ取るための項目を設け、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中でも団体対象活動が継続できるようにするために必要と判断した各種の支援策（研修及び情報提供）について、調査とりまとめ後に速やかに企画し実施した（（2）振興事業（B）の項参照）。</p> <p>その支援策に対しては、参加した団体から多くの好意的な意見及び感想が寄せられた。</p> <p>助成終了後の活動調査及び結果の活用）フォローアップ調査の実施</p> <p>平成28年度から30年度に3年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成事業実施後の活動状況についてフォローアップ調査を実施した。（6月）</p>	<p>の調査結果を踏まえた助成期間延長や情報提供、説明会のオンライン開催等を実施した。これらの対応により助成先団体の活動の支援に努めつつ、2020年度助成金の交付決定や支払（助成先団体180件に計477百万円を交付）、2021年度助成対象活動の採択（181件、計585百万円の内定）などを着実に実施した。</p> <p>以上のように、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、活動継続率に近い水準を維持しており、事後評価結果については目標値を達成している。また、平均処理日数等の関連指標についても概ね基準値を達成した。</p> <p>○同感染拡大の影響等を把握するためのアンケート調査、その結果に基づいた助成先団体への支援策の実施など、令和2年度の特殊の環境下において助成金の交付・支払を含めた事業全体を的確に実施したことから、「独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、質的ないし量的な観点から自己評価を行った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日本国内外の助成先団体が活動の一部を実施できない場合があること等を踏</p>	<p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける状況下においても、助成先団体の活動の継続や助成事業の質の確保に向け、オンラインを活用しながら、事前の目標の共有や中間コンサルテーション等のスキームを着実に実施するとともに、助成先団体の状況やニーズを踏まえながら、助成事業アドバイザー等による活動支援や、より一層の電子化による事務手続きの効率化を進めていくこと。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
-------------------------------	---	--	---	--	--	--



<p>(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均 7.5点以上(前中期目標期間実績：平均 6.7点)</p>	<p>の自立に必要な情報提供等の支援を行う。</p> <p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が</p>	<p>に必要な情報提供等の支援を行う。</p> <p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5点以上</p>		<p>調査対象 58 団体(回収率 100%)のうち、助成終了後 1 年以上経過した時点で「活動を継続している」と回答した団体は 46 団体(79.3%)であった。しかし、調査を行う中で、活動の目的を達成したため活動停止した団体や、自団体では活動を継続していないものの現地の団体に活動を引き継いだ団体の存在等が明らかになった。「コロナ禍の影響を受けて活動を開始することができていない」1 件と「活動の目的を達成した」2 件を母数から除き、さらに「別の団体が活動を継続している」2 件を活動が「継続している」と整理したところ、本来継続されるべき活動の約 9 割、87.3% (48 団体 / 55 団体)が継続していることが分かった。</p> <p> ) 調査結果の活用等  上記 )の調査結果をもとに、活動規模・資金・活動人数などが拡大している団体の中から、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀と認められる活動を 3 件抽出し、10 月にフォローアップ実地調査を行った。なお、令和 2 年度は Web 会議システムを導入したことから、海外の活動 1 件も実施した。</p> <p>フォローアップ実地調査の結果から助成終了後の自立や継続性の観点で、助成中及び助成終了後にどのような工夫をしてきたかなどをまとめ、12 月に「2019 年度地球環境基金レポート」に助成中の団体にとって有益となる情報(ベストプラクティス)として記事を掲載し、1 月にホームページでも同情報を公開した。</p> <p>(B) 助成による支援を行った活動の質の向上</p>	<p>まえ、活動の継続や効果拡大につながるよう、助成先団体の状況やニーズを踏まえて柔軟かつ的確に対応するとともに、より一層手続きの電子化を推進することで事務手続の効率化を進める。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

<p>&lt; 定量的な目標水準の考え方 &gt;  (b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。</p>	<p>平均 7.5 点以上  (前中期目標期間実績:平均 6.7 点)となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p>	<p>(前中期目標期間実績:平均 6.7 点)となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p>		<p>助成活動の進捗状況の確認  ) 年間実施スケジュールに基づく進捗状況の確認  令和元年度に、1年間の活動スケジュールを基金担当者がより詳細に把握できるよう、新たに詳細スケジュール表を交付申請書の様式に追加した。同表は支払申請(年4回設定)のタイミングや、2年目の中間コンサルテーションの際の他、計画に変更が生じた場合にも随時、団体から修正版を提出してもらうこととし、活動の進捗状況の把握に努めた。</p> <p>) 担当者評価に基づくモニタリング  令和2年度から、助成が1年以上経過した活動を対象に「担当者評価」を新たに実施した。これは、前年度までの活動で団体がどのような課題を認識したか、またそれに対してどのように対応しようとしているかを基金担当者が把握するためのものである。具体的には、前年度の活動実績報告書、団体自己評価シート及び当年度の交付申請書などをもとに、自己評価項目に沿って基金担当者が評価しつつ、団体が認識している課題やそれに対する対応などの整理を行った。担当者評価内容は、助成事業アドバイザーと基金担当者で確認会議を3日間(7/8,9,14)実施し、各団体の目標達成に向けた進捗状況を共有するとともに、各助成先団体の令和2年度のモニタリング方針について確認した。(7月)</p> <p>なお、下記「評価の実施」に記載の中間コンサルテーションの実施に向けて、コンサルテーションを行う評価専門委員に、9月に担当者評価内容を共有した。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

	<p>複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。</p>	<p>複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。</p>	<p>外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均88.0%）</p> <p>助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10点満点中)平均7.5点以上（前中期目標期間実績：平均6.7点）</p>	<p>評価の実施</p> <p>）事前目標共有 新規で採択した全75件を対象に、令和2年4月から5月に全件実施した。 内定決定（令和2年3月23日）後の約1ヶ月間で、基金担当者と助成専門委員会審査分科会委員により新規活動の要望書の目標設定を確認した。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により個別面談の実施を見送り、その代替手段としてコメントや伝達内容についてシートにまとめて（伝達・確認シート）電子メールにより実施した。 内定団体は、合意形成した内容を交付申請書の実施計画に反映させ、活動の目標設定をより明確化・具体化した。</p> <p>）中間コンサルテーション 活動2年目を迎えた56件のうち、LOVE BLUE助成を除く計52件（つづける助成11件、ひろげる助成37件、フロントランナー助成2件、復興支援助成2件）を対象に、令和2年9月～10月に実施した。 本コンサルテーションは、評価専門委員と助成先団体担当者等との面談形式で1団体あたり約45分間のヒアリング及び今後の助成対象活動の改善のためのコンサルテーションとアドバイスを行うもので、令和2年度は全件オンラインで実施した。（9～10月）</p> <p>）事後評価（書面評価） 令和元年度に3年間の活動を終了した68件のうち、LOVE BLUE助成を除く計66件（つづける助成19件、ひろげる助成37件、フロントランナー助成1件、プラットフォーム助成2件、復興支援助成7件）を対象に、令和2年8月までに実施した。 評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性に関して、団体から提出された書面（各年度の交付申請書、活動実績報告書等）を元に評価した結果、20点満点中平均15.6点（10点満点換</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>算で7.8点)となった。</p> <p>評価結果概要については、ホームページに公表するとともに団体個別に結果をフィードバックした。</p> <p> ) 継続評価      フロントランナー助成は、3年目に行う第三者評価(評価専門委員による評価)の結果によっては、最大5年間までの助成が可能となっている。</p> <p>令和2年度の対象(活動3年目)は1件であり、評価専門委員が活動の目標の達成度及び実施の効率性をヒアリング調査し、助成活動の効果と自立発展性を評価した結果を団体にフィードバックした(1月、オンライン実施)。</p> <p> ) 実地調査      令和元年度に3年間の活動を終了し、上記)の事後評価(書面評価)を行った案件から、得点の上位(2件)、中位(2件)、下位(2件)の計6件を評価専門委員会で抽出した。新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、活動形態「実践」に該当する案件については現地(活動フィールド)での実践状況の確認を伴うことから調査を断念し、それ以外の上位1件、下位2件の計3件について調査を実施した。評価専門委員が団体事務所を訪問(一部オンラインで実施)し、書面評価結果の妥当性を確認するとともに、活動の課題や問題点、今後の発展のために必要な事柄等のヒアリングを行い、改善のためのアドバイス等を行った(1月)。</p> <p>活動のステップアップを図れる助成制度の構築</p> <p> ) 評価専門委員会の実施      第1回評価専門委員会(オンライン)では、事後評価(書面評価)結果の確定、フォローアップ調査結果の確定、中間コンサルテーション実施スケジュール等の共有及び実地調査対象活動の選定等について審議した。(10月)</p>	<p>助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動の</p>	<p>助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりを具</p>
--	---	---

<p>(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上</p>	<p>ステップアップを図れる助成制度を構築する。</p> <p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的</p>	<p>体的に整備し、より活動のステップアップを図れる助成制度の構築を目指す。</p> <p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助</p>		<p>第2回評価専門委員会(オンライン)では、中間コンサルテーションの実施報告、実地調査結果の確認及び令和3年度初期に実施する事後評価(書面評価)の実施スケジュール等について審議した。(3月)</p> <p> ) 中間コンサルテーション振り返りの実施  中間コンサルテーションにおけるアドバイス等が令和3年度(2021年度)助成の活動計画により効果的に反映されることを目的に、助成先団体が中間コンサルテーション終了後に「振り返りシート」の作成を通じて振り返りを実施した。(11~12月)</p> <p> ) 活動報告会の実施  令和2年度に助成が最終年度となる団体が3年間の助成活動の状況・成果を発表する「地球環境基金活動報告会」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web会議システムを活用して各団体の活動報告を録画し、ホームページに掲載した(令和3年3~4月)。</p> <p> ) 関係機関との連携強化  地域における環境保全活動の連携促進を図るため、全国8カ所にある環境省地方環境パートナーシップオフィス(EPO)と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した。(6月、8月)</p> <p>なお、令和元年度に行った連携内容の見直しに基づき、令和2年度の助成金説明会では過年度助成における優良事例を取り上げて周知するなど、寄り添い型の支援に沿った内容で実施した。</p> <p>(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施</p>		
--	---	---	--	--	--	--

<p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）</p> <p>(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）</p>	<p>な助成が行えるよう、以下の取組を行う。</p> <p>国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。</p>	<p>成が行えるよう、以下の取組を行う。</p> <p>国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。</p>		<p>重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定</p> <p>）助成対象について</p> <p>令和 2 年度は 180 件（内定は 182 件、2 件辞退）総額 581 百万円の助成金交付決定を行った。内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が 24 件総額 96 百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が 16 件総額 59 百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が 140 件総額 426 百万円であった。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、助成先団体が活動の一部を実施できなかったこと等から、期末の確定額は 477 百万円となった。</p> <p>）助成対象の重点化</p> <p>助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定 180 件（国内案件：140 件、海外案件：40 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、177 件（98.3%）となった。</p> <p>）令和 3 年度助成活動の採択</p> <p>ア 募集案内決定</p> <p>第 1 回助成専門委員会（オンライン）において、国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む令和 3 年度助成金募集案内を決定し、令和 2 年 9 月 30 日に公表した。</p> <p>イ 特別助成「地域循環共生圏関連活動」の新設</p> <p>平成 30 年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱されている「地域循環共生圏」の創造を推進する目的で、特別助成「地域循環共生圏関連活動」を追加することについて、第</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>助成事業を通じて、SDGsの考え方の活</p>	<p>助成活動のSDGsのゴール等について交付</p>		<p>1 回助成専門委員会で審議し了解を得た。  これは、地域循環共生圏構築の中心となり、自治体や企業、様々な関係者と連携・協働して、環境・社会・経済の統合的課題解決を目指す活動についてその準備・基盤づくりを行う活動に対して助成を行うもので、年間助成額が50万円～200万円で最大2年間の助成メニューとして公募を行った。</p> <p>ウ 活動分野「復興支援等」の追加  東日本大震災や熊本地震の復興は、これまでも「復興支援助成」メニューを設けて支援を行ってきたが、近年多発している台風や豪雨等の災害に対する復興についても助成対象となることをより明確にするため、対象活動分野に「復興支援等」を追加した。  なお、この復興支援等の活動については、各助成メニューで受け付けるため、2020年度助成まで新規案件を採択してきた「復興支援助成」メニューでの新規案件の募集は停止した。</p> <p>エ 助成金説明会の開催  令和3年度の助成金募集に向けて、地球環境基金主催の説明会を8回、セブン-イレブン記念財団等のNGO・NPO支援団体との合同説明会を2回実施し、周知を図った。これらの説明会は全てオンラインによる開催（四国地方、九州地方はオンラインと参集型の組合せ）とした。</p> <p>オ 応募状況と内定  310件（イ案件：41件、ロ案件：29件、ハ案件：240件）の応募を受け、令和3年2月に第2回助成専門委員会（オンライン）を開催し2020年度助成金採択案を決定、令和3年3月に運営委員会（オンライン）に諮り、181件の交付を内定した。</p> <p>複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進  令和2年度の助成金要望書及び交付申請書</p>		
--	----------------------------	-----------------------------	--	---	--	--

<p>(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>(d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）</p>	<p>用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。</p> <p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成を受ける民間団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年</p>	<p>申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>人材の育成と定着を図る助成方法として、若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。</p> <p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成を受ける団体を対象とした会計事務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助</p>	<p>人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）</p>	<p>の様式に、活動が SDGs のどのゴール・ターゲットに該当するかを選択する様式を追加することで、複数の課題解決を目指すことの意識の定着と実行を推進した。これは令和 3 年度の要望時も引き続き実施した。</p> <p>人材の育成と定着を図る助成方法の検討        ) 若手プロジェクトリーダー育成支援助成        令和 2 年度の助成先団体から新たに 7 期生として 8 名を採択した（応募 13 名）。これは複数年計画の新規案件（42 件）の 19.0%を占めている。</p> <p>(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上</p> <p>会計事務等に関する指導等の実施        ) 内定団体説明会の中止と代替策の実施        令和 2 年度に新規に採択された 75 団体を対象に、会計等の事務を確実に行っていただくため、交付申請手続や支払申請手続等に関する説明会を、川崎市内で令和 2 年 4 月 16 日、17 日に開催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止し</p>		
--	--	--	---	--	--	--



<p>(d2) 支払処理期間（前中期目標期間実績：平均 25.3 日）</p>	<p>にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。</p> <p>助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間（28 日）以内として速やかな手続に努める。</p>	<p>成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。</p> <p>助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間（28 日）以内として速やかな手続に努める。</p>	<p>交付決定処理期間（前中期目標期間実績：平均 26.8 日）</p>	<p>た。</p> <p>代替策として、内定団体説明会資料は電子メールで送信することとし、事務手続のフォローは各手続実施の際に団体からの問合せに対応することで補完した。（4 月）</p> <p>）事務所指導調査の実施  複数年にわたる助成活動計画を有する団体のうち、助成制度に必要な諸手続きに関する指導や、活動の実施状況の確認が必要と思われる団体等（口案件は海外に団体が所在するため除く）に対して、例年団体の事務所等に向く事務所指導調査を実施している。しかしながら、令和 2 年度は、団体の所在する自治体等の新型コロナウイルス感染拡大の影響や、団体側としての調査の受け入れ可否を確認し、抽出した 25 団体中 1 団体についてのみ調査を実施した。実施できなかった団体については令和 3 年度中の実施を検討している。</p> <p>助成金交付申請手続の実施  ）個別面談の中止と代替策の実施  令和 2 年度の助成先として内定した団体（180 団体）と、4 月に機構事務所内で対面により個別面談を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止した。</p> <p>個別面談の代替策として、新たに「個別面談伝達・確認事項シート」を用意し、各基金担当者が個別面談で伝える予定だった内容をシートに書き込み、4 月下旬から 5 月上旬にかけてメールで伝達・確認した。団体からは、質問事項への回答を送り返してもらうなどしてコミュニケーションをとり、伝達・確認事項の共有を行った。（5 月）</p> <p>この際、新規団体については（B）「事前目標共有」による活動目標の共有を行い、継続団体については活動状況の確認を行って、交付申請手続に向けたすり合わせを行った。</p> <p>）交付申請手続の実施</p>		
---	---	--	--------------------------------------	--	--	--

	<p>助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。</p>	<p>助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1件当たりの平均処理期間を4週間（28日）以内とする。</p>	<p>支払処理期間（前中期目標期間実績：平均25.3日）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>助成金交付申請の提出日を当初は令和2年5月18日としていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、複数の団体から事務所に立ち入れないなどの状況が報告されたため、団体による交付申請書作成時間を確保することが適当と判断し、提出日を2週間延長し6月1日とした。</p> <p>また、これにより交付決定は6月26日となったことから、処理期間は25日となった。</p> <p>事務の効率化と利便性向上の取り組み</p> <p>）要望書提出の電子化</p> <p>要望団体の利便性向上、事務効率化等の観点から、令和元年度から団体が要望書の提出を電子データで行えるよう整備している。令和2年度はさらなる操作性の改善や操作説明資料の充実等を図った上で、引き続き電子データでの受付を行った。</p> <p>要望提出時に行ったアンケートでは、その操作性等について「容易だった」との回答が89%（303件中270件）となり、令和元年度の80%を上回った。その理由について、特に「マニュアルが分かりやすい」との回答割合が大幅に増加しており（2020年度：20% 2021年度：44%）、操作説明資料の充実等が効果を上げている。</p> <p>また、要望書提出ページに、要望書を作成するにあたって参考になるように助成制度解説と要望書の書き方解説に関する動画を掲載したところ、視聴した団体の91%（77件中70件）から「分かりやすかった/役に立った」との回答があった。</p> <p>）交付申請書提出の電子化</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、また内定団体の利便性の観点から、交付申請書の提出について、電子データでの受付に急遽切り替えた（5月）。なお、令和2年4月7日に政府から発令された緊急事態宣言を受けて、当機構でも交付申請処理期間に重なる4～5月は全職員を原則テレワークとした。</p>		
--	--	--	---	--	--	--

				<p>）一部概算払いの実施 令和元年度も助成を受けていた団体のうち、ア「令和元年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」といった状況を総合的に勘案し、23 団体に対して、助成金 50%を上限に概算払い（35,830 千円）を実施した。（7月）</p> <p>）EXCEL マクロファイル利用の推進 助成金支払申請書の利便性を向上させるために構築した EXCEL マクロファイルの 2020 年度版を、ホームページに公表した（平均利用率 92.0%）、（4月）</p> <p>）他の助成制度の紹介 環境保全活動を行う NGO・NPO を対象とする国内の他の民間財団等による助成制度をまとめた冊子を更新・作成するとともに、ホームページに掲載し、誰でも利用できるようにした。（9月）</p> <p>）助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年 4 回）については、厳正かつ迅速な審査に努め、平均処理日数は 26.0 日であった。</p> <p>）計画変更機会の増設 例年、交付決定後の活動計画の変更については、手続機会低減の観点から年 1 回としていた。しかしながら、各団体は新型コロナウイルス感染拡大による助成対象活動への影響が甚大であるため、目標達成のための実施手段を随時見直しながら活動する必要性が生じた。以上を踏まえ、令和 2 年 6 月 26 日の交付決定の際に合わせて事務連絡を発出し、変更申請を 2 回以上受け付けることを決定し、連絡した。 その結果、全体の約 6 割にあたる 105 団体の変更を承認した（令和元年度は 46 団体）。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>うち、2回以上の計画変更を行った団体は6団体となった。</p> <p> ) 令和3年度への助成期間延長措置の実施  助成先団体からの調査結果( A 参照 ) や助成金支払事務等を通じて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により当初計画していた活動が十分に実施できないため、活動期間の延長を求める要望を複数受け付けた。</p> <p>特に令和2年度が最終年度となる活動については、目標達成に向けて十分な活動を行えないまま助成を終了することになり、助成の効果及び環境保全への効果の観点から望ましくない結果となることが懸念された。そのため、単年度実施が原則の助成制度ではあるが、特別な状況であることに鑑み、団体からの申請に基づき令和2年11月末までに、繰り越す活動及び費用を明確にすることで延長を認めることとし、助成専門委員会及び評価専門委員会です承を取り付け実施した。</p> <p>その結果、対象である58団体のうち16団体( つづける助成2件、ひろげる助成13件、フロントランナー助成1件 ) より助成期間の延長を受け付け、承認した。</p> <p>これら16団体の令和3年度への繰越額は35,458千円となった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3 - 2	振興事業		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8 - 3. 環境パートナーシップの形成 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 2 回	10 回（8 地方大会、全国大会、ecocon）	10 回（8 地方大会、全国大会、ecocon）				予算額（千円）	973,824	956,634			
ユース世代を対象とした研修実施回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 4 回 / 年	6 回	4 回				決算額（千円）	884,213	762,899			
研修受講者アンケートによる肯定的評価	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 95.4%	98.5%	95.9%				経常費用（千円）	904,907	782,688			
								経常利益（千円）	93,580	190,049			
								行政コスト（千円）	989,474	782,688			
								従事人員数	11.5	11.5			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 振興事業 &lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数(前中期目標期間実績:平均2回/年)</p>	<p>(2) 振興事業</p> <p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年2回以上実施する。</p>	<p>(2) 振興事業</p> <p>(A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生などユース世代を対象に、相互研鑽や交流を目的とした発表会を地域毎及び全国規模で2回以上開催する。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 環境保全活動を行う人材の創出大会の実施</p> <p>) 全国ユース環境活動発表大会の実施</p> <p>開催時期において新型コロナウイルス感染拡大の影響が懸念されたが、過年度に参加した高校にヒアリングし、活動状況や参加意思を確認したところ、令和2年度も継続的に実施することが全国の高校生の取り組む意欲の促進につながると判断し、集合型ではない形での実施を検討した。共催である環境省及び国連大学サステナビリティ高等研究所と協議を重ね、初の試みではあるが、地方大会、全国大会ともに、大会ウェブサイトには高校生の活動発表動画を掲載するWeb発表形式で実施することとした。</p> <p>全国の87団体から応募があり、12月に開催した地方大会(審査会)には一次審査を通過した85団体が出場し、オンラインで開催した審査会、及び高校生による投票の結果、令和3年2月に開催する全国大会(審査会)に進出する16団体が決定した。</p> <p>全国大会は地方大会同様、オンラインによる審査会と高校生による投票を行い、環境大臣賞や環境再生保全機構理事長賞などの受賞団体が決定した。また、全国大会出場団体の高校生同士でオンライン交流会を開催したほか、環境大臣賞を受賞した宮城県農業高等学校の生徒が、小泉環境大臣及び笹川環境副大臣との懇談をオンラインで行った。</p> <p>参加校は令和元年度の約半分とはなったが、他の多くのイベントが中止に追い込まれる中、参加校の生徒・教師、関係各機関、支援を頂いている企業からもオンライン等で実施したことについて好評を頂いた。</p> <p>また、発表動画をホームページに掲載したことにより、発表内容を見直すことができる</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価: B</p> <p>全国ユース環境活動発表大会については、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が危ぶまれた中、過年度参加校の意見を伺うなど実施可能性を検討した。実施を希望する意見が多い中で他の主催者とも協議し、地方大会(8回)、全国大会(1回)とも大会ウェブサイトには活動発表動画を掲載するWeb発表形式で実施した。また、全国大学生環境活動コンテスト(ecocon2020)に共催として参画し、計10回の交流機会を創出した。</p> <p>ユース世代を対象とした環境保全やSDGs、地域循環共生圏に関する研修や民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計4回実施した。</p> <p>研修事業の一つである若手プロジェクトリーダー研修については、集合型での開催を断念し、年3回の研修機会のほとんどをオンライン形式に切り替え予定どおり実施した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の活動影響調査において助成先団体が必要としている支援の把握に努め、その調査結果を踏まえ、各種情</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>令和2年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国大学生環境活動コンテスト(ecocon2020)の共催や、全国ユース環境活動発表大会の地方大会(8回)のウェブ開催など、ユース世代による環境保全活動に対する支援を実施された。</li> <li>ユース世代を対象とした環境保全やSDGs、地域循環共生圏に関する研修やセミナーを開催された。</li> <li>若手プロジェクトリーダー研修について、年3回の研修機会をほぼオンライン形式に切り替え予定どおり実施された。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の活動影響調査結果を踏まえ、各種情報提供のほか、オンライン活用セミナー(3回)や助成先団体間意見交換会(3回)を実施された。</li> </ul> <p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、振興事業を適正に実施していると判断して「B」評価とした。</p> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;</p> <p>令和2年度の成果と社会状況、参加者が置かれている状況やニーズ等を踏まえ、必要に応じて、インターネットを活用したオ</p>	

<p>(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>(b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価 (前中期目標期間実績: 平均 95.4%)</p>	<p>全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度4回以上実施する。</p> <p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p>	<p>全国の高校生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して4回以上実施する。</p> <p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p>	<p>ユース世代の活動団体の交流会実施回数 (前中期目標期間実績: 平均2回/年)</p>	<p>という利点も生じた。</p> <p> ) 全国大学生環境活動コンテスト (ecocon2020) の共催</p> <p>令和3年2月15日(月)に開催された全国大学生環境活動コンテスト(ecocon2020)に共催として参画し、持続可能な社会に向けて環境・社会活動を行っている全国の大学生が互いに学び、ネットワークを形成するための支援を行った。</p> <p>なお、参加団体数は11団体であった。</p> <p>ユース世代を対象とした研修等の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、例年各地で実施している集合型の研修の開催は見送った。</p> <p>一方で、感染症対策を十分に講じたうえで、大学生向けのオンライン座談会(2回)と、協賛企業の協力を得て高校生向けの企業研修、及び高校生向けのオンラインセミナーを行った。</p> <p>(B) 研修・調査等事業の効果的な実施</p> <p>令和2年度は、計13回、延べ231名に対して研修を実施した。実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大の影響等を踏まえ、Web会議システムの活用、動画のWeb配信等の工夫を行った。また、一部の研修については中止又は延期した。</p> <p>研修・調査の企画運営</p> <p> ) 若手プロジェクトリーダー研修の実施</p> <p>令和2年度は、(1)助成事業(C)「人材の育成と定着を図る助成方法の検討」で記載したとおり、助成事業において中心的に活動する若手(第5期6名、第6期12名、第7期8名の計26名)に対して、活動の戦略づくりなどプロジェクトを推進するために必要なプログラムについてWeb会議システムを活用した研修を行った(第5期の第2回目フィール</p>	<p>報提供のほか、オンライン活用セミナー(3回)や助成先団体間意見交換会(3回)を実施した</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <p>○引き続き新型コロナウイルス感染症が研修等の実施に影響を及ぼすことが避けられない中、令和2年度の成果と社会状況を踏まえ、必要に応じてインターネットを活用したオンライン参加型の方法を取り入れるなど、有意義かつ効率的な方法を検討し実施する。</p>	<p>ンライン参加型の方法を取り入れるなど、有意義かつ効率的な方法を検討・実施することで、引き続きユース世代の環境保全活動への支援に努めること。</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>特になし。</p>
--	---	---	---	--	---	--

	<p>環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。</p>	<p>環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施する。</p>	<p>研修受講者アンケートによる肯定的評価 (前中期目標期間実績：平均95.4%)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・年度計画に定められた各項目が適切に</p>	<p>ド実習のみ、集合・対面で実施。 )。</p> <p> ) 活動影響調査で把握したニーズに基づく意見交換会、セミナーの実施 (1)(A) で実施した活動影響調査において把握した助成先団体のニーズに基づき、「公的支援に関する情報提供(給付金・補助金情報)」として、国等が行う感染症対策関連情報や支援制度をリンク集としてまとめたものをホームページに特設サイトとして開設した。(8月)</p> <p>また、活動への具体的な影響やオンライン活用の上での工夫などに関する意見交換会や、オンラインでの組織運営の工夫等に関するセミナーを、10~3月に各3回ずつオンラインで実施し、ホームページ上でも公開した。</p> <p> ) 海外派遣研修の実施 令和元年度(令和2年2月5日~2月24日)にインドネシアで実施した環境ユース海外派遣研修において、研修後に予定していた「研修報告会」は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送ったが、令和2年度にオンライン形式で開催した。(9月)</p> <p>なお、令和2年度における研修の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響により見送った。</p> <p> ) 研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で95.9%であった。</p> <p>SDGs等に関する研修等の実施 ユース世代に対して、(A) 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を4回実施した。</p>		
--	---	--	---	--	--	--



				行われているか。			
--	--	--	--	----------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3 - 3	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8 - 3. 環境パートナーシップの形成 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	-	-	ツイッター掲載数：118 件、 フォロワー数：484 人	ツイッター掲載数：145 件、 フォロワー数：708 人				予算額（千円）	973,824	956,634			
			インスタグラム掲載数：91 件、 フォロワー数：167 人	インスタグラム掲載数：129 件、 フォロワー数：320 人				決算額（千円）	884,213	762,899			
特定寄付金の受け入れ金額	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 13,750 千円	18,000 千円	18,000 千円				経常費用（千円）	904,907	782,688			
								経常利益（千円）	93,580	190,049			
基金の運用益	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 185 百万円	82 百万円	88 百万円				行政コスト（千円）	989,474	782,688			
								従事人員数	11.5	11.5			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 地球環境基金の運用等                      &lt;評価指標&gt;                      (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進                      &lt;関連した指標&gt;                      (a1) SNS(ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等                      (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。                      ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等                      (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため以下の取組を行う。                      ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;                      SNS(ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;                      (A)環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実                      ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保                      ) ホームページ、SNSを通じた広報                      ア. ホームページを通じた広報                      助成活動を紹介し、環境NGO・NPO活動や基金事業に対する理解促進を図った。                      イ. SNS(ツイッター及びインスタグラム)による情報発信                      助成先団体の活動情報やユース事業、イベント等の周知などについて投稿し、情報発信を行った。投稿に当たっては画像や動画を効果的に活用するとともに、ツイッターとインスタグラムの情報の相互活用を進めることにより認知度向上に努め、ツイッター145件、インスタグラム129件の投稿を行った。                      令和2年度末のフォロワー人数は、ツイッター708人、インスタグラム320人まで増加した。                      このほか、さらなる認知度向上を目的として、幅広い層が関心を持てるよう漫画を用いた地球環境基金のイメージアップのための発信コンテンツを制作する取組や、一般的に知名度の高いキャラクターとのコラボレーションを図る取組、また、ツイッターとインスタグラムの目的、方向性等を整理し、更なるSNSの効果的な活用に向けた検討などを進め</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;                      評価：B                      ホームページやツイッター及びインスタグラムのSNSや動画配信による発信強化、広報誌等の各種媒体の活用等により、地球環境基金事業の広報・周知を積極的に進めた。                      新型コロナウイルス感染拡大による企業活動への影響が大きく、地球環境基金を取り巻く状況がより一層厳しい中において、地球環境基金企業協働プロジェクトへの特定寄付金について、令和2年度も第3期中期目標期間実績を上回る18,000千円の寄付を獲得することができた。                      著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、市場等の動向を一層注視しつつ、環境への配慮を踏まえた運用を行った。                      &lt;課題と対応&gt;                      新型コロナウイルス感染拡大の影響により各種環境イベント等の開催が中止される場合、来場者へ地球環境基金事業の紹介を通じて理解促進を図ることが困難な状況になることも想定される。引き続きオンライン等の手法を活用したより効</p>	<p>評価 B                      &lt;評価に至った理由&gt;                      令和2年度計画に沿って適正に事業が実施されている。                      ・WebサイトやSNS等のメディア媒体を活用した地球環境基金事業の周知など、積極的な広報及び募金活動が実施された。                      ・「地球環境基金企業協働プロジェクト」への特定寄付金について、第3期中期目標期間実績を上回る18,000千円の寄付を獲得されている。                      ・資金の安全性を確保した上で、市場金利の低下が続く厳しい市場の状況を考慮した運用が実施された。                      以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評価とした。                      &lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策&gt;                      オンライン等による効果的な広報活動や機会を捉えた募金活動に努めるとともに、地球環境基金協働プロジェクトの枠組みを活用して、企業等による参画を得られるように積極的な働きかけをし、寄付の獲得に努めること。                      &lt;その他事項&gt;                      特になし。</p>	

				<p>た。</p> <p>）新聞、広報誌等による広報 新聞や高齢者向け情報誌等を活用して、地球環境基金事業の紹介等を行うとともに、広報誌「地球環境基金便り」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンラインによる取材方法を取り入れて制作を進め、年2回、各38,500部発行し、寄付者、自治体、高等学校、NPOセンター等約8,000箇所に送付した。令和元年度から引き続き、AR（拡張現実）アプリを活用し、スマートフォン等から手軽に助成先団体の活動動画等を閲覧することができる仕組みを取り入れた。このほか、地球環境基金事業および寄付の実績についてパンフレット等による周知を行った。また、12月に発行した「地球環境基金レポート」では、事例普及を行うために優れた取組をベストプラクティスという形で報告し、寄付者や令和2年度助成先団体など735箇所に案内した。</p> <p>）イベント等への出展 新型コロナウイルス感染拡大の影響により大半の各種環境イベント等の開催が相次いで中止等となる中、地球環境基金事業や企業協働プロジェクトの認知度向上を目的とした、地球環境基金の概要や助成事業の紹介用動画を制作した。また、11月に開催されたエコプロonline2020等に出展した。オンライン開催のメリットとして、遠方等の理由から今まで会場に来ることができなかつた方々へ紹介出来た一方、対面と比較してアンケート等の来場者の声を聞き取る機会が大きく減少したことが課題となった。</p> <p>）個人や企業等による寄付の確保 地球環境基金企業協働プロジェクトのほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響により自宅で過ごす時間が長くなる中、古本を活用した身近でリサイクル意識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる寄付メニュー（本d e</p>	<p>果的な広報活動及び広報機会の確保に努める。</p> <p>依然として新型コロナウイルス感染拡大が社会に与える影響が大きい状況において、地球環境基金企業協働プロジェクトに対し企業に理解を頂くと共に引き続き参画を得るよう働きかけを行う必要がある。そのために、寄付による地球環境基金事業への効果の「見える化」を図ることで、同プロジェクトの枠組みを活用して寄付の受け入れに繋げていきたい</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>寄付）などについて積極的に広報を行った。これら総合的な広報活動のほか、寄付者に対する謝意として、領収書や感謝状の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（週単位）に努めた結果、個人寄付の大幅な増加に繋がった。また、新たに金融機関等のプログラムを活用し、幅広い寄付の受入に繋がるよう努めた。 このような取組の結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても個人や企業から環境保全活動支援への変わらぬ賛同を頂き、令和2年度については寄付額23,896千円（令和元年度22,015千円）、寄付件数1,179件（令和元年度905件）と令和元年度を上回った。</p> <p>地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得 環境NGO・NPOの環境保全活動（LOVE BLUE 助成）に支援をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対して報告を行うなど、新型コロナウイルス感染拡大で厳しい社会情勢においても本プロジェクトの意義を理解いただき、令和元年度と同水準の寄付を得ることができた（総額15,000千円、令和元年度同額）。 また、全国ユース環境ネットワーク促進事業では、令和元年度と同件数となる4社から賛同をいただいております、同水準の寄付を得ることができた（総額3,000千円、令和元年度同額）。</p>		
<p>(B) 安全かつ有利な資金運用 ＜関連した指標＞ (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の</p>	<p>基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）  ＜その他の指標＞  ＜評価の視点＞</p>	<p>(B) 安全かつ有利な資金運用 安全かつ効率的な運用 市場金利は継続的に低水準であるが、運用方針に従い、安全性を最優先に、環境への配慮を踏まえつつ中・長期的に償還時期の平準化など効率的な運用を行った。</p>		

			確保を最優先に、効果的な運用を行う。	・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。			
--	--	--	--------------------	----------------------------	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境省-20-181 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境省-20-324 令和 3 年度基金シート 基金シート番号 03 - 004

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ												
主要なアウトプット（アウトカム）情報					主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
審査基準、審査状況等の公表回数	-	第 3 期中期目標期間実績： 4 回 / 年	4 回	4 回				予算額（千円）	3,174,168	3,564,457		
基金の管理状況の公表回数	-	第 3 期中期目標期間実績：1 回 / 年	1 回	1 回				決算額（千円）	1,961,725	2,890,751		
								経常費用（千円）	1,962,260	2,893,197		
								経常利益（千円）	6,014	2,197		
								行政コスト（千円）	1,973,745	2,893,197		
								従事人員数	2.25	2.25		

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （令和 2 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 助成業務 < 評価指標 > (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。	(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。	< 主な定量的指標 >	< 主要な業務実績 > (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営	< 評価と根拠 > 評価：B  軽減事業については、環境大臣の指定する者からの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。 環境大臣が指定する者	評価	B  < 評価に至った理由 >  軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されており、PCB 廃棄物の処理に

<p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>(a1) 審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回/年）</p> <p>(B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見据えた基金の適切な管理</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>(b1) 基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回/年）</p>	<p>審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限（令和9年3月）を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>基金の管理状況を年1回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>審査基準、審査状況等の公表回数（前中期目標期間実績：4回/年）</p> <p>基金の管理状況の公表回数（前中期目標期間実績：1回/年）</p> <p>&lt; その他の指標 &gt;</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</li> </ul>	<p>助成金の審査基準、審査状況</p> <p>中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で令和2年5月29日に交付決定し、支払申請に対して全4,365件を適正に処理して2,871,865千円の助成金を交付した。</p> <p>なお、令和2年度における都道府県知事等による代執行の実績はなかった。</p> <p>(B) 基金の適切な管理</p> <p>基金の適正な管理及び管理状況の公表</p> <p>処理期限を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど適正な管理を行った。また、基金の管理状況（拠出状況、助成状況、運用状況等）について令和2年8月3日にホームページで公表した。</p> <p>(C) 制度改正への対応</p> <p>令和2年9月に、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正により代執行支援事業の対象範囲が拡大された。併せて、軽減事業の適用拡大（収集運搬費用等への助成、処理責任を有しない者が保管するPCB廃棄物処理に適用する助成率の変更、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けた保管事業者等が保管する高濃度PCB廃棄物に係る追加助</p>	<p>からの助成金の交付申請、支払申請等に対し適正に審査及び交付を行うとともに、基金の管理状況をホームページ上で公表した。</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <p>令和元年度に引き続き令和2年度においても助成対象範囲の変更を目的とする法改正が行われ、機構においても業務方法書及び交付要綱の改正を行った。今後も同様の事例が生じれば速やかに対応する。</p>	<p>係る助成業務が適正になされていることから「B」と評価したものの。</p> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>令和2年度の法改正による助成対象範囲の拡大に伴い、助成案件数の増加が増加しているものの、今後も中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。</p> <p>&lt; 今後の課題 &gt;</p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	---	---	---



					成及び一般廃棄物となる高濃度PCB廃棄物の処理費用の助成 )が行われた。これらの改正に伴い、業務方法書及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱等を改正した。制度改正に伴い、助成案件数の増加を前に事務作業を見直し、対応した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 6 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4 - 4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4 - 5. 廃棄物の不法投棄の防止等 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 1,203 回 / 年	1,180 回	1,178 回				予算額（千円）	882,969	276,784			
維持管理積立金の管理状況の公表回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 1 回 / 年	1 回	1 回				決算額（千円）	356,780	256,424			
								経常費用（千円）	279,266	282,946			
								経常利益（千円）	784	2,580			
								行政コスト（千円）	287,619	282,946			
								従事人員数	1.25	1.25			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 管理業務 &lt;評価指標&gt; (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 &lt;関連した指標&gt; (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数(前中期目標期間実績:平均1,203回/年)</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理 &lt;関連した指標&gt;</p>	<p>(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。  積立者に対し運用状況等の情報提供を着実にを行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p>	<p>(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。  積立者に対し運用状況等の情報提供を着実にを行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;  設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数(前中期目標期間実績:平均1,203回/年)</p> <p>維持管理積立金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績:平均1回/年)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  (A) 透明性・公平性の確保  情報提供及び適切かつ確実な事務  ) 利息の払渡し 令和元年度以前に通知した運用利息のうち希望する最終処分場設置者に対し、719件229,231千円の払渡しを行った。(令和元年度602件328,813千円)   ) 利息の通知 令和2年度運用利息額の通知を令和3年3月に行った。(1,177件)   ) 積立て及び取戻し 設置者からの積立て及び取戻しについて、設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。令和2年度において積立てがあった最終処分場数及び金額は647件、7,409,932千円、取戻しについては48件、560,592千円であった。(令和元年度 積立て:677件、7,686,556千円、取戻し:53件、991,954千円) また、許可権者(102都道府県等)に対し、令和元年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を通知した。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定:B  設置者への維持管理積立金利息の通知及び払渡し並びに積立金の積立て及び取戻し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。  &lt;課題と対応&gt; 最終処分量の減少により最終処分場の稼働期間が長期化し積立金の預り期間に影響している。引き続き、許可権者と情報共有を図り適正な管理につなげていく。</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; 積立者に対する運用状況等の透明性・公平性の確保については、設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。また、維持管理積立金の適正な管理についても、積立て及び払い戻し状況が確実にホームページで公表されている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>	

<p>(b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数 (前中期目標期間実績：平均 1 回 / 年)</p>	<p>維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>維持管理積立金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>&lt; その他の指標 &gt;</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</li> </ul>	<p>管理状況の公表</p> <p>適正な維持管理を促進するため、令和元年度分の維持管理積立金の管理状況（積立て及び取戻し状況）について、令和 2 年 5 月 14 日にホームページで公表した。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

注 5 ) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 6 - 1	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	<p>&lt;重要度：高&gt; 石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。</p> <p>&lt;難易度：高&gt; 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>7. 環境保健対策の推進</p> <p>7-3. 石綿健康被害救済対策</p> <p>令和 3 度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0274</p> <p>令和 3 年度基金シート 基金シート番号 03-005</p>

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）を維持	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）	95 日	212 日				予算額（千円）	5,664,044	5,652,232			
<関連指標>								決算額（千円）	4,796,871	4,263,182			
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 12 回 / 年	12 回	12 回				経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612			

療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の速やかな支給(特殊案件を除く。)	-	第3期中期目標 期間実績:平均 17日	19日	17日				経常利益(千円)	-	-			
認定更新対象者への状況確認等の案内送付	-	第3期中期目標 期間実績:100%	100%	100%				行政コスト(千円)	5,053,810	4,245,612			
窓口相談、無料電話相談件数	-	第3期中期目標 期間実績:平均 5,688件/年	5,683件	4,749件				従事人員数	43	43			
施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	-	-	22回	23回									
保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	-	第3期中期目標 期間実績:平均 13回/年	14回	1回									
制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	-	第3期中期目標 期間実績:各1 回/年	各1回	各1回									
救済制度において診断実績のある医療機関数	-	平成29年度実績: 1,778病院	1,822病院	1,936病院									
医療従事者向けセミナーの実施回数	-	第3期中期目標 期間実績:平均 14回/年	13回	6回									
個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率(派遣職員等を含む)	-	第3期中期目標 期間実績:100%	100%	100%									

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 認定・支給に係る業務 &lt;評価指標&gt; (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p> <p>&lt;関連した指標&gt; (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数(前中期目標期間実績：平均12回/年) &lt;定量的な目標水準の考え方&gt; (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数(特殊な事情を有する案件を除く)は、前中期目標期間において約47日間</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績(平均122日)を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。</p> <p>申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備さ</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績(平均122日)を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行う。</p> <p>申請・請求窓口である保健所においても必要な資料が整備さ</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt; 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;  新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会(以下「判定小委員会」という。)及び同審査分科会(以下「審査分科会」という。)の開催が延期となったことなどにより、審議待ち案件が大幅に増加(令和元年度末77件から令和2年度末519件)したため平均処理日数は増加したが、判定小委員会及び審査分科会の再開後、速やかに医学的判定申出を行うため、事前に医療機関から病理標本等医学的資料を可能な限り収集することに努めた。また、全ての申請者等に対して、判定小委員会等の審議会の延期、再開時に通知するなど、丁寧に対応した。</p> <p>開催を予定していた保健所説明会について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から現地開催を中止とし、代替措置として、石綿関連疾患に精通した医師の協力も得て、</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt; 評価：B</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、判定小委員会等審議会が3カ月間開催できなかったことにより、目標と定めた122日に対し212日と、処理日数を維持することはできなかったが、審議会の開催延期期間中においても医療機関に対して、病理標本等の資料提出を積極的に求めることや、判定小委員会の審査において必須となる免疫染色検査結果の提出を求めることなどにより、影響を最小限に食い止める努力を行った。</p> <p>・判定小委員会において必要となる免疫染色検査結果について、当該検査が未実施の案件については、機構が実施するなど、環境省への判定申出前から資料等の収集に努めた。</p> <p>・緊急事態宣言下においても、適切な感染症対策を実施し業務遂行に必要な体制を確保の上、無料電話相談及び申請等受付業務を継続するとともに、判定小委員会及び審査分科会の開催延期及び再開時点において、全ての申請者等に対して審議会の開催状況について通知するなど、丁寧に対応した。</p> <p>・判定小委員会及び審査分科会が開催延期になったことにより審議保留となって</p>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt; ・石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会(分科会含む)が4月から6月までの3ヶ月間対面での開催が出来なかったことにより、目標と定めた平均処理日数122日を大きく超える212日となったが、小委員会開催延期期間中に医療機関に対し病理標本等の資料の提出を求める等、小委員会再開時に速やかな審議が出来るような取組や、緊急事態宣言中においても業務実施体制を確保し無料電話相談及び申請受付を継続するとともに、申請者に対して小委員会の開催延期・再開状況について通知を行うなどの取組が行われている。</p> <p>・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会により取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえ、石綿救済制度の申請窓口となる保健所等の担当者に対し、受付・相談及び医学的事項等に係る必要な知識の向上を図るために例年保健所説明会を開催していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため現地開催を中止し、代替措置として石綿健康被害救済</p>	

<p>の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援  &lt; 関連した指標 &gt;  (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17</p>	<p>れ、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。</p> <p>労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）との定期的な情報共有を行う。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の</p>	<p>れ、かつ迅速に受付がなされるよう、北海道から九州までの全国での保健所説明会において、保健所窓口担当者に対し各種手引やリーフレット等を活用し、窓口での相談に当たったの留意点や書類を受付けてからのポイントを丁寧に説明する。</p> <p>労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省（労災保険窓口）に毎月、情報提供を行い、連携を図る。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を</p>	<p>救済制度及び申請・給付の手続等に関する動画を制作し、ホームページで視聴可能となるよう対応した。</p> <p>労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数（前中期目標期間実績：平均 12 回/年）</p> <p>療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の速やかな支給（特殊案件を除く。）（前中期目標期間実績：平均 17 日）</p>	<p>救済制度及び申請・給付の手続等に関する動画を制作し、ホームページで視聴可能となるよう対応した。</p> <p>労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を 12 回厚生労働省に情報提供した。</p> <p>認定から支給までの期間を短くするよう支払日を複数化する取組や、組織内で被認定者に係る情報を迅速に共有することで、第 3 期中期目標期間と同じ処理日数で支給を行った。（初回療養手当の認定から支給までの日数：第 3 期中期目標期間の平均処理日数 17 日に対し、本年度の平均処理日数 17 日）  また、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認</p>	<p>いる案件を解消するため、令和 3 年 3 月より審査分科会の開催回数を増やすこととなり、それに対応するため当面の間、機構から環境省への人的支援を行うなど各種の調整を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行った。</li> <li>・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い認定更新に係る事務を適切に行った。</li> </ul> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により判定小委員会及び審査分科会において審議が遅れている案件の解消に向けて、機構から環境省への人的支援を行うなど適宜対応する。また、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行うなどの取組を引き続き実施する。</li> <li>・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。</li> <li>・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。</li> </ul>	<p>制度の申請・給付の手続き等に関する動画を作成しホームページで視聴させるなど積極的な周知を行い、制度運営の円滑化に向けた取組を着実に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労災保険制度の対象となり得る申請については、申請者の同意を得て労災保険制度窓口へ情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図っている。</li> <li>・療養手当の速やかな支給を行うため、被認定者や医療機関に向けた案内資料の見直しや支払日を複数化するなどの取組を行い、第 3 期中期目標期間と同じ平均 17 日で処理し、目標を達成している。</li> <li>・医療費の未請求者への再案内、認定更新手続きを行っていない者への再案内を行うなど、制度運営を着実に実施している。</li> <li>・新型コロナウイルスの影響により環境省における小委員会の開催延期により認定まで処理日数を要したが、制度の運営は適切に行われていること認められるため、「B」評価とした。</li> </ul> <p>&lt; 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 &gt;</p> <p>申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれるが、平均処理日数の目標達成のため、可能な限り医療機関から資料を事前に収集のうえ判定申出を行い、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく必要がある。</p> <p>また、被認定者からの請求が円滑に行われるためにわかり易く丁寧な説明や、認定更新の対象者が更新を受ける資格を失うことのないよう、手続き方法の案内、申請状況の確認を行うなどきめ細やかな取組</p>
--	---	---	--	---	--	---



<p>日)</p> <p>(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知(前中期目標期間実績:100%)</p> <p>(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付(前中期目標期間実績:100%)</p>	<p>確認を行うなど、支給審査の準備を可能な限り進める。</p> <p>漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者(他法給付を除く。)に、請求勧奨を行う。</p> <p>認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p>	<p>行う。また、被認定者や医療機関等に向けた案内資料をより分かりやすくなるよう見直し、被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進める。</p> <p>漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者(他法給付を除く。)に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。</p> <p>認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行う。</p>	<p>請求期限のある救済給付の請求対象者への周知(前中期目標期間実績:100%)</p> <p>認定更新対象者への状況確認等の案内送付(前中期目標期間実績:100%)</p>	<p>定者については、医療費請求等について被認定者や医療機関等から問い合わせを受けることが多いため、請求手続が円滑に行われるよう、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手引きを作成して被認定者に送付する取組を開始した。</p> <p>時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続が行われるようにするため、遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費(償還)の請求を行っていない場合は再案内を継続的に実施した。</p> <p>認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、丁寧に手続を進め、更新申請の申請を行った被認定者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行うため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理</li> <li>・満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付</li> <li>・満了月の4か月前に認定更新の申請状況を確認、未申請者への状況確認・再案内を開始</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関の状況や外出自粛の要請等により、認定更新の対象者が更新手続に必要な書類の入手が困難である等の事情を考慮し、更新手続に係る申請期間の延長を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、保健所説明会や中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等についても一部実施が困難となることが考えられるが、Webの活用を含めた対応について検討を進めていく必要がある。</li> <li>・施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限(令和4年3月27日)の周知徹底を図る。</li> </ul>	<p>みを進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施していく必要がある。</p> <p>更に、施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等は令和4年3月27日が請求期限のため、未請求で期限を迎えるという事態が生じないように周知の徹底を図る必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保健所説明会等の実施が一部困難となることが予測されるが、WEBで開催するなどコロナ禍における影響を最小とし、石綿健康被害救済制度を円滑に運営することが重要である。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
---	---	--	---	--	--	---

<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均5,688件/年）</p> <p>(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p> <p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適切に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p> <p>関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（令和4年3月27日）に</p>	<p>制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p> <p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>第3期中期計画期間の広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。</p> <p>救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p>	<p>窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均5,688件/年）</p>	<p>被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度運営に反映するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。</p> <p>これまでの広報実績から、被認定者等の制度認知経路として広報効果の高い全国紙や雑誌に加え、Webやイベントにおいても制度周知を実施した。また、次年度以降に向けた全国規模の広報について検討するとともに、より訴求効果の高い広報素材の制作を行った。</p> <p>健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。</p> <p>ア．窓口相談件数 32件（令和元年度 54件） イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）4,717件（令和元年度 5,629件）</p>		
--	---	--	--	---	--	--

<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p>	<p>について周知を行う。</p> <p>都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。</p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p>	<p>施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限(令和4年3月27日)について、引き続き周知を行う。</p> <p>都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。</p> <p>中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、引き続き</p>	<p>施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>中皮腫及び肺がんに係る特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求期限の周知を次のとおり23回行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構石綿ウェブサイトを改修し、特設バナーを設置</li> <li>・機構ホームページへの制度説明動画の掲載による周知</li> <li>・地方公共団体研修会(千葉県)による周知</li> <li>・保健所等受付業務担当者向け一斉メールによる周知</li> <li>・学会セミナーにおける周知(4学会)</li> <li>・群馬県医師会主催研修会</li> <li>・環境展における周知2回</li> <li>・新聞広告による周知(毎日新聞3回、産経新聞2回)</li> <li>・雑誌による周知(週刊文春1回)</li> <li>・日刊紙「経済産業公報」理事長インタビューによる周知</li> <li>・医療系雑誌による周知(画像診断3回、ナースینگ2回計5回)</li> </ul> <p>都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の会員病院への情報配信に加え、日本医療社会福祉協会、日本癌学会、日本訪問看護財団、日本肺癌学会ホームページで制度周知を行った。また、学会セミナーのほか、医療専門誌等においても制度周知を行った。</p> <p>ホームページのポータルサイトにおいて、中皮腫に係る総合的な情報を提供した。また、パンフレット等へのサイトアドレスの記載、サイト紹介用チラシの作成・配布等により周知を図った。</p>		
---	---	---	---	--	--	--

<p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(d1) 保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数(前中期目標期間実績:平均13回/年)</p> <p>(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表(前中期目標期間実績:各1回/年)</p>	<p>環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。</p> <p>救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。</p>	<p>環境省、厚生労働省とも連携し、地域において認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とする説明会を行う。また、地方公共団体が地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。</p> <p>申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。</p> <p>認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料とし</p>	<p>きホームページを通じて提供する。</p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数(前中期目標期間実績:平均13回/年)</p> <p>制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表(前中期目</p>	<p>コロナ禍により保健所説明会の現地開催の代替措置として、救済制度及び申請・給付の手續に関する動画を制作しホームページに掲載するとともに、一部の地方公共団体で制度に関する研修会を行った。また、保健所に制度周知のためのポスターを配布するなど情報提供等を行った。</p> <p>毎月及び年度の最新情報をホームページ上で公表した。</p> <p>申請・認定の状況、救済給付の支給状況等を取りまとめた石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料を作成し、ホームページ上で公表した。</p>		
--	---	--	---	--	--	--

<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）</p> <p>(e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回 / 年）</p>	<p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布する。</p> <p>医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。</p>	<p>てとりまとめ、公表する。</p> <p>申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。</p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。</p> <p>医師、看護師及び医療系ソーシャルワーカーを対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。</p>	<p>標期間実績：各 1 回 / 年)</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関数（平成 29 年度実績：1,778 病院）</p> <p>医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回 / 年）</p>	<p>救済制度における申請時に提出のあった任意のアンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。集計が完了した過年度分については「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。</p> <p>救済制度において診断実績のあった医療機関を含む 1,942 病院に対して、医師、医療機関向け手引や各種パンフレットを送付した。</p> <p>医師等への石綿関連疾患及び救済制度の周知のため、学会セミナーについてオンライン等を含め 5 回開催した。また、地域の開業医等に対しても石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、医師会との連携により医師を対象とした研修会を実施し、専門医と機構職員による制度関連研修会を実施した。（1 回）</p>		
---	---	---	---	--	--	--

<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>(f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（派遣職員等を含む）前中期目標期間実績：100%</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。</p> <p>石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。</p>	<p>指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。</p> <p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講させる。</p> <p>情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把</p>	<p>個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（派遣職員等を含む）前中期目標期間実績：100%</p> <p>&lt; その他の指標 &gt;</p> <p>&lt; 評価の視点 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。</li> <li>・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。</li> <li>・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。</li> <li>・保健所等の窓口担当者に対して、石綿健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供が行われているか。</li> </ul>	<p>インシデントには至らないヒヤリハット事例を日常的に収集するとともに、点検表を用いて定期的なモニタリングを行う仕組みを設けて点検を実施した。</p> <p>情報セキュリティ及び個人情報保護について、石綿健康被害救済部に所属する全職員（派遣職員等を含む。）を対象に、独自の研修を実施した（参加率100%）。また、研修後に理解度確認テストを実施し、事後フォローを実施した。</p> <p>各課のシステム担当者等による定例会を開催し情報共有を図るなど、情報セキュリティの確保を図るとともに、認定・給付システムの安定的な運用に取り組んだ。また、システムを活用して、毎月、審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

	<p>事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るといいう制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p>握し、業務を適切に管理する。</p> <p>引き続き石綿による健康被害の救済に関する業務の見直しを進めるとともに、より効率的かつ合理的な業務運営を行う。</p> <p>今後の環境省における制度全体の施行状況の評価・検討について、情報収集を行うとともに、必要な情報を適宜提供するなど、積極的に参画する。</p> <p>事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るといいう制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等に対する制度周知が適切に行われているか。</li> <li>・個人情報の管理等に万全の対策が講じられているか。</li> </ul>	<p>令和元年度に整理した業務効率化案件を見直しつつ個別の取組を進めるとともに、部内外で情報共有・意見交換を図りながら、迅速な救済ときめ細やかな国民サービスの向上の両立に資する取組に着手した。一例として、フリーダイヤル対応職員を対象とした「コミュニケーション力向上のための電話対応研修」を実施した。</p> <p>今後の制度に関する中央環境審議会での議論やデジタル化等について、適宜情報交換を行った。</p> <p>石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行い、基金の管理状況をホームページにおいて10月に公表した。</p>		
--	--	---	--	--	--	--

			況をホームページにおいて公表する。				
--	--	--	-------------------	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 6 - 2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7 - 3. 石綿健康被害救済対策 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0274

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特別拠出金の徴収率	第 3 期中期目標期間実績：100%	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%	100%				予算額（千円）	5,664,044	5,652,232			
								決算額（千円）	4,796,871	4,263,182			
								経常費用（千円）	4,839,795	4,245,612			
								経常利益（千円）	-	-			
								行政コスト（千円）	5,053,810	4,245,612			
								従事人員数	43	43			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （令和 2 年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 納付義務者からの徴収業務 <評価指標> (A) 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） <定量的な目標水準の考え方>	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。	(2) 納付義務者からの徴収業務 (A) 納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。	<主な定量的指標> 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） <その他の視点>	<主要な業務実績> 特別事業主 4 社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、徴収すべき額を全て徴収した。	<評価と根拠> 評価：B ・徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施しており自己評価を B とした。 <課題と対応> 特別拠出金の徴収は、引き	評価 B <評価に至った理由> 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として全ての特別事業主より確実に徴収を行っており、中期計画の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>	

<p>(a) 納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。</p>	<p>関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>&lt;評価の視点&gt; ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。</p>		<p>続き着実な徴収を行うこととする。</p>	<p>特別拠出金の徴収については、引き続き着実な徴収を行う必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
--	---	---	--	--	-------------------------	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 7 - 1	研究管理		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	<重要度：高> 研究成果の社会実装の推進は、政府方針等において求められており、そのための研究管理が重要である。また、成果の普及や研究公正の取組も引き続き重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9 - 3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0302

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報					主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
<評価指標>								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615			
研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価	5 段階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の割合を 70%以上	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%	86%	91%				決算額（千円）	5,448,554	5,406,445			
<関連した指標>								経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001			
環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数	-	平成 29 年度実績：18 件	38 件	23 件				経常利益（千円）	21,185	53,545			
研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数	-	平成 29 年度実績：2 件	8 件	6 件				行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001			
他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）	-	平成 29 年度委員会出席実績：無し	3 回	3 回				従事人員数	10	10			
プログラムオフィサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザリーボード（AD）会合への参加課題数等	-	平成 29 年度実績：全課題参加	全課題参加	全課題参加									
研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	-	平成 29 年度実績：1 回	1 回	1 回（ ）									

一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	-	平成 29 年度実績：無し	1 回			
研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	-	平成 29 年度実績：2 回	1 回	0 回 資料の HP 掲載により周知		
実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	-	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題	55 課題 代替措置とした書面検査は 5 課題		

研究コミュニティ向けのシンポジウムを一般国民にも対象を拡げて 1 回開催

注 2 ) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3 ) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4 ) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3 . 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和 2 年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>( 1 ) 研究管理 &lt; 評価指標 &gt;</p> <p>(A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において 5 段階中上位 2 段階の評価を獲得する課題数の割合を 70% 以上（前中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%） &lt; 定量的な目標水準の考え方 &gt;</p> <p>(a) 第 4 期中期</p>	<p>( 1 ) 研究管理</p> <p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果が評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70% 以上を確保するため、以下の取組を行う。</p>	<p>( 1 ) 研究管理</p> <p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価を行うための方法を引き続き検討するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果が評価」を獲得する課題数の割合：毎年度 70% 以上を確保するため、以下の取組を行う。</p>	<p>&lt; 主な定量的指標 &gt;</p> <p>研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において 5 段階中上位 2 段階の評価を獲得する課題数の割合を 70% 以上（前中期目標期間中 5 年間の実績平均値：62%）</p>	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>(A) 事後評価において、「概ね当初計画とおりの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度 70% 以上を確保</p> <p>令和元年度に終了した 55 課題の事後評価は、全ての課題が S ~ B となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、91%（50/55 課題）となり、第 4 期中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を得た。（対中期計画目標値 130%）</p> <p>今回の事後評価を実施した研究課題は、機構への業務移管以降、新規課題の公募から研究管理、事後評価まで一連の業務を機構が行った研究課題である。業務移管以降、契約締結の早期化、繰越のしやすさの向上、キックオフ会合の開催義務化などによる研究者支援の充実等に取り組んできた結果、高い評価を得ることができた。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全研究期間の研究成果を取りまとめた終了研究成果報告書の提出期限を 5 月末に延長するとともに、事後評価の参考とするため実施する予定であった終了研究成果報告会</p>	<p>&lt; 評価と根拠 &gt;</p> <p>評価：A</p> <p>終了研究課題の事後評価において、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を獲得</p> <p>令和元年度に終了した 55 課題の事後評価を行ったところ、上位 2 段階（S、A 評価）の課題の比率は、第 4 期中期計画に掲げる目標を 20 ポイント上回る高い評価を得ることができた。（対中期計画目標値 130%）</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても研究成果を最大化するための措置を実施</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、研究期間の延長、研究費の繰越し、研究計画の変更認可など柔軟な措置を講じた。また、アドバイザーリーポー</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>&lt; 評価に至った理由 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年 10 月の業務移管後、研究者への助言、支援の一層の強化を図るため、各研究者への助言や進捗管理を行う P O の体制を強化し、業務を円滑に進めた結果、第 4 期中期計画において目標としていた事後評価における上位 2 段階（S、A 評価）の評価を得た課題の割合が多かったものと評価できる。</li> <li>新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても研究成果を最大化するための措置を実施し、国民対話の推進、研究成果の情報発信についてもオンラインで開催する等の柔軟な対応は評価できる。引き続き積極的な活動を期待する。</li> </ul> <p>国内最大級の環境分野に関するイベント「エコプロ OnLine2020」での情報発信に加え、社会的関心の高い「食品ロス」をテーマとしたシンポジウムを開催したことは、オンラインによって全国各地からの参加が可能となったこともあり、推進費の研究成果をアピール</p>	

<p>目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。</p>	<p>事後評価の実施に当たっては、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。</p> <p>研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（ＫＯ）会合やアドバイザー（ＡＤ）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p>	<p>前年度の検討を踏まえ、研究成果の環境政策への反映等の社会実装の見直しなどを含め、客観性、定量性を高めた評価方法による評価を中間評価において試行する。</p> <p>前年度に引き続き、充実した研究管理を行うため、新規採択された課題について、キックオフ（ＫＯ）会合の開催、全ての課題についてアドバイザー（ＡＤ）会合を原則として年１回以上開催、関係者に対する学識経験者からの助言、プログラムオフィサー（ＰＯ）・機構職員による研究の進め方等の助言を行う。</p>		<p>（対面式ヒアリング）は中止した。その代替として、研究者に研究成果の概要を取りまとめたパワーポイント資料を提出してもらい、メール質疑と書面により事後評価を行った。</p> <p>客観性・定量性を高めた新評価方法による評価の試行 令和元年度に立案した客観性・定量性を高めた新評価方法による評価を令和２年度中間評価で試行した。 中間評価における試行結果を踏まえ、評価基準の明確化、より適切な統計的処理方法の採用など評価の精度、客観性をより一層向上することとし、２月に開催した第３回環境研究推進委員会で承認を得て、令和３年度の間・事後評価に反映することとした。</p> <p>研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実 新規に採択された研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響で研究開始に遅れが生じないように、Web会議システムを活用してキックオフ（ＫＯ）会合が開催できるよう研究者を支援した。プログラム・オフィサー（以下「ＰＯ」という。）は７月までに開催された全てのＫＯ会合に出席し、研究の進め方等に関する助言を行った。 また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による研究計画の変更について、柔軟かつ適切に対応する措置を講じた。その他、令和２年度に終了する研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、研究計画の一部が実施できず、当初想定した研究成果を上げることが困難な場合、研究期間の延長（２カ月又は１年）及び研究費の繰越しを認める措置を講じた。</p>	<p>ド（ＡＤ）会合をWeb会議システムで開催できるよう研究者を支援するなど研究成果の最大化に向けた措置を実施した。</p> <p>研究費の適正執行と研究不正の防止の取組の強化 研究費の適正執行等を図るため開催している事務処理説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が困難となったため、この代替として、会計ルール等に係る主要ポイントを示した資料を作成し機構ホームページに掲載することで、関係機関等に周知した。また、実地検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一部は書面により実施した。</p> <p>上記のとおり、本項目は、研究成果の社会実装を見据えた、研究成果の最大化を図ることが求められる重要な業務である。終了研究課題の事後評価において、令和元年度に引き続き、中期計画の目標を大きく上回ることができたこと、さらには、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、柔軟かつ適切な措置を講じることができたことから自己評価をＡとした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響下においても、当初想定した研究成果を上げることができるよう、研究者の要望を踏まえつつ、柔</p>	<p>する手段としてきわめて効果的と思われる、評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対中期計画目標値 130%という成果を踏まえ、以上のことから「Ａ」評価とした。</li> </ul> <p>&lt;指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針&gt; 特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
--	---	--	--	--	---	---

<p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>(b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等</p>	<p>低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD</p>	<p>中間評価において5段階評価で下位3段階の低評価を受けた研究課題に対しでは、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への的確な指導・助言を行うなど、充実したフォローアップを実施する。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報</p>	<p>環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））</p>	<p>中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施</p> <p>令和2年度実施課題のうち、中間年度にあたる67課題の中間評価（ヒアリング評価）の結果、全ての課題がS～B評価となり、上位2段階（S、A評価）の比率は、94.0%（63/67課題）であった（令和元年度は95.7%）。5段階評価（S～D）で、下位3番目（B）以下の評価を受けた課題については、環境研究推進委員会の指摘を踏まえ、POの指導・助言の下、研究代表者に成果・評価を向上するための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。</p> <p>なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、中間研究成果報告書の提出期限を5月末に延長するとともに、ヒアリング評価の開催時期を7月に延期し、オンラインでヒアリング評価を行った。</p> <p>(B) 研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理の実施</p> <p>政策検討状況の情報提供、助言等 KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。</p>	<p>軟かつ適切な措置を講じる。また、研究成果の効果を高めるため、研究成果を環境政策や社会実装に繋げる取組を推進する。</p>
---	--	--	---	---	---

<p>に反映された（見込みを含む）件数（平成 29 年度実績：18 件）</p>	<p>会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。</p>	<p>提供、助言等を行う。また革新型研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗に関するレポート（半期報）の提出を求めるとともに、進捗状況のフォローアップを充実させる。</p>	<p>件数（平成 29 年度実績：18 件）</p>	<p>また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、POが助言するなど進捗状況のフォローアップを行った。</p>		
<p>(b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）</p>	<p>産業技術力強化法（いわゆる「日本版パイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p>	<p>研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法（いわゆる「日本版パイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛り込むとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p>	<p>研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成 29 年度実績：2 件）</p>	<p>知的財産出願件数の把握 機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和2年度に研究機関から出願された知財財産出願数は6件であった。</p>		
<p>(b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）</p>	<p>環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にし、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効</p>	<p>環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果の活用状況等を把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にし、次年度の公募や研究管理に活用する。</p>	<p>他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成 29 年度委員会出席実績：無し）</p>	<p>追跡評価結果等の収集及びその活用 環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、追跡評価結果の報告を収集した。 なお、平成 29 年度に終了した 50 課題のうち、研究成果が環境政策へ反映された件数（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））のは 23 件であった。</p>	<p>第 1 回 令和 2 年 7 月 3 日 第 2 回 令和 2 年 10 月 9 日 第 3 回 令和 3 年 3 月 4 日</p>	

<p>(b4) プログラムオフィサー(PO)のキックオフ(KO)会合、アドバイザリーボード(AD)会合への参加課題数等(平成29年度実績:全課題参加)</p>	<p>果的な研究管理に努める。</p> <p>各領域の分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。</p>	<p>前年度の検討結果を踏まえ、POの研究管理における役割の強化や機構職員の研究管理能力の向上方策等を実施する。また、PD、PO、機構が連携を図りながら研究管理を行うとともに、研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究管理を効果的、効率的に行うことにより、研究者を支援する。</p>	<p>プログラムオフィサー(PO)のキックオフ(KO)会合、アドバイザリーボード(AD)会合への参加課題数等(平成29年度実績:全課題参加)</p>	<p>POのKO会合・AD会合の参加及び研究支援の充実</p> <p>研究者が主催するKO会合、AD会合について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、Web会議システムで開催されたものも含め、POは全てのKO会合、AD会合に参加した。</p> <p>革新型研究開発(若手枠)の研究者に対しては、研究マネジメントに加え、研究内容についても指導・助言するなど、POの研究管理を充実させた。</p>		
<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 &lt;関連した指標&gt;</p> <p>(c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動(平成29年度実績:1回)</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、研究成果発表会を開催する。また、環境省の各部局及び地方の環境行政担当者に効果的な成果の普及が図られるよ</p>	<p>研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動(平成29年度実績:1回)</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p> <p>研究成果の普及</p> <p>令和元年度終了課題の研究成果を広く情報発信するため、研究成果報告書を機構のホームページで公表した。また、令和元年度終了課題のうち、環境省が推薦した課題については、研究成果を環境政策へ活用するため、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省担当課室向けに環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。</p> <p>令和2年9月19日に「わが国における食品</p>		



<p>(c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）</p>	<p>推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。</p>	<p>推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、機構ウェブサイトに掲載するなど支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>機構において、国民を対象にしたシンポジウム形式のイベント等を開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。</p>	<p>う支援する。</p> <p>推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、機構ウェブサイトに掲載するなど支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>機構において、国民を対象にしたシンポジウム形式のイベント等を開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。</p>	<p>一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）</p>	<p>ロスの実態と環境、経済、社会への影響」をテーマとしたオンラインシンポジウムを環境科学会年会と合同で開催した。本シンポジウムのテーマである、「食品ロス」は社会的な関心が高いことから、研究者以外の食品業界や一般の方々にも参加いただけるよう、対象を拡げて開催した。新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、オンライン開催としたことにより、全国各地から157名と多くの方々に参加いただいた。</p> <p>「国民との科学・技術の対話」の支援 各研究課題が実施する「国民との科学・技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（18件）。</p> <p>機構による国民対話の推進及び情報発信 推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた推進費広報ツール「2020 年版 推進費パンフレット」を制作（5,500 部）し、各研究機関、大学等に配布した。 また、環境イベント「エコプロOnline2020」は、オンライン形式による開催に変更となったことから、9月に開催したオンラインシンポジウムの動画や一般の方々の関心の高い「海洋プラスチックゴミ」等の研究課題の動画を中心に情報発信を行った。</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>(d1) 研究者及</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>研究費使用</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>研究費使用ル</p>	<p>研究者及び事務担当</p>	<p>使用ルールの周知徹底</p>
---	--	--	--	--	---	---	--	---	------------------	-------------------

<p>び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回）</p>	<p>ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。</p>	<p>ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。</p>	<p>者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回）</p>	<p>研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、例年、新規採択課題の研究者及び事務担当者向けの事務処理説明会を開催しているところ、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から困難となったため、この代替として、会計ルール等に係る主要ポイントを示した資料を作成し機構ホームページに掲載することで、関係機関等に対し周知を行った。</p>		
<p>(d2) 実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題）</p>	<p>研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。</p>	<p>研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低 1 回は行う。</p>	<p>実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数（平成 29 年度実績：50 課題）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。</p>	<p>実地検査の実施</p> <p>研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中・終了の研究課題について実地検査（中間検査及び確定検査）を計画的に行うこととし、研究期間中に最低 1 回は行うことを基本としつつも、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、短期に集約して行うよう令和 2 年度の実地検査計画を策定した。</p> <p>令和 2 年度は、60 課題の実地検査の実施を予定し、このうち 55 課題については計画どおり実地による検査を実施したが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により立ち入りが困難とされた 5 課題については、代替措置として書面での検査により実施した。なお、令和元年度より研究代表者のほか、共同実施契約を締結している研究分担者についても検査対象として実地検査を実施している。</p> <p>令和 2 年度会計実地検査及び書面検査の結果、不正な会計処理は確認されなかったが、一部の研究機関において執行額の計上に誤りが確認されたため、会計実績報告書を適正に修正し、速やかに額の再確定を行った。</p>		

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 7 - 2	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	< 難易度：高 > 応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9 - 3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 令和 3 年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

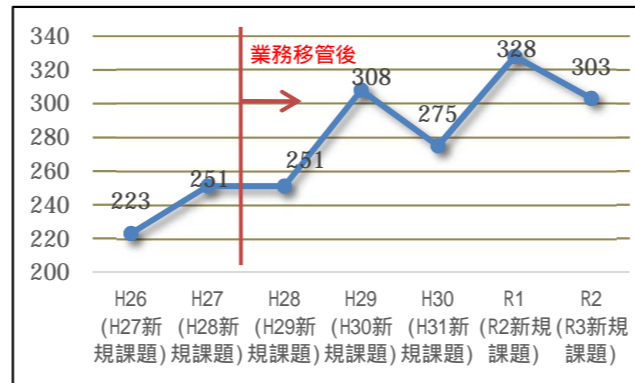
2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報					主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
< 評価指標 >								予算額（千円）	5,687,259	5,606,615			
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第 3 期中期目標期間中 5 年間の水準以上を確保	-	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：261 件 / 年	328	303				決算額（千円）	5,448,554	5,406,445			
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上 / 年	業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件 / 年	53	54				経常費用（千円）	5,409,649	5,300,001			
< 関連した指標 >								経常利益（千円）	21,185	53,545			
外部有識者委員会の開催回数	-	平成 29 年度実績：3 回 / 年、領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回 / 年	委員会 3 回 / 研究部会 11 回 (領域毎の研究部会各 2 回 / 年)	委員会 3 回 / 研究部会 13 回 (領域毎の研究部会各 2 回 / 年)				行政コスト（千円）	5,435,559	5,300,001			
新規課題説明会の開催回数	-	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回 / 年	1 回	0 回 (資料の HP 掲載により周知)				従事人員数	10	10			
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	-	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31	6/11									

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

各3回/年を予定していたが、コロナウイルス感染症対策により延期したため各2回/年となったもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(2) 公募、審査・評価及び配分業務</p> <p>&lt;評価指標&gt;</p> <p>(A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>(a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保するという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定とする。</p>	<p>(2) 公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。</p>	<p>(2) 公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>これらの取組を推進することにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)</p> <p>推進費制度の概要や年間スケジュールを説明するための説明会、公募要領確定後に今年度の具体的な公募内容を説明する説明会を開催する。また、広報ツールの製作、学会等の研</p>	<p>&lt;主な定量的指標&gt;</p> <p>高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数(実績平均値:261件以上)の水準以上を確保令和2年9月25日から10月28日まで、令和3年度新規課題の公募をした結果、303件(戦略研究プロジェクトを除く)の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値(261件)を16.1%上回る増加となった。</p>	<p>&lt;評価と根拠&gt;</p> <p>評価:A</p> <p>○新規課題公募において、第3期中期目標期間5年間の実績平均値を16%上回る申請件数を獲得 令和3年度新規課題の公募において、地域レベルの気候変動適応課題、技術実証型課題について一定の採択枠を設け、また、公募説明会は従来の集合型開催に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮してオンラインで開催するなど広報を工夫した結果、新型コロナウイルス感染拡大の影響下であったが、目標を16%上回り、令和2年度に引き続き、多くの申請を得ることができた。</p> <p>○若手研究者の活躍の促進と育成支援の充実 革新型研究開発(若手枠)は、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、公募説明会等において若手枠を積極的に広報することで、業務移管後、最も多い54件の申請があり、目標を69%上回る申請を得ることができた。また、若手研究者を対象にPOによる研究マネジメント講習、「半期報」によるPOの指導・支援など育成支援の充実を図った。</p>	<p>評価 A</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けてもオンラインで公募説明会を開催する等の柔軟な対応は評価できる。今後もオンラインを含めた効果的な広報の実施及び更なる公募申請件数の増加を期待する。</li> <li>革新型研究開発(若手枠)においても一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、公募説明会等において若手枠を積極的に広報することで、新型コロナウイルス感染拡大の影響がある中で業務移管後、最も多い申請となったことは評価できる。</li> <li>第3期中期目標期間5年間の実績平均値を16%上回る申請件数を達成していること及び革新型研究開発(若手枠)においては目標を69%上回る申請を得ていることを踏まえて「A」評価とした。</li> </ul> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし</p>	



効果的な広報展開  
推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめた「2020年版 推進費パンフレット」を制作(5,500部)し、各研究機関、大学等に配布した。

令和3年度新規課題の公募説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、従来10箇所程度で実施していた参集型の説明会を東京、名古屋、大阪の3箇所に限定し、参集型に加え、オンラインによる公募説明会(2回)及び個別相談会(4日間)

<p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年（業務移管前2年間の実績平均値：27件/年）  &lt;定量的な目標水準の考え方&gt;  (b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発想力に優れた若</p>	<p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。</p>	<p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年を確保する。（業務移管前2年間の実績平均値：27件/年）</p>	<p>革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年（業務移管前2年間の実績平均値：27件/年）</p>	<p>を実施した。オンライン公募説明会（2回）には、合計400名を超える多くの研究者、URA（大学等で研究推進支援を担うユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）の参加が得られた。  また、ホームページにおいて、公募説明資料を動画で掲載し、公募説明会に参加できない方にも幅広く周知した。  公募ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。また、大気環境学会、水素エネルギー協会大会のオンライン学術集会や環境新聞（令和2年9月16日掲載）に広告を掲載するなど効果的に広報展開した。    <b>広報の早期化</b>  第1回 環境研究推進委員会（7月7日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の7月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。    (B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年確保  革新型研究開発（若手枠）は、令和元年度の申請を上回る54件（表4参照）の申請があり、第4期中期計画に掲げる目標（32件）を69%上回る増加となった。</p>	<p>上記のとおり、本項目は、申請件数を確保して研究レベルを維持することや研究成果を社会実装に繋げることなどが求められる重要な業務である。新規課題の公募において、中期計画に掲げる基準値を大きく上回ったことから自己評価をAとした。    &lt;課題と対応&gt;  環境政策貢献型の競争的研究費として、研究者が政策ニーズに関する認識を一層深めることができるよう工夫することにより、政策ニーズにより合致した研究課題の確保に努める。  また、革新型研究開発（若手枠）については、引き続き、一定の採択枠を設けるなど若手研究者の育成支援に努める。</p>	
	<p>公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p>	<p>推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p>				

<p>手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。</p> <p>(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>(c1) 外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：3 回/</p>	<p>前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。</p> <p>新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省との協議を経て、公募の方針の審</p>	<p>前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定するなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進する。また、公募説明会では、若手枠について積極的に周知する。</p> <p>新規採択課題説明会において、研究計画の作成や研究マネジメントなど若手研究者が参考となる講習会を実施するなど若手研究者育成の支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究</p>	<p>外部有識者委員会の開催回数（平成 29 年度実績：3 回/年）（領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回/年）</p> <p>新規課題説明会の開催回数（平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回/年）</p>	<p>若手研究者による研究採択枠の確保</p> <p>若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については、第 3 期中期目標期間の採択枠（平成 30～31 年度新規課題の平均）を上回る採択枠を確保して公募した。</p> <p>若手研究者の育成支援</p> <p>公募説明会では、若手枠について積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、PO による研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスも実施した。</p> <p>また、若手研究者の育成支援策として、推進費により雇用された若手研究者（40 歳未満）が研究に従事するエフォート（研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率）の 20%を上限として自発的な研究活動を行うことを可能とする制度を令和 3 年度から導入するため、令和 3 年度新規課題公募要領に盛り込んで公募を行った。</p> <p>(C) 透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営</p> <p>令和 3 年度新規課題の公募方針、公募要領、</p>						
---	---	---	--	---	--	--	--	--	--	--

<p>年) (領域毎の研究部会の開催回数: 各2回/年)</p>	<p>議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。</p> <p>外部有識者により構成される推進委員会において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する</p>	<p>課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。</p> <p>外部有識者により構成される推進委員会及び研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究情報管理基盤システムのデータベースを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p>		<p>中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を3回開催するとともに、新規課題公募、中間評価のヒアリング審査を行うため、各研究部会を13回開催し、業務を適切に運営した。</p> <p>公正な審査・評価の実施</p> <p>ア) 第一次審査  プレ審査を通過した332課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査(書面審査)を実施し、戦略プロジェクト29課題、環境問題対応型・革新型(若手枠)96課題を選定した。この第一次審査において、行政施策への貢献度が高いと期待される研究課題に対して環境省各部局/課室が推薦し、加算する仕組みである「行政推薦制度」を設けて審査した。  また、一定の採択枠を設けて公募した地域レベルの気候変動適応課題については、一定以上の採択数が確保されるよう措置した。</p> <p>イ) 第二次審査  第一次審査を通過した課題を対象に、各研究部会において、第二次審査(ヒアリング審査)を、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮して、Web会議システムを活用し、オンラインで実施した。第二次審査では、採択課題でも研究費の見積もりが過大等と思われるものは厳しく査定した。</p> <p>ウ) 採択課題の決定  「環境問題対応型研究」については、5つの研究領域の31課題を採択し、そのうち、一定の採択枠を設けた「技術実証型」の課題については、8課題(統合2課題、資源循環3課題、自然共生2課題、安全確保1課題)、「地域レベルの気候変動適応課題」については、3課題(気候変動2課題、自然共生1課題)を採択した。</p>		
----------------------------------	--	---	--	---	--	--

<p>(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上  &lt;関連した指標&gt;  (d1) 新規課題説明会の開催回数(平成30年度採択案件に係る実績:1回/年)  (d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日(平成30年度実績:平成30年5月31日)</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善について検討するとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を4月に実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p>	<p>早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日(平成30年度実績:平成30年5月31日)</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;  ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。</p>	<p>「革新型研究開発(若手枠)」については、令和2年度新規課題の採択数と同程度の課題数を確保できるよう、あらかじめ予算枠を設けて公募を行い、5つの研究領域において14課題を採択した。</p> <p>戦略プロジェクトについては、「戦略的研究開発( )」2プロジェクト(21課題)、「戦略的研究開発( )」1プロジェクト(7課題)を採択した。</p> <p>令和3年度の新規公募は、予算が厳しく、「環境問題対応型研究」及び「革新型研究開発(若手枠)」の採択は45課題に留まり、令和2年度より採択率が下がる結果となった。</p> <p>(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p>予算の弾力的執行と利便性の向上  新型コロナウイルス感染拡大の影響に鑑み、委託研究契約等に基づき委託先研究機関等から提出される会計実績報告書の提出期限を1ヶ月間延長した。また、令和2年度で終了する研究課題について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により研究計画の一部が実施できず、当初想定した研究成果を上げることが困難な場合は、研究期間の延長及び研究費の繰越しを認める措置を講じ、期間延長等に係る変更契約及び繰越し手続きを行った。</p> <p>また、新規に採択された課題を対象とした会計ルール等の説明資料をホームページに掲載し、研究費使用ルール等の周知を図った。</p>		
---	---	--	---	--	--	--



	<p>研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>		<p>契約事務等の早期化による研究費の早期執行  研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとしている。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により出勤制限のある中で新規契約課題については、4月1日から研究費の執行を可能とする契約書等を6月11日までに発送した。</p> <p>なお、継続契約課題については5月31日まで（相手方事情により手続ができなかったものを除く）に、新規契約課題についても7月31日までに研究費資金を配分し、研究代表者の所属研究機関等に対し支払を完了した。</p> <p>また、研究費の総額が4,000万円を超える課題（継続契約及び新規契約ともに）に係る支払いは、年2回の分割払いとしており、11月30日までに第2回目の分割払いを行った。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	8.125%以上	平成30年度予算	17.1%	23.8%				除く人件費、効率化除外経費等
業務経費	5%以上	平成30年度予算	12.2%	23.9%				除く人件費、効率化除外経費等

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 経費の効率化  一般管理費 一般管理費(人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)	(1) 経費の効率化  一般管理費 一般管理費(人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)	(1) 経費の効率化  一般管理費 一般管理費(人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)	< 主な定量的指標 >  一般管理費(人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)	< 主要な業務実績 >  一般管理費 一般管理費(令和2年度計画予算額 令和2年度実績額): 18百万円(87百万円 68百万円)	< 評価と根拠 > 評価: B ○ 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。  一般管理費 )一般管理費については、中期計画の削減目標(8.125%以上:令和2年度の削減水準は平成30年度比 3.3%)を達成すべく所要の額を見込んだ令和2年度予算(87百万円)を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の削減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和2年度実績額(68百万円)は第3期中期目標の最終年度(平成30年度)比で 23.8%となり、目標を上回る水準を達成した。	評価 B  < 評価に至った理由 > 一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成を予め見込んだ令和2年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。  一方、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による業務の中止や事業の延長も大きな削減要因と認められるため、「B」評価とするのが妥当であると考えます。  < 今後の課題 > 特になし。  < その他事項 > 特になし。	



<p>除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。</p> <p>&lt;定量的な目標水準の考え方&gt;</p> <p>これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。</p>	<p>化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。(消費税率引き上げによる影響額を除く。)</p>	<p>本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を達成すべく各勘定において今年度所要の取組を行う。(消費増による増加分を除く。)</p>	<p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。</p> <p>業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。</p>			
---	---	--	---	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

## 令和2年度計画予算

( 総 計 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	6,830
国庫補助金	245
その他の政府交付金	11,413
業務収入	31,669
運用収入	783
その他収入	223
計	51,164
支出	
業務経費	56,019
公害健康被害補償予防業務経費	40,040
うち人件費	299
石綿健康被害救済業務経費	5,476
うち人件費	293
環境保全研究・技術開発業務経費	5,427
うち人件費	108
基金業務経費	4,708
うち人件費	135
承継業務経費	368
うち人件費	118
一般管理費	995
うち人件費	458
予備費	100
計	57,114

[人件費の見積り]

令和2年度 1,164百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	368	-	368
国庫補助金	42	204	245
その他の政府交付金	7,201	-	7,201
業務収入	28,889	-	28,889
運用収入	-	477	477
その他収入	1	-	1
計	36,500	681	37,181
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	39,335	705	40,040
うち人件費	207	92	299
一般管理費	157	108	264
うち人件費	73	51	124
計	39,492	813	40,304

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	4,212
業務収入	126
その他収入	20
計	4,357
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	5,476
うち人件費	293
一般管理費	326
うち人件費	149
計	5,801

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	5,447
計	5,447
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	5,427
うち人件費	108
一般管理費	141
うち人件費	62
予備費	100
計	5,668

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
業務収入	2,655
その他収入	164
計	2,819
支出	
業務経費	
承継業務経費	368
うち人件費	118
一般管理費	91
うち人件費	40
計	459

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 基金勘定 )

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
収入				
運営費交付金	950	28	38	1,015
運用収入	59	-	247	306
その他収入	23	15	-	39
計	1,031	44	285	1,360
支出				
業務経費				
基金業務経費	884	3,556	268	4,708
うち人件費	109	12	13	135
一般管理費	140	16	17	173
うち人件費	68	8	8	84
計	1,024	3,572	285	4,882

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度収支計画

( 総 計 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	59,130
経常費用	59,130
公害健康被害補償予防業務経費	40,029
石綿健康被害救済業務経費	5,488
環境保全研究・技術開発業務経費	5,432
基金業務経費	4,716
承継業務経費	2,377
一般管理費	936
減価償却費	149
財務費用	3
収益の部	58,891
経常収益	58,891
運営費交付金収益	6,933
国庫補助金収益	245
その他の政府交付金収益	8,043
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,921
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,544
業務収入	33,852
運用収入	783
その他の収益	367
財務収益	202
純利益(△純損失)	△ 240
前中期目標期間繰越積立金取崩額	244
総利益(△総損失)	4

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	39,508	819	40,327
経常費用	39,508	819	40,327
公害健康被害補償予防業務経費	39,321	708	40,029
補償業務費	39,321	-	39,321
予防業務費	-	708	708
一般管理費	147	101	247
減価償却費	40	10	50
財務費用	0	0	1
収益の部	39,500	681	40,181
経常収益	39,500	681	40,181
運営費交付金収益	382	-	382
国庫補助金収益	42	204	245
その他の政府交付金収益	7,201	-	7,201
業務収入	31,843	-	31,843
資産見返負債戻入	15	-	15
賞与引当金見返に係る収益	11	-	11
退職給付引当金見返に係る収益	5	-	5
運用収入	-	477	477
財務収益	1	-	1
純利益(△純損失)	△ 8	△ 138	△ 146
前中期目標期間繰越積立金取崩額	10	138	148
総利益(△総損失)	2	-	2

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,827
経常費用	5,827
石綿健康被害救済業務経費	5,488
一般管理費	308
減価償却費	30
財務費用	1
収益の部	5,827
経常収益	5,827
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,921
その他の政府交付金収益	842
資産見返負債戻入	5
賞与引当金見返に係る収益	37
退職給付引当金見返に係る収益	22
純利益(△純損失)	-
総利益(△総損失)	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,594
経常費用	5,594
環境保全研究・技術開発業務経費	5,432
一般管理費	133
減価償却費	28
財務費用	0
収益の部	5,595
経常収益	5,595
運営費交付金収益	5,554
資産見返負債戻入	19
賞与引当金見返に係る収益	14
退職給付見返に係る収益	8
純利益(△純損失)	1
総利益(△総損失)	1

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 承継勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,487
経常費用	2,487
承継業務費	2,377
一般管理費	84
減価償却費	25
財務費用	0
収益の部	2,392
経常収益	2,392
事業資産譲渡高	2,009
資産見返負債戻入	18
財務収益	201
雑益	164
純利益(△純損失)	△95
前中期目標期間繰越積立金取崩額	95
総利益(△総損失)	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

## ( 基金勘定 )

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
費用の部	1,035	3,573	286	4,895
経常費用	1,035	3,573	286	4,895
基金業務経費	890	3,557	269	4,716
地球環境基金業務費	890	-	-	890
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	3,557	-	3,557
維持管理積立金業務費	-	-	269	269
一般管理費	132	15	16	163
減価償却費	13	1	1	16
財務費用	0	0	0	0
収益の部	1,036	3,573	286	4,896
経常収益	1,036	3,573	286	4,896
運営費交付金収益	934	27	36	997
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	3,544	-	3,544
地球環境基金運用収益	59	-	-	59
維持管理積立金運用収益	-	-	247	247
資産見返負債戻入	3	0	0	3
寄付金収益	16	-	-	16
賞与引当金見返に係る収益	14	2	2	17
退職給付見返に係る収益	10	1	1	12
純利益(△純損失)	1	0	0	1
総利益(△総損失)	1	0	0	1

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。



令和2年度資金計画

( 総 計 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 513
業務活動による支出	△ 58,320
業務活動による収入	57,808
運営費交付金収入	6,830
国庫補助金収入	245
その他の政府交付金収入	11,413
業務収入	31,669
運用収入	820
その他の収入	6,830
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,116
投資活動による支出	△ 171,254
投資活動による収入	174,370
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 58
財務活動による支出	△ 81
財務活動による収入	23
資金増加額(△資金減少額)	2,545
資金期首残高	17,490
資金期末残高	20,035

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 公害健康被害補償予防業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,977	△ 124	△ 3,100
業務活動による支出	△ 39,476	△ 805	△ 40,281
業務活動による収入	36,500	681	37,181
運営費交付金収入	368	-	368
国庫補助金収入	42	204	245
その他の政府交付金収入	7,201	-	7,201
業務収入	28,889	-	28,889
運用収入	1	477	478
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,000	-	3,000
投資活動による支出	△ 20,000	△ 3,400	△ 23,400
投資活動による収入	23,000	3,400	26,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16	△ 8	△ 24
財務活動による支出	△ 16	△ 8	△ 24
資金増加額(△資金減少額)	8	△ 132	△ 124
資金期首残高	855	1,256	2,111
資金期末残高	863	1,124	1,987

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 石綿健康被害救済業務勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,404
業務活動による支出	△ 5,762
業務活動による収入	4,357
その他の政府交付金収入	4,212
業務収入	126
運用収入	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,800
投資活動による支出	△ 57,500
投資活動による収入	59,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 26
財務活動による支出	△ 26
資金増加額(△資金減少額)	369
資金期首残高	2,136
資金期末残高	2,505

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 環境保全研究・技術開発勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 113
業務活動による支出	△ 5,561
業務活動による収入	5,447
運営費交付金収入	5,447
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10
財務活動による支出	△ 10
資金増加額(△資金減少額)	△ 123
資金期首残高	243
資金期末残高	120

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 基金勘定 )

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12	△ 3,527	5,198	1,659
業務活動による支出	△ 1,020	△ 3,571	△ 1,753	△ 6,344
業務活動による収入	1,008	44	6,951	8,003
運営費交付金収入	950	28	38	1,015
運用収入	59	15	247	322
その他の収入	-	-	6,666	6,666
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	3,394	△ 5,000	△ 1,606
投資活動による支出	△ 6,070	△ 26,106	△ 58,100	△ 90,276
投資活動による収入	6,070	29,500	53,100	88,670
財務活動によるキャッシュ・フロー	12	△ 1	△ 1	10
財務活動による支出	△ 11	△ 1	△ 1	△ 13
財務活動による収入	23	-	-	23
資金増加額(△資金減少額)	1	△ 135	197	63
資金期首残高	887	4,395	4,505	9,787
資金期末残高	888	4,260	4,702	9,850

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

( 承継勘定 )

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,446
業務活動による支出	△ 373
業務活動による収入	2,819
業務収入	2,655
その他の収入	164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 78
投資活動による支出	△ 78
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8
財務活動による支出	△ 8
資金増加額(△資金減少額)	2,360
資金期首残高	3,213
資金期末残高	5,573

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2	給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況	(2) 給与水準等の適正化 役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年度厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況	<主な定量的指標> 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。  <その他の指標>  <評価の視点> ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び	<主要な業務実績> 令和元年度の給与水準及び検証結果について、令和2年7月17日に機構ホームページ上に公表した。(例年、公表期限は6月末とされているが、令和2年度公表分については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、公表期限は設けられなかった。) 令和元年度の対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.4(平成30年度指数105.9)であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。 また、令和2年人事院勧告、国家公務員給与法の一部改正等を踏まえ、職員賞与支給細則の一部改正を行った(11月)。	<評価と根拠> 評価: B  以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。  給与水準については、主務大臣から「妥当な水準」であるとの評価を受けた。  給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。	評価 B  <評価に至った理由> 給与水準については、機構及び主務大臣において検証されており、対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.4と前年度同水準であり、また、職員給与において、一部職員の住居手当の据え置き等の人件費抑制措置を講じていること、専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いことを鑑みても、昨年度と同等と評価できる。  また、役員報酬についても、法人における自己検証(国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等)に加え、令和元年度業務実績評価結果(B評価)であることを勘案して、「B」評価とした。  なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。

<p>&lt; 関連した指標 &gt;          役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。</p>	<p>を公表する。</p>		<p>職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。</p>		<p>&lt; 課題と対応 &gt;          引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。</p>	<p>&lt; 今後の課題 &gt;          特になし。</p> <p>&lt; その他事項 &gt;          特になし。</p>
--	---------------	--	---	--	--	---

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

<p>4 . その他参考情報</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3	調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
調達等合理化計画 の実施状況														
競争性のある契約	-	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	(64.7%) 22	(70.0%) 366							
うち競争入札等	-	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	(50.0%) 17	(31.3%) 164							
うち企画競争・ 公募	-	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	(14.7%) 5	(38.6%) 202							
競争性のない随意 契約	-	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	(35.3%) 12	(30.0%) 157							
合計	-	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	(100.0%) 34	(100.0%) 523							
一者応札・応募の状 況														
2者以上	-	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715	(81.8%) 18	(80.7%) 295							
1者	-	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186	(18.2%) 4	(19.3%) 71							
合計	-	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900	(100.0%) 22	(100.0%) 366							

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段( )書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 調達 の合理化 「独立行政 法人におけ る調達等 合理化の 取組の推 進につい て」(平成 27年5月 25日総務 大臣決定) に基づき、 機構が策 定する「 調達等合 理化計画 」を着実 に実施し、 監事によ る監査や 外部有識 者等から 構成され た契約監 視委員会 の点検等 により、 公正性・ 透明性を 確保しつ つ調達等 の合理化 を推進す る。</p> <p>&lt;関連し た指標&gt; 競争性 のある 契約実 績(件数 ・金額) が全体 に占める 割合や 一者応 札・応募 実績の 対前年 度比、 機構に 設置さ れた契 約手続 審査委 員会や 外部有 識者を 含む契 約</p>	<p>(3) 調達 の合理化 調達の 競争性・ 透明性 の確保 機構が 実施す る調達 案件は、 原則と して一 般競争 入札の 方法に より競 争性を 確保し て実施 する。ま た、随 意契約 の方法 により 契約を 行うも のにつ いては、 機構内 部に設 置する 契約手 続審査 委員会 による 事前審 査及び 監事・ 外部有 識者に よって 構成す る契約 監視委 員会に よる事 後点検 等によ り透明 性を確 保する。</p> <p>調達等 合理化 の取組 の推進 「独立 行政法 人にお ける調 達等合 理化の 取組の</p>	<p>(3) 調達 の合理化 調達の 競争性・ 透明性 の確保 機構が 実施す る調達 案件は、 原則と して一 般競争 入札の 方法に より競 争性を 確保し て実施 する。ま た、随 意契約 の方法 により 契約を 行うも のにつ いては、 機構内 部に設 置する 契約手 続審査 委員会 による 事前審 査及び 監事・ 外部有 識者に よって 構成す る契約 監視委 員会に よる事 後点検 等によ り透明 性を確 保する。</p> <p>調達等 合理化 の取組 の推進 「独立 行政法 人にお ける調 達等合 理化の 取組の</p>	<p>&lt;主な定 量的指標 &gt;  &lt;その他 の指標&gt;  &lt;評価の 視点&gt; ・調達の 合理化 入札及 び契約 手続に おける 透明性 の確保、 公正な 競争の 確保等 を図る ための 審査体 制等は 確保さ れ、着 実に実 施されて いるか。</p>	<p>&lt;主要な 業務実績 &gt; 調達の 競争性・ 透明性 の確保 「独立 行政法 人にお ける調 達等合 理化の 取組の 推進に ついて」 (平成 27年5 月25 日総務 大臣決 定)に基 づき、 事務・ 事業の 特性を 踏まえ、 PDCA サイク ルによ り、公 正性・ 透明性 を確保 しつつ、 自律的 かつ継 続的に 調達等 の合理 化に取 り組む ため、 令和2 年度調 達等合 理化計 画を策 定した。 同調達 等合理 化計画 におい ては、 当機構 におけ る調達 の現状 と要因 を分析 した上 で、重 点的に 取り組 む分野 を定め、 調達 等の合 理化を 推進し た。</p> <p>) 随意 契約の 状況 令和2 年度は 契約件 数34 件、契 約金額 523 百万 円の契 約を行 ったが、 契約の 性質又 は目的 が競争 を許さ ない場 合と認 められ た12 件、15 7百万 円の契 約を除 いては、 競争性 のある 契約(企 画競争 ・公募 を含む) として 調達を 実施し た。</p> <p>) 一者 応札・ 応募に 関する 改善 一般競 争入札 の実施 にあた り一者 応札・ 応募の 発生を 抑制す るため、 下記取 組を実 施した。 (ア) 公 告から 入札ま での期 間につ いて10 営業日 以上を 確保し た。 (イ) 契 約手続 審査委 員会に よる事 前の審 査につ いては、 競争性 を確保 するた め、調 達数量 、業務 範囲、 スケジ ュール 、必要 な資格 設定、 業務の 実績要 件及び 地域要 件の妥 当性につ いて重 点を置 いた審 査を実 施した。 (ウ) 調 達情報 に係る メール マガジ ン等の 活用等 により、 発注情 報の更 なる周 知を図 った。</p> <p>調達等 合理化 の取組 の推進</p>	<p>&lt;評価と 根拠&gt; 評価：B  以下に よる、 年度計 画に基 づく取 り組み を着実 かつ適 正に実 施した ため、 自己 評価を 「B」と した。  調達の 競争性 ・透明 性の確 保 令和2 年度に 締結し た契約 34件 におい て、契 約の性 質又は 目的が 競争を 許さな い場合 と認め られた 12件を 除いて は、競 争性 のある 契約(企 画競争 ・公募 を含む) に付し た。 また、 競争性 のない 随意契 約12 件につ いては、 契約手 続審査 委員会 におい て、会 計規程 に定め る「随 意契約 による ことが できる 事由」 との整 合性や、 より競 争性 のある 調達手 続きの 実施の 可否の 観点で 審査を 実施す るとと もに、 新規の 案件に ついて は、契 約監視 委員会 への事 前説明 を経て 調達を 行ってい るなど、 十分に 調達の 競争性 ・透明 性の確 保がな され ると考 えら れる。</p> <p>契約監 視委員 会にお いて、 令和元 年度の 契約の 状況に 係る報 告及び 「令和 元年度 調達等 合理化 計画実 績及び 自己評 価」 、「令和 2年度 調達等 合理化 計画」 の審査 及び点 検を受 け、令 和2年 5月に 策定・ 公表を 行っ ており、 また、 令和2 年度に 締結し た契約 34件 につい ては、 令和2 年度調 達等合 理化計 画を踏 まえ、 契約手 続審査 委員会 の事前 審査を 行った 上で契 約を締 結し、 その結 果は毎 月理事 会に報 告をし、 公表を 行うな ど、調 達等合 理化の 取組の 推進に ついて も適切 に実施 されて いると 考えら れる。</p> <p>以上の ことから、 「B」評 価とし た。</p> <p>&lt;今後の 課題&gt; 特にな し。</p> <p>&lt;その他 事項&gt; 特にな し。</p>	<p>評価 B &lt;評価に 至った理 由&gt; 令和2 年度に 締結し た契約 34件 におい て、契 約の性 質又は 目的が 競争を 許さな い場合 と認め られた 8件を 除いて は、競 争性 のある 契約(企 画競争 ・公募 を含む) に付し ている。 また、 競争性 のない 随意契 約12 件につ いては、 契約手 続審査 委員会 におい て、会 計規程 に定め る「随 意契約 による ことが できる 事由」 との整 合性や、 より競 争性 のある 調達手 続きの 実施の 可否の 観点で 審査を 実施す るとと もに、 新規の 案件に ついて は、契 約監視 委員会 への事 前説明 を経て 調達を 行ってい るなど、 十分に 調達の 競争性 ・透明 性の確 保がな され ると考 えら れる。</p> <p>契約監 視委員 会にお いて、 令和元 年度の 契約の 状況に 係る報 告及び 「令和 元年度 調達等 合理化 計画実 績及び 自己評 価」 、「令和 2年度 調達等 合理化 計画」 の審査 及び点 検を受 け、令 和2年 5月に 策定・ 公表を 行っ ており、 また、 令和2 年度に 締結し た契約 34件 につい ては、 令和2 年度調 達等合 理化計 画を踏 まえ、 契約手 続審査 委員会 の事前 審査を 行った 上で契 約を締 結し、 その結 果は毎 月理事 会に報 告をし、 公表を 行うな ど、調 達等合 理化の 取組の 推進に ついて も適切 に実施 されて いると 考えら れる。</p> <p>以上の ことから、 「B」評 価とし た。</p> <p>&lt;今後の 課題&gt; 特にな し。</p> <p>&lt;その他 事項&gt; 特にな し。</p>	

<p>監視委員会における審議回数及び評価等。</p>	<p>推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>) 調達等合理化計画の推進体</p>	<p>推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p> <p>) 調達等合理化計画の推進体</p>		<p>) 随意契約に関する内部統制の確立 該当事案に係る審査の厳格化 令和2年度の競争性のない随意契約12件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。</p> <p>) 契約に係る審査体制の活用 (ア) 機構内における審査体制</p>	<p>告及び「令和元年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和2年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和2年5月に策定・公表を行った。</p> <p>また、令和2年度に締結した契約34件については、令和2年度調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt; 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。</p>	
----------------------------	---	---	--	--	--	--

	<p>制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>	<p>制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>		<p>a . 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会(同分科会を含む。以下同じ。)において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会 22 回、分科会 11 回を開催し、計 34 案件の審査を実施した。</p> <p>b . その他の審査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少額随契案件の審査 少額随契等(委員会等の審査対象外)は、令和元年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。</li> <li>・1000 万円以上の予定価格の設定 1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。</li> <li>・契約の公表 競争入札及び随意契約(少額随意契約を除く)について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。</li> </ul> <p>(イ) 契約監視委員会による審査 令和 2 年度の競争性のない随意契約 12 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。</p> <p>また、令和 2 年 5 月に開催した契約監視委員会において、令和元年度の契約の状況に係る報告及び「令和元年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和 2 年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。</p> <p> ) 不祥事の発生の未然防止等のための取組 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注 3 ) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能



#### 4 . その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1)財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。また、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な執行管理	(1)財務運営の適正化 適切な予算、資金計画等の作成自己収入・寄付金の確保に努め、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費	(1)財務運営の適正化 適切な予算、資金計画等の作成別紙のとおり	<主な定量的指標>  <その他の指標>  <評価の視点> ・計画予算と実績について「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。  ・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。	<主要な業務実績>  適切な予算、資金計画等の作成) 令和2年度計画予算と実績(概略) 法人総計としての収入は、計画額約512億円に比し実績額約523億円と+11億円(+2.2%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約571億円に比し実績額約498億円と73億円(12.8%)となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。  ・公害健康被害補償予防業務勘定収入 計画予算37,181百万円 実績37,185百万円 差額+4百万円 収入は、賦課金収入が見込を上回ったこと等から、+4百万円となった。  支出 計画予算40,304百万円 実績35,758百万円	<評価と根拠> 評価: B  以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価を「B」とした。  ○令和2年度については、第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、令和2年9月24日には独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正等に伴う基金勘定のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費について中期計画及び年度計画予算等の変更を行った。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等	評価 B	<評価に至った理由>  ・第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に努めている。 ・社債の取得条件について経営理念に照らし、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の観点による基準に沿った債券を、適正に購入するとともに、資金運用環境が厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大を行うことで、前年度よりも普通預金残額の圧縮を図り、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っていること認められる。 ・運営費交付金について、運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業にお

<p>を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt; 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。</p>	<p>交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。</p>			<p>差額 4,546 百万円 支出は、公害健康被害者の認定患者数の減少に伴い公害健康被害補償予防業務経費が見込を下回ったこと等から、4,546 百万円となった。</p> <p>・石綿健康被害救済業務勘定 収入 計画予算 4,357 百万円 実績 4,423 百万円 差額 +66 百万円 収入は、他の法令による救済調整に伴う救済給付の返還金が見込を上回ったこと等から、+66 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 5,801 百万円 実績 4,406 百万円 差額 1,395 百万円 支出は、石綿健康被害救済給付費が見込を下回ったこと等から、1,395 百万円となった。</p> <p>・環境保全研究・技術開発勘定 収入 計画予算 5,447 百万円 実績 5,466 百万円 差額 +18 百万円 収入は、前年度の研究費返還金を受け入れたことから、+18 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 5,668 百万円 実績 5,466 百万円 差額 202 百万円 支出は、予備費を翌事業年度へ留保したこと等から、202 百万円となった。</p> <p>・基金勘定 収入 計画予算 1,360 百万円 実績 1,387 百万円 差額 +27 百万円 収入は、地球環境基金運用収入が見込を上</p>	<p>を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。</p> <p>○ 経営理念に照らし、環境負荷の低減、その他社会的課題の解決等の観点による基準に沿った債券を、適正に購入した。</p> <p>○ 一方、資金運用環境が令和元年度に引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券等の取得資金の拡大を行ったことで令和元年度よりも普通預金残額の圧縮を図ることができた。</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt; ○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。</p> <p>○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用を行っていく。</p>	<p>いて具体的に分析がなされている。</p> <p>以上、財務運営の適正化が行われていると判断でき、中期目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。</p> <p>&lt; 今後の課題 &gt; 特になし。</p> <p>&lt; その他事項 &gt; 特になし。</p>
---	--	--	--	---	--	---

				<p>回ったこと等から、+27 百万円となった。</p> <p>支出          計画予算 4,882 百万円          実績 3,990 百万円          差額 891 百万円          支出は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金経理において中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対する助成金が見込を下回ったこと等から、891 百万円となった。</p> <p>・承継勘定</p> <p>収入          計画予算 2,819 百万円          実績 3,831 百万円          差額 +1,012 百万円          収入は、一般債権以外の債権の回収が見込を上回ったこと等から、+1,012 百万円となった。</p> <p>支出          計画予算 459 百万円          実績 208 百万円          差額 251 百万円          支出は、仮差押保証金が見込を下回ったこと等から、251 百万円となった。</p> <p>）運営費交付金債務の発生状況          当期の運営費交付金債務について、223 百万円が発生し、130 百万円を取崩したため、令和元年度末残高 265 百万円に対し 93 百万円増加し、令和 2 年度末残高は 358 百万円となった。</p> <p>なお、各勘定の内訳は以下のとおり。</p> <p>・公害健康被害補償予防業務勘定          令和元年度末残高 34 百万円          当期発生額 35 百万円          令和 2 年度末残高 69 百万円          (主な要因)          システム開発経費を翌期へ繰り越したため</p> <p>発生          ・環境研究保全・技術開発勘定          令和元年度末残高 230 百万円          当期発生額 153 百万円</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>当期取崩額 130 百万円  令和 2 年度末残高 253 百万円  (主な要因)  予備費を留保及び研究費等を翌期へ繰越ししたため発生  研究費等の前期からの繰越分を取崩し  ・基金勘定  当期発生額 35 百万円  令和 2 年度末残高 35 百万円  (主な要因)  予備費を翌期へ留保したため発生</p> <p>) 財務の状況  (ア) 当期総利益  令和 2 年度の総利益は、1,479 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入等によるものである。  各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。  ・公害健康被害補償予防業務勘定  57 百万円  (主な要因)  業務の効率化による経費の縮減等( 109 ) 第二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失( 52 )  ・石綿健康被害救済業務勘定  - 百万円  (主な要因) -  (注)石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。  ・環境研究保全・技術開発勘定  54 百万円  (主な要因)  業務の効率化による経費の縮減等( 54 )  ・基金勘定  195 百万円  (主な要因)  業務の効率化による経費の縮減等( 195 )  ・承継勘定</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全</p>	<p>適切な資金運用「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による</p>		<p>1,174 百万円 (主な要因) 一般債権以外の債権を回収したことによる貸倒引当金戻入(841)、遅延損害金等の雑益(285)等</p> <p>(イ)利益剰余金 利益剰余金は、令和元年度末の10,015百万円に対して、令和2年度は、繰越積立金取崩額10百万円、当期積立額1,479百万円を計上し、令和2年度期末残高は11,483百万円となった。 各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償予防業務勘定 558 百万円</li> <li>・石綿健康被害救済業務勘定 -百万円</li> <li>・環境研究保全・技術開発勘定 112 百万円</li> <li>・基金勘定 295 百万円</li> <li>・承継勘定 10,518 百万円</li> </ul> <p>適切な資金運用 )資金の運用については、平成28年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア.直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金運用の弾力化を図った。</li> <li>イ.地球環境基金については、令和2年度に償還された預託金及び預金の償還額61.2億円のうち、15銘柄、42億円の債券を購入した。(前年度取得11銘柄、16.5億円)</li> <li>ウ.一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、</li> </ul>		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>	<p>定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講ずるものとする。</p>		<p>運用環境や資金の性質も考慮しつつ22銘柄、98億円の債券を購入した。(前年度取得14銘柄、72億円)</p> <p>これらの結果、普通預金残額の圧縮を図ることができた。(令和元年度比、平均残額は5.01ポイント減少)</p> <p>)環境問題を担っている法人としての経営理念に照らして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等の基準に沿って、債券を適正に購入した。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
債権残高	-	115億円	81億円	47億円				
(うち一般債権)	-	80億円	54億円	35億円				
(うち一般債権以外の債権)	-	36億円	27億円	12億円				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 承継業務に係る適切な債権管理等	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等  適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に取り組む。また、将来	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等  適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。	<主な定量的指標> -  <その他の指標> -  <評価の視点> 債権残高の推移	<主要な業務実績>  適切な債権管理等 ) 債権残高の推移 令和2年度も適切な債権管理に努め、債権残高は期首81億円から47億円となった。(令和元年度比 42%)  ) 計画的な債権管理回収にむけた取組 年度当初に債務者毎の処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉、面談協議に取り組んだ。返済交渉等のため、コロナ禍であっても電話による状況把握のほか必要に応じ債務者等と直接に面談・協議等を実施した。 また、一般債権も含めた全ての債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析	<評価と根拠> 評価: S  年度計画に基づく取り組みを着実に実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評価をSとした。 債権残高は、令和2年度期首残高81億円から34億円圧縮し、期末残高は47億円となった。(令和元年度比 42%) ○ 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで期首残高27億円から期末残高は12億円にまで減少し、15億円、55%の圧縮を実現した。	評価: A  <評価に至った理由>  債権残高は、令和2年度期首残高81億円から34億円圧縮し、期末残高は47億円となっている。(令和元年度比 42%) 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで期首残高27億円から15億円(55%)の圧縮を実現し、期末残高は12億円にまで減少し、圧縮率は令和元年度(25%)を上回る結果となっている また、この15億円のうち14億円は、民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者との粘り強い回収交渉や、事業再生計画協議中の債務者との交渉において担保不動産売却交渉も行うこと等により回収を実現したものであり、業務の質的側面においても高く評価できる。



<p>的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。</p>	<p>り組む。具体的には以下 ) ~ ) を実施する。</p> <p>) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>) 返済態勢</p> <p>延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に努める。</p>	<p>) 約定弁済先への対応</p> <p>債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。</p> <p>万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。</p> <p>) 延滞先への対応</p> <p>延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。</p> <p>ア 返済態勢</p> <p>返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に慫慂する。</p>		<p>を行い、経営状況及び財務内容等の把握に努めた。</p> <p>) 「一般債権以外の債権」の圧縮のための取組</p> <p>抜本的な対応が必要な債務者については法的・私的整理を伴う事業再生計画について債務者と粘り強い交渉を行った結果、大型案件の回収につながった。また、業況等回復により完済が見込める債務者についても度重なる交渉の結果、約7年の前倒し回収につなげた。</p> <p>一般債権以外の債権にかかる法的処理は、平成30年度から係属していた訴訟(1件)が勝訴判決により終結した。令和2年度には新たに連帯保証人に対する保証履行請求訴訟(1件)、担保不動産競売申立(1件)、差押(2件)を実施した。</p> <p>また、年度末に2件(計1億円)の貸倒償却を実施した。</p> <p>これらにより一般債権以外の債権については、期首残高27億円から55%圧縮(15億円)し、12億円とした。</p>	<p>○ これは、令和元年度の9億円、25%の圧縮に比べ、令和元年度を6億円、30ポイント上回る結果となった。</p> <p>○ この15億円の圧縮のうち、民事再生法適用申請により事実上倒産した大口債務者との粘り強い回収交渉において再生弁済に加え、別除権の価格交渉により最大の回収が実現できたこと、事業再生計画協議中の債務者との交渉において事業再生計画とは別に担保不動産売却交渉を行い予想を上回る回収が実現できたこと等により、14億円の回収が実現できた。</p> <p>○ また、期限より約7年前倒しで元金が完済されたものもあり、回収の早期化にも貢献した。</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <p>一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の極大化に努める。</p>	<p>以上のことから、「A」評価とした。</p> <p>&lt; 今後の課題 &gt;</p> <p>一般債権の回収が順調に進む一方、回収困難債権の割合が増加している中で、今後、一般債権以外の債権は従来からの業績不振に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続する必要がある。</p> <p>&lt; その他事項 &gt;</p> <p>特になし。</p>
---	--	--	--	--	--	---

）法的処理  
債権の保全と確  
実な回収を図る  
ため、訴訟、競売  
等法的処理が適  
当と判断される  
ものについては、  
厳正、迅速に法的  
処理を進める。

）償却処理  
形式破綻、ある  
いは実質破綻先で  
担保処分に移行  
することを決定  
したもの等、償却  
適状となった債  
権は迅速に償却  
処理を進める。

債権状況の明  
確化等  
将来的な承継業  
務の整理に向け  
た取組として、債  
権管理の状況を  
明確にするため、  
正常債権を含め  
た債権区分ごと  
に回収額、償却  
額、債権の区分移  
動の状況を明示  
する。また、今後  
は回収困難案件  
の比重が高まる  
ことに鑑み、債権  
の最終的な処理  
に向けた体制の

イ 法的処理  
延滞解消が見込  
めず、訴訟、競売  
等法的処理が適  
当と判断される  
ものについては、  
債権の保全と確  
実な回収を図る  
ため、厳正、迅速  
に法的処理を進  
める

ウ 償却処理  
形式破綻、ある  
いは実質破綻先で  
担保処分に移行  
することを決定  
したもの等、償却  
適状となった債  
権は迅速に償却  
処理を進める。

債権状況の明  
確化  
当年度の期首と  
期末の債権残高  
を比較し、正常債  
権を含めた債権  
区分ごとに回収  
額、償却額、債権  
の区分移動の状  
況を明らかにす  
る。

債権状況の明確化

令和2年度中の債権残高の変動状況は  
下表のとおりである。債権残高は期首 81  
億円から 34 億円（令和元年度比 42%）  
減少し、47 億円となった。

< 債権残高変動状況表 >

（単位：億円、単位未満四捨五入）

債権区 分	令和2 年度期 首残高	回 収	償 却	移 入	移 出	令和2年 度期末残 高 - - + -
破産更 生債権 等	20	11	1	-	-	8
貸倒懸 念債権	6	3	-	-	-	4

	整備を進める。			小 計	27	14	1	-	-	12		
				一般債 権	54	19	-	-	-	35		
				合 計	81	33	1	-	-	47		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4 - 1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)		年2回	4回	2回				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき取組を確実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、	内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行う。  ) 内部統制推進委員会等によ	内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行う。  ) 内部統制推進委員会等によ	< 主な定量的指標 >	< 主要な業務実績 > 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会議・研修等は、Web 会議システムやメール活用によるオンライン開催(非対面形式での開催)を中心に行い、対面開催であっても参加人数の制限や参加者間の距離を確保するなど工夫して実施した。主な実績等は、次のとおり。  ) 内部統制推進委員会等による取組	< 評価と根拠 > 評価: B  以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定した取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなどの取組を行った。 ○ Web 会議システムや機構内グループウェアを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつも、必要な会議、研修、情報共有を行った。	評価 B  < 評価に至った理由 >  内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定して各部における取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、引き続き適正な運用を行っている。 Web 会議システムや機構内グループウェアを積極的に活用し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、必要な会議、研修、情報共有を行っている。 また、評価基準である内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)も、2回と基準を満たしている。 以上のことから、「B」評価とした。  < 今後の課題 > 特になし。	

<p>取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。  &lt;関連した指標&gt;  内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p>	<p>る取組  具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>) リスク管理の強化  半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p> <p>) 内部統制等監視委員会による検証等  内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、</p>	<p>る取組  具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、内部統制推進委員会が令和2年度における内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>) リスク管理の強化  半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p> <p>) 内部統制等監視委員会による検証等  内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者</p>	<p>内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;  ・年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。</p>	<p>ア 内部統制推進委員会  感染防止対策を講じた上で内部統制推進委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、内部統制推進に関する方針・計画及び規程の構成を見直すとともに、令和2年度を取組状況について確認を行い、内部統制の推進を図った。</p> <p>イ 内部統制担当理事による職員面談（延期）  新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握する内部統制担当理事と職員との面談を、令和3年度に延期した。</p> <p>ウ 内部統制研修の実施  「事務ミス低減による個人情報漏えいの防止」をテーマとする内部統制研修を、全役職員対象にオンライン形式で実施した（11～12月）。</p> <p>) リスク管理の強化  ア リスク管理委員会による取組  感染防止対策を講じた上でリスク管理委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、事務事故や外部意見等の各種報告・通報制度の状況を把握、分析、共有するとともに、リスク管理方針の改正を行った。</p> <p>イ 事務事故への対応  発生した事務事故（4件）については、速やかに役員と情報共有を行うとともに、その発生原因を分析し、再発防止のため、業務システムの設定変更等の改善措置を行った。また、事務事故の発生防止への取組として、グループウェアを活用した業務上のヒヤリハット事例の全役職員への共有を開始した（2月）。</p> <p>) 内部統制等監視委員会による検証等  ア 内部統制等監視委員会による検証  内部統制等監視委員会は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、オンライン形式で開催し、令和元年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受け</p>	<p>&lt;課題と対応&gt;  ○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務環境の変化を踏まえて電子決裁の導入を進める等、引き続き業務の有効性と効率性を確保するために必要な見直しを講じる。</p>	<p>&lt;その他事項&gt;  特になし。</p>
---	--	--	---	--	---	---------------------------------

	<p>外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p>	<p>を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p>）役職員のコンプライアンス意識の向上  機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。</p>		<p>た（５月）  イ 監事による確認  令和元年度の内部統制推進状況について、監事監査（オンライン及び対面で実施）において確認を受けた（６月）</p> <p>）役職員のコンプライアンス意識の向上  感染防止対策を講じた上で一般職員を対象に「個人情報の保護」をテーマとしてコンプライアンス研修を実施し、職員のコンプライアンス意識の向上を図った。  また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、職員を対象に「コンプライアンス・チェックシート」による自己点検を実施し、正答率は 98.7%であった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4 - 2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修(回数・参加率)	-	年1回・100%	1回・100%	1回・100%				
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数)	-	年2回	2回	2回				
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績(回数・参加率)	-	年1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修:1回・100% 新人職員を対象とした研修:1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修:1回・100% 新人職員を対象とした研修:1回・100%				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対	情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 )情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏	情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等 )情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏ま	<主な定量的指標>  全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数・参加率等)。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研	<主要な業務実績>  )情報セキュリティ対策の強化 政府の緊急事態宣言等を踏まえたBCP(業務継続計画)発動期間中(4~5月及び1~3月)、原則テレワークで業務を行うこととなったため、全役職員に対し、テレワークにおける注意喚起やテレワーク実施のための手順を定めるなどの対策を講じた。 また、非対面方式による会議や研修等の開催	<評価と根拠> 評価: B  以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 ○ 政府の方針を踏まえ、「令和2年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、各種取組を展開するとともに、ホームページ及びネットワ	評価 B  <評価に至った理由>  政府の方針を踏まえ、「令和2年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、各種取組を展開するとともに、ホームページ及びネットワークの脆弱性対策並びに役職員向けの各種点検・訓練を実施するなど、引き続き情報セキュリティの高度化を図っている。 また、法令等に基づき、文書管理、情報開示等を適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修	

<p>策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p>	<p>まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。</p>	<p>え、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、令和2年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、同計画に基づき、適切な情報セキュリティレベルを確保するため、情報システム対策、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。</p>	<p>修実績（回数・参加率等）</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt; ・年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。</p>	<p>需要が高まったため、9月からテレワークの規程やマニュアルを整備して試行運用から正式運用へと移行するとともに、Web会議システムの運用を開始した。</p> <p>ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「令和2年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を踏まえ、次のとおり各種取組を推進した。</p> <p>（ア）情報セキュリティ委員会の開催 感染防止対策を講じた上で情報セキュリティ委員会を開催し、令和元年度情報セキュリティ監査報告で指摘や助言のあった事案への対応状況、情報セキュリティインシデントの情報共有等を行った（7月、12月、3月） （イ）情報セキュリティ実施手順書の改正 メール運用における事故の未然防止（7月） Web会議システムの利用開始に伴う運用手順の新規追加（8月）押印等の見直しに伴う報告書や申請書等の電子化（12月）を主とした情報セキュリティ実施手順書の改正を行った。 （ウ）情報セキュリティに関する教育・訓練 標的型攻撃等の不審メール受信時の対応を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した（8月、2月）。特に令和2年度は、テレワーク導入を踏まえ、テレワーク勤務中の職員を対象とした訓練も実施した。（注：随時実施（予告なし）） 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修をオンライン形式で実施し、各種セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った（11月） （エ）情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認等のため、全役職員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した（10月） （オ）情報セキュリティ監査 「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュ</p>	<p>ークの脆弱性対策並びに役職員向けの各種点検・訓練を実施するなど、引き続き情報セキュリティの高度化を図った。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; ○ 政府の方針、令和2年度までの取組等を踏まえ、引き続き、情報セキュリティの高度化、 文書管理の適正化等に取り組む。 ○ 新型コロナウイルス感染症対策として、今後も在宅勤務（テレワーク）等を運用していくため、情報セキュリティ対策の強化等についても引き続き実施する。</p>	<p>を実施するなど、十分な対応が講じられており、指標である研修回数等も基準値を満たしていることから、「B」評価とした。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; メールの誤送信などのインシデント事案があった。引き続きセキュリティ対策を実施すること。</p> <p>&lt;その他事項&gt; 特になし。</p>
--	--	---	---	--	--	--



<p>また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。</p> <p>&lt;関連した指標&gt;</p> <p>全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。</p>	<p>）適切な文書管理及び情報公開</p> <p>文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年7月1日法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする</p>	<p>）適切な文書管理及び情報公開</p> <p>文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号）、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を</p>	<p>リティ監査を実施した（12月～3月）。</p> <p>（カ）ホームページ及びネットワークの脆弱性対策の推進</p> <p>外部セキュリティベンダによる脆弱性診断を実施した（1月）。</p> <p>（キ）情報システムに関する技術的な対策を推進するための取組</p> <p>令和2～3年度の調達案件について、国が定める情報セキュリティ基準等に合致した仕様内容となるよう（総務部企画課情報システムチームを中心に）十分なレビュー等を実施した。</p> <p>）適切な文書管理及び情報公開</p> <p>文書管理については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」（平成31年3月25日）に基づき、電子決裁機能を含む文書管理システムの構築についての検討を開始し（8月～）令和3年度から構築を開始する為（運用開始は令和4年11月を予定）仕様を作成した（3月）。</p> <p>また、関係法令等の周知徹底及び理解の促進を図るため、新人職員を対象とした研修を実施し（6月）、国立公文書館が実施する研修に文書管理担当者等を派遣した。（8～9月）さらに、全職員を対象として、文書管理に係る最新の動向に関する知識を習得するための文書管理研修をEラーニングで実施した（11～12月）。</p> <p>情報公開については、情報開示請求4件について、適正に情報の開示等を行った。このうち、令和元年度中の一部開示決定に対する不服申立てがあった事案（1件）については、情報公開・個人情報保護不服審査会の答申を踏まえ、原処分を取り消す裁決を行うとともに、裁決の趣旨を踏まえた再処分を行った（10月）。</p> <p>また、情報公開等に関する実務上の留意点等について学ぶことを目的として、外部セミナーに実務担当者を派遣した（8月）。</p>		
--	--	--	--	--	--

	文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。	実施する。				
--	------------------------------	-------	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4 - 3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和3年度行政事業レビューシート 事業番号 2021-環境-20-0324

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	-	平成25年度比で令和2年度までに10%削減  令和12年度までに40%削減	22.4%削減	38.7%削減 (暫定値)				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載 2019年度のCO2排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和2年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(3)業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化  ) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化  ) 人事、組織の活性化に関する取組 人事評価制度については、令和元年度に引き続き、着実な運用と検証を行う。また、働	<主な評価指標等>  職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定め	<主要な業務実績>  ) 人事、組織の活性化に関する取組 ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 人事評価制度について、令和元年度までの運用状況等を踏まえ、人事評価シートにおける期初目標の設定方法等の運用見直しを行った(7月)。 また、令和2年度に新たに着任した役職員を対象として、人事評価制度に関する説明会(計	<評価と根拠> 評価: B  以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度について見直しを行うとともに、着実な運用を行った。また、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を確実に実行し、働き方改革の推進を行った。さらに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる	評価	B  <評価に至った理由>  人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度について見直しを行うとともに、着実な運用が行われている。また、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組も行い、働き方改革の推進が行われている。さらに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる

<p>勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。また、業務運営を今後も的確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害者への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏まえ、法人の</p>	<p>運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。</p>	<p>き方改革の推進に当たっては、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得等、職員のワークライフバランスに配慮した取組を引き続き確実に実行。新たに、令和元年度の試行運用結果を踏まえて、テレワークの運用方針等について検討を行う。さらに、キャリアデザイン研修や環境の最新情勢についてのトピックス研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加等を通じて視野を広げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。加えて、受講者へのアンケート等を踏まえつ</p>	<p>る実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p> <p>&lt;その他の指標&gt;</p> <p>&lt;評価の視点&gt;</p> <p>・年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。</p>	<p>3回)を実施した(7月)。</p> <p>さらに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うBCP(業務継続計画)の発動等により、期初目標の設定等を7月下旬以降としたことから、中間面談を12月に延期すると共に(通常は10月)令和3年3月に期末面談を実施した。なお、令和元年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止した人事評価研修(管理職対象)は、1月に実施した。</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組</p> <p>(ア)衛生委員会を通じた取組</p> <p>感染防止対策を講じた上で衛生委員会を開催し、同委員会を通じて職員の時間外労働の適正管理や年次有給休暇の確実な取得等を推進することにより、職員の健康管理に努めた。</p> <p>(イ)時間外労働の削減</p> <p>働き方改革の一環として、時間外労働の削減を図るため、業務効率等の改善に資する取組(業務の平準化や電子化、押印等廃止に伴う手続きの見直し)や定時退庁の声掛けを推進した。</p> <p>(ウ)テレワークの活用</p> <p>「ワーク・ライフ・バランス」や「多様で柔軟な働き方」の実現を目指して令和2年2月から試行運用を開始したテレワークの仕組みを活用し、新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言等を踏まえたBCP(業務継続計画)発動期間中は、原則全職員をテレワークとし、出勤は業務遂行上必要な職員のみ制限した(4~5月)。なお、この期間中の平均出勤率は31.3%であった。</p> <p>その後、試行運用や職員アンケートの結果を踏まえ、関連規程を整備し、テレワークを本格導入した(9月)。</p> <p>また、1月に緊急事態宣言が再度発令されたため、機構においても再度BCPを発動し、出勤率の7割削減を目標としてテレワーク等の対応を実施した(1~3月)。なお、この期間中の平均出勤率は46.9%であった。</p>	<p>要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指すため、研修体系の見直しを行った。</p> <p>業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA業務継続計画(BCP)」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、PDCAサイクルによる継続的な改善を行うために実効性の検証、課題の抽出を行った。法人文書管理体制については、令和元年度の各部署における外部倉庫の棚卸の結果を踏まえ、不要文書の廃棄を促すなど管理状況の改善を行った。</p> <p>○業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「2020年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。</p> <p>災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>政府の方針、令和2年度の取組状況を踏まえて、引き続き人事、組織の活性化、業務実施体制の強化・改善及び業務における環境配慮の推進に取り組む。</p> <p>引き続き環境省等と連携し、災害廃棄物対策等の災害対応に取り組む。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、既存の業務継続計画の検証を行い、必要な改定を行った。今後も感染の状況と社</p>	<p>人材」の育成を目指すため、研修体系の見直しを行うなど、人材育成に向けた取組や組織の活性化が図られている。</p> <p>業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA業務継続計画(BCP)」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、PDCAサイクルによる継続的な改善を行うために実効性の検証、課題の抽出が行われている。法人文書管理体制については、令和元年度の各部署における外部倉庫の棚卸の結果を踏まえ、不要文書の廃棄を促すなど管理状況の改善が図られている。</p> <p>業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「2020年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に向けた対策が講じられている。</p> <p>災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等、積極的に国の災害廃棄物業務の支援を行っており、その協力体制は高く評価できる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>特になし。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>特になし。</p>
--	---	--	---	--	---	---

<p>ミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。</p> <p>さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つに</p>		<p>つ、より実践的かつ効果的な研修内容となるよう見直す。</p>		<p>(エ) 女性活躍推進の取組 令和元年度に実施した女性活躍推進に関するアンケート結果を分析し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の令和4年4月までの策定に向けて検討を開始した。</p> <p>役員及び管理職の女性登用については、「第4次男女共同参画基本計画」等を踏まえて、下表のとおり法人としての第4次計画目標（平成28年度～令和2年度）を設定し、実現に向けて取り組んだ。</p> <table border="1" data-bbox="1196 583 1804 856"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年3月末時点の状況</th> <th>第4次計画目標（令和2年度末）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性役員</td> <td>1人 / 6人 (16.7%)</td> <td>1人 / 6人</td> </tr> <tr> <td>女性管理職 (課長級以上)</td> <td>5人 / 35人 (14.3%)</td> <td>8.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(オ) 障害者雇用に関する取組 障害者雇用数としては法令に定める当機構の基準となる5名の雇用を達成した。引き続き、障害者雇用及び定着の支援についての取組を行う。</p> <p>ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し 第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から5か年の研修計画とし、次の2つの側面からのアプローチによる研修体系で職員の育成に取り組んだ。</p> <p>「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」アプローチ</p> <p>「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」アプローチ</p> <p>具体的には、下表（添付省略）のとおり、職位ごとに期待される役割等に対して受講すべ</p>		令和2年3月末時点の状況	第4次計画目標（令和2年度末）	女性役員	1人 / 6人 (16.7%)	1人 / 6人	女性管理職 (課長級以上)	5人 / 35人 (14.3%)	8.0%	<p>会の変化に対応するため引き続き見直しを行っていきたい。</p>	
	令和2年3月末時点の状況	第4次計画目標（令和2年度末）													
女性役員	1人 / 6人 (16.7%)	1人 / 6人													
女性管理職 (課長級以上)	5人 / 35人 (14.3%)	8.0%													

<p>なり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。</p> <p>&lt; 関連した指標 &gt;</p> <p>職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実</p>				<p>き研修を整理し、実施した（計 56 講座）。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の研修を中止した。</p> <p>研修の効果に関しては、受講後アンケートにより、それぞれの研修が職員の行動変容や意識改革を促していることを確認した。具体例は、次のとおり。</p> <p>受講後アンケートの回答（一部抜粋）</p> <p>&lt; コンプライアンス・ハラスメント防止研修 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場内の声掛け、コミュニケーションが活性化した。</li> <li>・相手の受け取り方を意識して発言する様になった。</li> </ul> <p>&lt; 管理職研修 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職に求められるマネジメントや管理職がとるべき行動について常に意識をし、行動できるようになった。</li> <li>・部下への積極的な声掛けなどコミュニケーション力の向上が図れている。</li> </ul> <p>エ SNS 等を活用した組織的な広報の推進</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の影響により、例年出展しているイベントがオンライン形式での開催に変更されことを踏まえ、業務紹介動画等を作成し、オンラインイベント上のページや YouTube 環境再生保全機構公式動画チャンネルで公開した（令和 2 年度は計 169 点公開）。令和 2 年度末時点で 2,858 名の YouTube チャンネル登録者を獲得した（令和元年度末比 1,435 名増）。</p> <p>数値はいずれも令和 3 年 3 月 31 日時点</p> <p>また、Facebook 公式アカウントを通じて事業や刊行物等の紹介を行うとともに、機構ウェブサイトや各事業 SNS の傾向分析等に取り組んだ。</p> <p>（主な出展イベント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコプロ Online2020（令和 2 年 11 月 26 日～11 月 28 日）</li> <li>・かわさき環境フォーラム（令和 2 年 12 月 13 日）</li> <li>・エコライフ・フェア 2020 Online（令和 2 年</li> </ul>		
---	--	--	--	--	--	--

<p>「施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p>	<p>）業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の改善を毎年度行う。</p>	<p>）業務実施体制の強化・改善等 「ERCA業務継続計画（BCP）」の改善内容を周知するとともに、引き続き内容の点検、訓練の実施等により、実効性の確認を行い、運用する。 法人文書管理体制について、令和元年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部署で所管する外部倉庫の集中管理の在り方や法人文書管理プロセスの標準化について検討を行う。</p>	<p>12月19日～令和3年1月17日） ・川崎国際環境技術展（令和3年1月21日～2月5日）</p> <p>）業務実施体制の強化・改善等 ア 新型コロナウイルス対策（ERCA業務継続計画（BCP）等）の実施 新型コロナウイルス感染拡大に伴う政府の緊急事態宣言を受けて、BCP（業務継続計画）を発動した（4～5月及び1～3月）。また、引き続きPDCAサイクルにより運用上の課題抽出や改善を継続するとともに、令和2年度のBCP発動期間中の業務運営状況に関する内部監査結果も踏まえ、災害発生時だけでなく、指定感染症の感染拡大時においても適切に必要な業務を継続できるよう、BCPや各種マニュアルの改善・整備に取り組んだ。 また、感染防止対策として、以下の取組を実施した。 ・時差通勤推進のために勤務シフトを臨時的に追加 ・テレワーク実施率向上のため、適時に申請できるよう出退勤システムを改修するとともに、諸手続における押印等を見直し ・職場における感染防止の為、アクリル板や消毒液の設置、マスクの配布等を実施 ・感染防止対策について産業医から情報を収集し、衛生委員会等を通じ職員へ周知徹底 ・発熱や風邪の症状が生じた職員（家族を含む）については2週間の在宅勤務を徹底 ・全役職員の健康管理表を作成し、役員は週に1回職員の健康状況と出勤状況を確認</p> <p>イ 外部倉庫の管理環境の改善 令和元年度の各部署における外部倉庫の棚卸の結果を取りまとめ、外部倉庫に保管している不要文書の廃棄を促した（8月）。 引き続き各部署における外部倉庫内の不要文書の廃棄を促し、利用ルールの見直しに向けた検討を行う。</p>		
----------------------------------	---	--	---	--	--

		<p>）業務における環境配慮の推進 温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排</p>	<p>）業務における環境配慮の推進 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職</p>		<p>ウ ICTの活用による書面・押印・対面の見直し等 （ア）テレワーク環境等の整備 テレワーク接続環境、Web会議システム、内部規程及びマニュアルの整備等により、全役職員が自宅でのテレワークやオンラインでの会議・研修等に参加できる体制を整備した（4～9月に順次整備）。引き続き、Web会議システムの改善等について検討していく。</p> <p>（イ）書面・押印・対面の見直し等 グループウェアを活用し、外部委託契約に係る個人情報チェック等の一部の内部手続をオンライン上で実施可能とすることで、押印を廃止した（8月）。 「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、文書管理規程等の内部規程を改正するなど、諸手続における押印や書面の廃止等の見直しを行った（10～12月）。</p> <p>エ 環境研究総合推進部内の所掌事務の見直し 環境研究総合推進部研究推進課と同部研究業務課について、令和元年度から導入した環境研究総合推進費の評価方法の見直しや新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた会議運営の見直し等の対応により、両課の所掌事務を見直し、組織規程の一部改正を行った。</p> <p>）業務における環境配慮の推進 令和2年3月に策定した「2020年度環境配慮のための実行計画」に基づき、全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、自己点検を行い（9月、2月）、環境配慮の取組を役職員に促した。 事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、令和2年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調達を行った（～3月）。</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--



	<p>出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に実行する。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p>員に促し、省エネルギー(電気使用量の削減)省資源(用紙使用量の削減)及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達の改善に向けて、多角的な視点から検討を行う。</p> <p>温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてPDCAサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成に繋げるための対策について検討する。また、中間目標の達成状況を踏まえて、令和</p>	<p>環境保全等の社会貢献事業への支援を目的としたソーシャル・ボンドやグリーン・ボンド等は、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を計35億円購入した。</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京地下鉄(株)社債：2億円</li> <li>・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社債：3億円</li> <li>・阪神高速道路(株)社債：3億円</li> <li>・神奈川県債：1億円</li> <li>・東日本高速道路(株)社債：14億円</li> <li>・独立行政法人国際協力機構債券(JICA債)：3億円</li> <li>・鉄道建設・運輸施設整備支援機構債：3億円</li> <li>・名古屋高速道路債券：6億円</li> </ul> <p>温室効果ガスの排出抑制への取組について、機構実施計画に基づき、PDCAサイクルにより着実な進展を図るとともに、電気使用量については、事務所の区画別の使用状況を公表することで削減を促す等により中間目標の達成を目指した。さらに、事務所におけるエコバッグのシェアリングやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図る等、中間目標の達成に繋げるための対策を行った。令和2年度についてはテレワークの導入等によってオフィスにおける電気使用量が減り、平成25年度比で38.7%削減となった(令和元年度は平成25年度比22.4%減)。</p> <p>令和元年度の事業活動に係る「環境報告書2020」を作成しウェブサイトで公表した(9月)。同報告書では、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行うとともに、令和元年度におけるERCAのSDGs関連取組や社会貢献活動について紹介を行った。</p>		
--	--	--	---	--	--

	<p>3年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。</p> <p>令和元年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げるとともに、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。</p>	<p>3年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。</p> <p>令和元年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げるとともに、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。</p>		<p>3年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。</p> <p>令和元年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に取り上げるとともに、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。</p>		
	<p>) 災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸</p>	<p>) 災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸</p>		<p>) 災害への対応等 平成31年3月に設置した「災害対応プロジェクトチーム」(職員22名)を中心に、環境省と連携して、災害廃棄物対策に係る取組を実施した。また、今後の災害の発生に備えた事前準備・関係主体との連携強化を目的に、環境省災害廃棄物対策室に3カ月間の人的支援を行った。 ア 発災時における環境省災害廃棄物対策室への応援要員派遣 「令和2年7月豪雨」に係る被害への対応に関し、環境省災害廃棄物対策室に応援要員を</p>		

	<p>懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>	<p>念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>		<p>派遣し（延べ 32 人日）被災自治体の情報収集等の支援を実施した。</p> <p>イ 環境省のモデル事業への参加 環境省関東地方環境事務所の災害廃棄物対策処理計画モデル事業（新潟・群馬・千葉）や災害廃棄物対策啓発交流会（千葉・栃木・新潟・群馬・茨城）にオブザーバー参加（計 18 回、延べ 33 人）し、災害廃棄物処理計画の策定方法等を学ぶとともに、役職員と情報共有するための報告会を実施（3 回：10 月 15 日・2 月 3 日・3 月 11 日開催）した。</p> <p>ウ プロジェクトチームメンバーを対象とした研修の実施 プロジェクトチームに参加する職員の災害廃棄物対策に係る知見の向上を目的とし、内部での研修会を実施（6 回開催）した。</p>		
--	--	---	--	---	--	--

注 3 ) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評価と評価に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

#### 4 . その他参考情報

--